

7 水管 第 301 号
令和 7 年 5 月 2 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の一部変更（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海の別紙 2 の変更、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の別紙 4 の変更等）について（諮問第 475 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第九百八十一号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
(別紙2-4 さんま) 第1～第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1～3 (略) 4 国の留保からの配分について 国の留保分については、1(3)に基づく配分のほか、各都道府県及び大臣管理区分（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分及び第5の2のさんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）を除く。）に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。 (1) (略) (2) 期間予測漁獲量の算出式 期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。 ① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで 漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値 ② (略) ③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値 ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める漁獲実績の値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間	(別紙2-4 さんま) 第1～第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1～3 (略) 4 国の留保からの配分について 国の留保分については、1(3)に基づく配分のほか、各都道府県及び大臣管理区分（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分及び第5の2のさんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）を除く。）に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。 (1) (略) (2) 期間予測漁獲量の算出式 期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。 ① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで <u>実績値</u> ② (略) ③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値 ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める<u>実績値</u>を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の<u>平均</u>

の漁獲実績の値を平均した値で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。)が1以上の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値 イ (略) ④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで 漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値 ⑤ (略) (3) (略) 5 (略) 第7～第9 (略) (別紙2-5 まあじ) 第1～第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。 (2) (略) 2・3 (略) 4 国の留保からの配分について 国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管	の漁獲実績の値で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。)が1以上の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の平均の漁獲実績の値に当該特異率を乗じて得た値 イ (略) ④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで 実績値 ⑤ (略) (3) (略) 5 (略) 第7～第9 (略) (別紙2-5 まあじ) 第1～第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。 (2) (略) 2・3 (略) 4 国の留保からの配分について 国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管
---	--

- 3 -

理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。 (1) (略) (2) 期間予測漁獲量の算出式 期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。 ① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで 漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値 ② (略) ③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値 ア 特異率(当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める漁獲実績の値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の漁獲実績の値を平均した値で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。)が1以上の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値 イ (略) ④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで 漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値 ⑤ (略) (3) (略) 第7～第9 (略)	理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。 (1) (略) (2) 期間予測漁獲量の算出式 期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。 ① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで 実績値 ② (略) ③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値 ア 特異率(当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める実績値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の平均の漁獲実績の値で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。)が1以上の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の平均の漁獲実績の値に当該特異率を乗じて得た値 イ (略) ④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで 実績値 ⑤ (略) (3) (略) 第7～第9 (略)
--	--

- 4 -

(別紙２－６ まいわし太平洋系群) 第１～第５ (略) 第６ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １～３ (略) ４ 国の留保からの配分について 国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分を除く。）に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。 (1) (略) (2) 期間予測漁獲量の算出式 期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。 ① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで <u>漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値</u> ② (略) ③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値 ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める<u>漁獲実績の値</u>を、①に掲げる期間と同じ期間の過去５年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位３年間の漁獲実績の値を<u>平均した値</u>で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。）が１以上の場合	(別紙２－６ まいわし太平洋系群) 第１～第５ (略) 第６ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １～３ (略) ４ 国の留保からの配分について 国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分を除く。）に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。 (1) (略) (2) 期間予測漁獲量の算出式 期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。 ① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで <u>実績値</u> ② (略) ③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値 ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める<u>実績値</u>を、①に掲げる期間と同じ期間の過去５年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位３年間の<u>平均の漁獲実績の値</u>で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。）が１以上の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去
--	--

- 5 -

当該基準日の属する月の翌月の過去５年間の漁獲実績の値のうち上位３年間の漁獲実績の値を<u>平均した値</u>に当該特異率を乗じて得た値 イ (略) ④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで <u>漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値</u> ⑤ (略) (3) (略) 第７～第９ (略) (別紙２－７ まいわし対馬暖流系群) 第１～第５ (略) 第６ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和２年（２０２０年）から令和４年（２０２２年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。<u>ただし</u>、配分を受ける者の間で別途の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。 (2) (略) ２・３ (略) ４ 国の留保からの配分について 国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。 (1) (略)	５年間の漁獲実績の値のうち上位３年間の<u>平均の漁獲実績の値</u>に当該特異率を乗じて得た値 イ (略) ④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで <u>実績値</u> ⑤ (略) (3) (略) 第７～第９ (略) (別紙２－７ まいわし対馬暖流系群) 第１～第５ (略) 第６ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和２年（２０２０年）から令和４年（２０２２年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。 (2) (略) ２・３ (略) ４ 国の留保からの配分について 国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。 (1) (略)
--	--

- 6 -

(2) 期間予測漁獲量の算出式 期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。 ① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで <u>漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値</u> ② (略) ③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値 ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であつて、①に定める<u>漁獲実績の値</u>を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の<u>漁獲実績の値</u>のうち月ごとに上位3年間の<u>漁獲実績の値を平均した値</u>で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。）が1以上の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の<u>漁獲実績の値</u>のうち上位3年間の<u>漁獲実績の値を平均した値</u>に当該特異率を乗じて得た値 イ (略) ④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで <u>漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値</u> ⑤ (略) (3) (略) 第7～第9 (略) (別紙2－8 すけとうだら太平洋系群)	(2) 期間予測漁獲量の算出式 期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。 ① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで <u>実績値</u> ② (略) ③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値 ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であつて、①に定める<u>実績値</u>を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の<u>漁獲実績の値</u>のうち月ごとに上位3年間の<u>平均の漁獲実績の値</u>で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。）が1以上の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の<u>漁獲実績の値</u>のうち上位3年間の<u>平均の漁獲実績の値</u>に当該特異率を乗じて得た値 イ (略) ④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで <u>実績値</u> ⑤ (略) (3) (略) 第7～第9 (略) (別紙2－8 すけとうだら太平洋系群)
--	---

- 7 -

第1～第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの<u>漁獲実績の平均値</u>に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別途の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。 (2)～(4) (略) 2・3 (略) 第7～第9 (略) (別紙2－9 すけとうだら日本海北部系群) 第1～第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 漁獲可能量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの<u>漁獲実績の平均値</u>に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別途の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。 2～4 (略) 第7～第9 (略) (別紙2－10 すけとうだらオホーツク海南部) 第1～第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準	第1～第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの<u>漁獲実績の平均値</u>に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別途の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。 (2)～(4) (略) 2・3 (略) 第7～第9 (略) (別紙2－9 すけとうだら日本海北部系群) 第1～第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 漁獲可能量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの<u>漁獲実績の平均値</u>に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別途の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。 2～4 (略) 第7～第9 (略) (別紙2－10 すけとうだらオホーツク海南部) 第1～第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準
--	--

- 8 -

漁獲可能性を、令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。 ２・３ （略） 第７～第９ （略） （別紙２－11 すけとうだら根室海峡） 第１～第５ （略） 第６ 漁獲可能性の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １ 漁獲可能性の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 漁獲可能性を、令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。 ２・３ （略） 第７～第９ （略） （別紙２－12 するめいか） 第１～第５ （略） 第６ 漁獲可能性の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １ 漁獲可能性の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 （1） 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 漁獲可能性を、令和３年（2021年）から令和５年（2023年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。	漁獲可能性を、令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。 ２・３ （略） 第７～第９ （略） （別紙２－11 すけとうだら根室海峡） 第１～第５ （略） 第６ 漁獲可能性の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １ 漁獲可能性の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 漁獲可能性を、令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。 ２・３ （略） 第７～第９ （略） （別紙２－12 するめいか） 第１～第５ （略） 第６ 漁獲可能性の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １ 漁獲可能性の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 （1） 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 漁獲可能性を、令和３年（2021年）から令和５年（2023年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。
--	---

- 9 -

（2）・（3） （略） ２ 都道府県への配分方法 都道府県への配分方法については、次の(1)及び(2)に定めるところによる。 （1） <u>1(1)</u>の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。 （2） （略） ３・４ （略） 第７～第９ （略） （別紙２－15 まさば及びごまさば太平洋系群） 第１・第２ （略） 第３ 資源管理の目標 １ 目標管理基準値 （1） まさば太平洋系群 <u>482</u>千トン（最大持続生産量を達成する漁獲圧力の代替値として、<u>加入量当たり親魚量が、漁獲圧力が0の場合の加入量当たり親魚量に対し、40パーセントとなるときの漁獲圧力を用いることで達成される資源水準の値</u>） （2） ごまさば太平洋系群 <u>167</u>千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量） ２ 限界管理基準値 （1） まさば太平洋系群 <u>142</u>千トン（<u>漁獲がないと仮定した場合の親魚量の10パーセント</u>） （2） ごまさば太平洋系群 <u>54</u>千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量） ３ 禁漁水準値	（2）・（3） （略） ２ 都道府県への配分方法 都道府県への配分方法については、次の(1)及び(2)に定めるところによる。 （1） <u>平成30年（2018年）から令和２年（2020年）までの漁獲実績</u>の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。 （2） （略） ３・４ （略） 第７～第９ （略） （別紙２－15 まさば及びごまさば太平洋系群） 第１・第２ （略） 第３ 資源管理の目標 １ 目標管理基準値 （1） まさば太平洋系群 <u>1,545</u>千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量） （2） ごまさば太平洋系群 <u>158</u>千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量） ２ 限界管理基準値 （1） まさば太平洋系群 <u>562</u>千トン（<u>最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量</u>） （2） ごまさば太平洋系群 <u>50</u>千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量） ３ 禁漁水準値
--	---

- 10 -

(1) まさば太平洋系群 <u>0</u> トン (2) ごまさば太平洋系群 <u>7</u> トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）） 第4 漁獲シナリオ 1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ (1) まさば太平洋系群 令和<u>6</u>年度（<u>2024</u>年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和<u>17</u>管理年度（<u>2035</u>管理年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(1)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。 (2) ごまさば太平洋系群 令和<u>6</u>年度（<u>2024</u>年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和<u>17</u>管理年度（<u>2035</u>管理年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(2)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。 2 漁獲圧力 (1) まさば太平洋系群 1(1)の規定を踏まえたまさば太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。 ① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の<u>代替値として用いる漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。</u> ②・③ （略） (2) （略） 3 漁獲可能量の算定方法 <u>(1) まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば太平洋系群及びごまさば太平洋系群の管理に関しては、漁獲可能量は、次の①及び②に掲げる両魚種の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。</u>	(1) まさば太平洋系群 <u>67</u> トン（<u>最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量</u>） (2) ごまさば太平洋系群 <u>6</u> トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量） 第4 漁獲シナリオ 1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ (1) まさば太平洋系群 令和<u>元</u>年（<u>2019</u>年）の資源評価に基づき、親魚量が令和<u>12</u>年（<u>2030</u>年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(1)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。 (2) ごまさば太平洋系群 令和<u>元</u>年（<u>2019</u>年）の資源評価に基づき、親魚量が令和<u>12</u>年（<u>2030</u>年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(2)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。 2 漁獲圧力 (1) まさば太平洋系群 1(1)の規定を踏まえたまさば太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。 ① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。 ②・③ （略） (2) （略） 3 漁獲可能量の算定方法 まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば太平洋系群及びごまさば太平洋系群の管理に関しては、漁獲可能量は、次の(1)及び(2)に掲げる両魚種の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする
---	--

- 11 -

① まさば太平洋系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(1)の漁獲圧力を乗じた値 ② ごまさば太平洋系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(2)の漁獲圧力を乗じた値 <u>(2) 管理年度途中の漁獲可能量の調整について</u> <u>まさば太平洋系群又はごまさば太平洋系群について、当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも増加することが示された場合、本則第1の2(4)②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。</u> <u>① 当該特定水産資源の親魚量が、令和17管理年度（2035管理年度）に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。</u> <u>② 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、①の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。</u> <u>③ 漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。</u> 第5 （略） 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1～3 （略） 4 国の留保からの配分について 国の留保分については、1(3)の規定に基づく配分のほか、各都道府県及び大臣管理区分（第5の1のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	(1) まさば太平洋系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(1)の漁獲圧力を乗じた値 (2) ごまさば太平洋系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(2)の漁獲圧力を乗じた値 (新設) 第5 （略） 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1～3 （略） 4 国の留保からの配分について 国の留保分については、1(3)の規定に基づく配分のほか、各都道府県及び大臣管理区分（第5の1のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）
---	---

- 12 -

を除く。)に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。 (1) (略) (2) 期間予測漁獲量の算出式 期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。 ① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで <u>漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値</u> ② (略) ③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値 ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であつて、①に定める<u>漁獲実績の値</u>を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の<u>漁獲実績の値</u>のうち月ごとに上位3年間の<u>漁獲実績の値</u>を平均した値で除して算出する。以下ア及びイにおいて同じ。）が1以上の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の<u>漁獲実績の値</u>のうち上位3年間の<u>漁獲実績の値</u>を平均した値に当該特異率を乗じて得た値 イ (略) ④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで <u>漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値</u> ⑤ (略)	を除く。)に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。 (1) (略) (2) 期間予測漁獲量の算出式 期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。 ① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで <u>実績値</u> ② (略) ③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値 ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であつて、①に定める<u>実績値</u>を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の<u>漁獲実績の値</u>のうち月ごとに上位3年間の<u>平均の漁獲実績の値</u>で除して算出する。以下ア及びイにおいて同じ。）が1以上の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の<u>漁獲実績の値</u>のうち上位3年間の<u>平均の漁獲実績の値</u>に当該特異率を乗じて得た値 イ (略) ④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで <u>実績値</u> ⑤ (略)
--	---

- 13 -

(3) (略) 5 (略) 第7・第8 (略) 第9 その他資源管理に関する重要事項 1 法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。 2 <u>まさば及びごまさば太平洋系群については、直近の海洋環境の変化等の影響を受けて、資源評価の将来予測の不確実性が高まっている状況にある。このため、資源管理の方針に関する検討会を開催し、令和10管理年度の開始までに、まさば及びごまさば太平洋系群の資源管理方針を見直す。</u> (別紙2-16 まさば及びごまさば<u>対馬暖流系群</u>) 第1 特定水産資源の名称 まさば及びごまさば<u>対馬暖流系群</u> 第2 (略) 第3 資源管理の目標 1 目標管理基準値 (1) まさば<u>対馬暖流系群</u> <u>330</u>千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量） (2) ごまさば<u>対馬暖流系群</u> <u>920</u>千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量） 2 限界管理基準値 (1) まさば<u>対馬暖流系群</u> <u>117</u>千トン（<u>親魚量の過去最小値</u>） (2) ごまさば<u>対馬暖流系群</u> <u>31</u>千トン（<u>親魚量の過去最小値</u>）	(3) (略) 5 (略) 第7・第8 (略) 第9 その他資源管理に関する重要事項 法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。 (新設) (別紙2-16 まさば<u>対馬暖流系群</u>及びごまさば<u>東シナ海系群</u>) 第1 特定水産資源の名称 まさば<u>対馬暖流系群</u>及びごまさば<u>東シナ海系群</u> 第2 (略) 第3 資源管理の目標 1 目標管理基準値 (1) まさば<u>対馬暖流系群</u> <u>310</u>千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量） (2) ごまさば<u>東シナ海系群</u> <u>109</u>千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量） 2 限界管理基準値 (1) まさば<u>対馬暖流系群</u> <u>143</u>千トン（<u>最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量</u>） (2) ごまさば<u>東シナ海系群</u> <u>51</u>千トン（<u>最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量</u>）
--	--

- 14 -

3 禁漁水準値 (1) まさば対馬暖流系群 13千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量） (2) ごまさば対馬暖流系群 4千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量） 第4 漁獲シナリオ 1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ (1) まさば対馬暖流系群 令和6年度（2024年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和17年（2035年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(1)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。 (2) ごまさば対馬暖流系群 令和6年度（2024年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和17年（2035年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(2)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。 2 漁獲圧力 (1) （略） (2) ごまさば対馬暖流系群 1(2)の規定を踏まえたごまさば対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。 ①～③ （略） 3 漁獲可能量の算定方法 (1) 管理年度当初の漁獲可能量の設定について まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば対馬暖流系群及びごまさば対馬暖流系群の管理に関しては、漁獲可能量は、次の①及び②に掲げる両魚種の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。 ① （略）	3 禁漁水準値 (1) まさば対馬暖流系群 22千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量） (2) ごまさば東シナ海系群 8千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量） 第4 漁獲シナリオ 1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ (1) まさば対馬暖流系群 令和元年（2019年）の資源評価に基づき、親魚量が令和12年（2030年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(1)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。 (2) ごまさば東シナ海系群 令和元年（2019年）の資源評価に基づき、親魚量が令和12年（2030年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(2)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。 2 漁獲圧力 (1) （略） (2) ごまさば東シナ海系群 1(2)の規定を踏まえたごまさば東シナ海系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。 ①～③ （略） 3 漁獲可能量の算定方法 (1) 管理年度当初の漁獲可能量の設定について まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の管理に関しては、漁獲可能量は、次の①及び②に掲げる両魚種の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。 ① （略）
--	--

- 15 -

② ごまさば対馬暖流系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(2)の漁獲圧力及び0.95（資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値）を乗じた値 (2) 管理年度途中の漁獲可能量の調整について 令和6管理年度における暫定的な措置として、まさば対馬暖流系群又はごまさば対馬暖流系群について、本則第1の2(4)②イの規定に基づき、以下の方法により漁獲可能量を調整することができる。 ①～④ （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。 1 まさば及びごまさば対馬暖流系群大中型まき網漁業 (1)・(2) （略） 2 まさば及びごまさば対馬暖流系群その他大臣許可漁業 (1)・(2) （略） 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。 (2) （略）	② ごまさば東シナ海系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(2)の漁獲圧力及び0.95（資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値）を乗じた値 (2) 管理年度途中の漁獲可能量の調整について 令和6管理年度における暫定的な措置として、まさば対馬暖流系群又はごまさば東シナ海系群について、本則第1の2(4)②イの規定に基づき、以下の方法により漁獲可能量を調整することができる。 ①～④ （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。 1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群大中型まき網漁業 (1)・(2) （略） 2 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群その他大臣許可漁業 (1)・(2) （略） 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。 (2) （略）
---	--

- 16 -

2・3 (略) 4 国の留保からの配分について 国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。 (1) (略) (2) 期間予測漁獲量の算出式 期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。 ① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで <u>漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値</u> ② (略) ③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値 ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める<u>漁獲実績の値</u>を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の<u>漁獲実績の値</u>のうち月ごとに上位3年間の<u>漁獲実績の値</u>を<u>平均した値</u>で除して算出する。以下ア及びイにおいて同じ。）が1以上の場合当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の<u>漁獲実績の値</u>のうち上位3年間の<u>漁獲実績の値</u>を<u>平均した値</u>に当該特異率を乗じて得た値 イ (略) ④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで <u>漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値</u>	2・3 (略) 4 国の留保からの配分について 国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。 (1) (略) (2) 期間予測漁獲量の算出式 期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。 ① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで <u>実績値</u> ② (略) ③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値 ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める<u>実績値</u>を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の<u>漁獲実績の値</u>のうち月ごとに上位3年間の<u>平均の漁獲実績の値</u>で除して算出する。以下ア及びイにおいて同じ。）が1以上の場合当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の<u>漁獲実績の値</u>のうち上位3年間の<u>平均の漁獲実績の値</u>に当該特異率を乗じて得た値 イ (略) ④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで <u>実績値</u>
---	--

- 17 -

⑤ (略) (3) (略) 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項 1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 採捕に係るまさば及びごまさば<u>対馬暖流系群</u>を陸揚げした日 (5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がまさば及びごまさば<u>対馬暖流系群</u>について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの） 2 (略) 第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 1 第5の2のまさば及びごまさば<u>対馬暖流系群</u>その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限（沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。）にあっては許認可隻数333隻、以西底びき網漁業（許可省令第2条第2号に掲げる漁業をいう。）にあっては許認可隻数8隻等）を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。 2 (略) 第9 (略) (別紙2－17 ずわいがに太平洋北部系群) 第1～第5 (略)	⑤ (略) (3) (略) 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項 1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 採捕に係るまさば<u>対馬暖流系群</u>及びごまさば<u>東シナ海系群</u>を陸揚げした日 (5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がまさば<u>対馬暖流系群</u>及びごまさば<u>東シナ海系群</u>について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの） 2 (略) 第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 1 第5の2のまさば<u>対馬暖流系群</u>及びごまさば<u>東シナ海系群</u>その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限（沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。）にあっては許認可隻数333隻、以西底びき網漁業（許可省令第2条第2号に掲げる漁業をいう。）にあっては許認可隻数8隻等）を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。 2 (略) 第9 (略) (別紙2－17 ずわいがに太平洋北部系群) 第1～第5 (略)
--	---

- 18 -

(別紙 2-42 まだら本州太平洋北部系群 (ステップアップ管理対象資源)) 第 1 (略) 第 2 管理年度 7 月 1 日から翌年 6 月末日まで (ステップ 2) 第 3～第 5 (略) 第 6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 <u>1 法第15条第 1 項第 2 号の都道府県別漁獲可能量及び同項第 3 号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、2 及び 3 に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。</u> <u>2 試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和 2 年 (2020 年) から令和 4 年 (2022 年) までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。</u> <u>3 国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ 2 において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ 3 以降の取組に向けて配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。</u> 第 7～第 9 (略)	(別紙 2-42 まだら本州太平洋北部系群 (ステップアップ管理対象資源)) 第 1 (略) 第 2 管理年度 7 月 1 日から翌年 6 月末日まで (ステップ 1) 第 3～第 5 (略) 第 6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 <u>本則第 1 の 2 (5)②のステップ 2 の取組を開始する際に定める。</u> 第 7～第 9 (略)
(別紙 2-43 まだら本州日本海北部系群 (ステップアップ管理対象資源)) 第 1 (略) 第 2 管理年度 7 月 1 日から翌年 6 月末日まで (ステップ 2)	(別紙 2-43 まだら本州日本海北部系群 (ステップアップ管理対象資源)) 第 1 (略) 第 2 管理年度 7 月 1 日から翌年 6 月末日まで (ステップ 1)

第 3～第 5 (略) 第 6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 <u>1 法第15条第 1 項第 2 号の都道府県別漁獲可能量及び同項第 3 号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、2 及び 3 に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。</u> <u>2 試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、平成 30 年 (2018 年) から令和 4 年 (2022 年) までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。</u> <u>3 国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ 2 において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ 3 以降の取組に向けて配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。</u> 第 7～第 9 (略)	第 3～第 5 (略) 第 6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 <u>本則第 1 の 2 (5)②のステップ 2 の取組を開始する際に定める。</u> 第 7～第 9 (略)
(別紙 2-44 まだら北海道太平洋 (ステップアップ管理対象資源)) 第 1 (略) 第 2 管理年度 7 月 1 日から翌年 6 月末日まで (ステップ 2) 第 3～第 5 (略) 第 6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 <u>1 法第15条第 1 項第 2 号の都道府県別漁獲可能量及び同項第 3 号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、2 及び 3 に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。</u>	(別紙 2-44 まだら北海道太平洋 (ステップアップ管理対象資源)) 第 1 (略) 第 2 管理年度 7 月 1 日から翌年 6 月末日まで (ステップ 1) 第 3～第 5 (略) 第 6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 <u>本則第 1 の 2 (5)②のステップ 2 の取組を開始する際に定める。</u>

<u>2 試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。</u> <u>3 国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ2において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ3以降の取組に向けて配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。</u> 第7～第9 （略） （別紙2－45 まだら北海道日本海（ステップアップ管理対象資源）） 第1 （略） 第2 管理年度 7月1日から翌年6月末日まで（ステップ<u>2</u>） 第3～第5 （略） 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 <u>1 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、2及び3に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。</u> <u>2 試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。</u> <u>3 国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ2において国の留保からの配分を行うこと</u>	第7～第9 （略） （別紙2－45 まだら北海道日本海（ステップアップ管理対象資源）） 第1 （略） 第2 管理年度 7月1日から翌年6月末日まで（ステップ<u>1</u>） 第3～第5 （略） 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 <u>本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。</u>
---	---

- 23 -

<u>とはしないものの、ステップ3以降の取組に向けて配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。</u> 第7～第9 （略） （別紙4－4 まさば及びごまさば<u>対馬暖流系群</u>） 第1 対象となる特定水産資源 まさば及びごまさば<u>対馬暖流系群</u>（ごまさば<u>対馬暖流系群</u>に限る。） 第2～第5 （略）	第7～第9 （略） （別紙4－4 まさば<u>対馬暖流系群</u>及びごまさば<u>東シナ海系群</u>） 第1 対象となる特定水産資源 まさば<u>対馬暖流系群</u>及びごまさば<u>東シナ海系群</u>（ごまさば<u>東シナ海系群</u>に限る。） 第2～第5 （略）
---	---

- 24 -

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、令和七年七月一日から施行する。

(準備行為)

第二条 農林水産大臣は、別紙 2―15 及び別紙 2―16、別紙 2―42、別紙 2―43、別紙 2―44、別紙 2―45 の特定水産資源に係る漁業法第十五条第一項各号の数量を定めるため、前条ただし書の施行の日前においても、水産政策審議会の意見又は関係する都道府県知事の意見（同項第二号の都道府県別漁獲可能量の設定に係るものに限る。）を聴くことができる。

資源管理基本方針の一部を変更する告示案について

令和 7 年 5 月
水 産 庁

第 1 今回の変更事項

変更事項 1 : 「別紙 2－15 まさば及びごまさば太平洋系群」における資源管理の目標、漁獲シナリオ等の変更

変更事項 2 : 「別紙 2－16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」及び「別紙 4－4 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」における資源管理の目標、漁獲シナリオ、資源の名称等の変更

変更事項 3 : 「別紙 2－42 まだら本州太平洋北部系群」、「別紙 2－43 まだら本州日本海北部系群」、「別紙 2－44 まだら北海道太平洋」及び「別紙 2－45 まだら北海道日本海」における漁獲可能量の配分の基準等の変更
このほか、修辭的な修正や必要な附則を規定する予定。

第 2 スケジュール

3 月 31 日から 4 月 29 日まで : パブリックコメントの実施

5 月下旬から 6 月上旬 : 官報掲載

【変更事項１】「別紙２－１５ まさば及びごまさば太平洋系群」における資源管理の目標、漁獲シナリオ等の変更

1 変更の趣旨

- (１) 資源管理基本方針の本則の第９の規定により、「農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を、当該資源管理基本方針に記載されているそれぞれの水産資源についておおむね５年ごとに行い、必要があると認めるときは、これを変更する」こととされている。
- (２) 特定水産資源である、まさば及びごまさば太平洋系群については、５年ごとの見直しのため、令和６年８月から令和７年３月にかけて、資源管理基本方針の本則の第８の１に基づく「資源管理の方針に関する検討会」を３回開催し、最新の資源評価に基づく資源管理の目標の案及び漁獲シナリオの案等について議論した。その結果、
- ① 近年の海洋環境の変化を受けて、資源評価の将来予測の不確実性が高まっていること等を踏まえて、資源管理目標とシナリオは、３年以内に見直す。
 - ② まさば太平洋系群については、 MSY を達成する漁獲圧力（ F_{msy} ）の代替値として、加入量当たり親魚量が、漁獲圧力が０の場合の加入量当たり親魚量に対し４０％となるときの漁獲圧力（ $F_{40\%SPR}$ ）を用いて算出した親魚量の水準を資源管理の目標とし、漁獲シナリオの調整係数（ β ）は０．９を用いる。
 - ③ ごまさば太平洋系群については、研究機関から提案された目標管理基準値及びその算定に用いられている再生産関係に従った加入が起これるとする仮定を採用し、 β は０．９を用いる。
 - ④ 上記の組合せにより、令和７管理年度ＡＢＣは、サバ類合計で１３．９万トンとなる。
 - ⑤ 管理年度途中の漁獲可能量の調整ルール（翌管理年度からの繰入）については、さば類対馬暖流系群で導入されていたルールを導入する方向とする。
 - ⑥ 留保の割合については、令和７年４月のＴＡＣ意見交換会にて案を提示すべく、数量明示の大臣管理区分・道県と調整しつつ検討を進める。
 - ⑦ ＮＰＦＣにおける管理（公海での漁獲）については、国内管理との一貫性が確保されるよう、水産庁として引き続き努力していく。
- が取りまとめられた。
- (３) 上記「資源管理の方針に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、まさば及びごまさば太平洋系群の資源管理の目標や漁獲シナリオ等を定める資源管理基本方針の「別紙２－１５」について、所要の変更を行う。

2 変更の内容

変更の内容は、別紙１のとおり。

【変更事項２】「別紙２－１６ まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」及び「別紙４－４ まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」における資源管理の目標、漁獲シナリオ、資源の名称等の変更

1 変更の趣旨

- (１) 資源管理基本方針の本則の第９の規定により、「農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を、当該資源管理基本方針に記載されているそれぞれの水産資源についておおむね５年ごとに行い、必要があると認めるときは、これを変更する」こととされている。
- (２) 特定水産資源である、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群については、５年ごとの見直しのため、令和６年７月から令和７年１月にかけて、資源管理基本方針の本則の第８の１に基づく「資源管理の方針に関する検討会」を２回開催し、最新の資源評価に基づく資源管理の目標の案及び漁獲シナリオの案等について議論した。その結果、
- ① 資源管理目標及び漁獲シナリオについては、水産庁が示した案を採用する。
 - ② 令和７管理年度以降のＴＡＣ配分の基準については、全体としては現行の内容を維持する（過去３年の漁獲実績シェアの平均値を３年ごとに更新）。ただし、数量明示配分の都道府県及び大臣管理区分の間の配分基準については、関係者で議論する。
 - ③ 漁獲可能量の調整ルール（管理年度中の改訂）について、令和６管理年度に採用している暫定的な措置をベースに令和７管理年度以降のルールについて検討する。
 - ④ ＴＡＣ意見交換会において、資源管理の内容について振り返り、意見交換を行う議題を設ける。
 - ⑤ 資源管理、あるいは資源の有効利用の両立に向けて、流通・加工・養殖業者等との意見交換の場について、引き続き積極的に実施する。
- が取りまとめられた。
- (３) 上記「資源管理の方針に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の資源管理の目標や漁獲シナリオ等を定める資源管理基本方針の「別紙２－１６」について、所要の変更を行う。
- (４) また、資源評価における名称の変更に伴い、本特定水産資源の名称を「まさば及びごまさば対馬暖流系群」に変更することとし、「別紙２－１６」及びこの特定水産資源についての資源再建計画を定めた「別紙４－４」について、所要の変更を行う。

2 変更の内容

変更の内容は、別紙２及び別紙３のとおり。

【変更事項３】「別紙２－４２　まだら本州太平洋北部系群」、「別紙２－４３　まだら本州日本海北部系群」、「別紙２－４４　まだら北海道太平洋」及び「別紙２－４５　まだら北海道日本海」における漁獲可能量の配分の基準等の変更

１　変更の趣旨

- （１）特定水産資源である、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋及びまだら北海道日本海については、令和６年７月から資源管理基本方針第１の(５)の①に定めるステップ１（漁業者による漁業法第３０条に基づく漁獲量等の報告体制並びに農林水産大臣及び都道府県知事による漁獲量等に係る情報収集体制を確立するとともに、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題を整理し、それらを解決するための取組を行う段階）の取組が行われている。
- （２）令和７年７月から、資源管理基本方針第１の(５)の②に定めるステップ２（ステップ１の取組を継続しつつ、漁獲可能量による管理について、法第１５条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量及び同項第３号の大臣管理漁獲可能量の試行的な配分等を行う段階）に移行するにあたり、「別紙２－４２　まだら本州太平洋北部系群」、「別紙２－４３　まだら本州日本海北部系群」、「別紙２－４４　まだら北海道太平洋」及び「別紙２－４５　まだら北海道日本海」について、所要の変更を行う。

２　変更の内容

変更の内容は、別紙４のとおり。

変更箇所	変更後	変更前
第 3 の 1 目標管理基準値	(1) まさば太平洋系群 <u>482</u> 千トン（最大持続生産量を達成する漁獲圧力の代替値として、加入量当たり親魚量が、漁獲圧力が 0 の場合の加入量当たり親魚量に対し、40 パーセントとなるときに漁獲圧力を用いることで達成される資源水準の値） (2) ごまさば太平洋系群 <u>167</u> 千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）	(1) まさば太平洋系群 <u>1,545</u> 千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量） (2) ごまさば太平洋系群 <u>158</u> 千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
第 3 の 2 限界管理基準値	(1) まさば太平洋系群 <u>142</u> 千トン（漁獲がないと仮定した場合の親魚量の 10 パーセント） (2) ごまさば太平洋系群 <u>54</u> 千トン（最大持続生産量の 60 パーセントを達成するために必要な親魚量）	(1) まさば太平洋系群 <u>562</u> 千トン（最大持続生産量の 60 パーセントを達成するために必要な親魚量） (2) ごまさば太平洋系群 <u>50</u> 千トン（最大持続生産量の 60 パーセントを達成するために必要な親魚量）
第 3 の 3 禁漁水準値	(1) まさば太平洋系群 <u>0</u> トン (2) ごまさば太平洋系群 <u>7</u> 千トン（最大持続生産量の 10 パーセントが得られる親魚量）	(1) まさば太平洋系群 <u>67</u> 千トン（最大持続生産量の 10 パーセントが得られる親魚量） (2) ごまさば太平洋系群 <u>6</u> 千トン（最大持続生産量の 10 パーセントが得られる親魚量）
第 4 の 1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ	(1) まさば太平洋系群 令和 <u>6</u> 年度（ <u>2024</u> 年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和 <u>17</u> 管理年度（ <u>2035</u> 管理年度）に、少なくとも 50 パーセントの確率で、第 3 の 1(1)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。 (2) ごまさば太平洋系群 令和 <u>6</u> 年度（ <u>2024</u> 年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和 <u>17</u> 管理年度（ <u>2035</u> 管理年度）に、少なくとも 50 パーセントの確率で、第 3 の 1(2)の目標管理基準値	(1) まさば太平洋系群 令和 <u>元</u> 年（ <u>2019</u> 年）の資源評価に基づき、親魚量が令和 <u>12</u> 年（ <u>2030</u> 年）に、少なくとも 50 パーセントの確率で、第 3 の 1(1)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。 (2) ごまさば太平洋系群 令和 <u>元</u> 年（ <u>2019</u> 年）の資源評価に基づき、親魚量が令和 <u>12</u> 年（ <u>2030</u> 年）に、少なくとも 50 パーセントの確率で、第 3 の 1(2)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲

	を上回るよう、漁獲圧力を調整する。	圧力を調整する。
第 4 の 2 漁獲圧力	(1) まさば太平洋系群 1(1)の規定を踏まえたまさば太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。 ① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の代替値として用いる漁獲圧力の水準に 0.9 を乗じた値とする。 (2) (略)	(1) まさば太平洋系群 1(1)の規定を踏まえたまさば太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。 ① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に 0.9 を乗じた値とする。 (2) (略)
第 4 の 3 漁獲可能量の算定方法	(1) まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば太平洋系群及びごまさば太平洋系群の管理に関しては、漁獲可能量は、次の①及び②に掲げる両魚種の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。 ① まさば太平洋系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(1)の漁獲圧力を乗じた値 ② ごまさば太平洋系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(2)の漁獲圧力を乗じた値 (2) 管理年度途中の漁獲可能量の調整について まさば太平洋系群又はごまさば太平洋系群について、当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも増加することが示された場合、本則第 1 の 2(4)②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。	まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば太平洋系群及びごまさば太平洋系群の管理に関しては、漁獲可能量は、次の(1)及び(2)に掲げる両魚種の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする (1) まさば太平洋系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(1)の漁獲圧力を乗じた値 (2) ごまさば太平洋系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(2)の漁獲圧力を乗じた値 (新設)

	① 当該特定水産資源の親魚量が、令和 17 管理年度（2035 管理年度）に、少なくとも 50 パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。 ② 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、①の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。 ③ 漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。	
第 9 その他資源管理 に関する重要事 項	1 法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の 85 パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。 2 まさば及びごまさば太平洋系群については、直近の海洋環境の変化等の影響を受けて、資源評価の将来予測の不確実性が高まっている状況にある。このため、資源管理の方針に関する検討会を開催し、令和 10 管理年度の開始までに、まさば及びごまさば太平洋系群の資源管理方針を見直す。	法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の 85 パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。 （新設）

【備考】

第 6 の 4 に規定する「国の留保からの配分について」の内容については、大臣管理区分及び配分数量を明示する都道府県管理区分の関係者との調整を踏まえて、令和 7 管理年度の開始までに変更する。

【別紙 2】

別紙 2－16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

※パブリックコメントを実施した内容からの変更箇所は、見え消し線と黄色ハイライト部分

変更箇所	変更後	変更前
第 1 特定水産資源の 名称	まさば及びごまさば対馬暖流系群	まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群
第 3 の 1 目標管理基準値	(1) まさば対馬暖流系群 330 千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量） (2) ごまさば対馬暖流系群 920 千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）	(1) まさば対馬暖流系群 310 千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量） (2) ごまさば東シナ海系群 109 千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
第 3 の 2 限界管理基準値	(1) まさば対馬暖流系群 117 千トン（親魚量の過去最小値） (2) ごまさば対馬暖流系群 31 千トン（親魚量の過去最小値）	(1) まさば対馬暖流系群 143 千トン（最大持続生産量の 60 パーセントを達成するために必要な親魚量） (2) ごまさば東シナ海系群 51 千トン（最大持続生産量の 60 パーセントを達成するために必要な親魚量）
第 3 の 3 禁漁水準値	(1) まさば対馬暖流系群 13 千トン（最大持続生産量の 10 パーセントが得られる親魚量） (2) ごまさば対馬暖流系群 4 千トン（最大持続生産量の 10 パーセントが得られる親魚量）	(1) まさば対馬暖流系群 22 千トン（最大持続生産量の 10 パーセントが得られる親魚量） (2) ごまさば東シナ海系群 8 千トン（最大持続生産量の 10 パーセントが得られる親魚量）
第 4 の 1 目標管理基準値 に係る漁獲シナ リオ	(1) まさば対馬暖流系群 令和 6 年度（2024 年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和 17 年（2035 年）に、少なくとも 50 パーセントの確率で、第 3 の 1(1)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。 (2) ごまさば対馬暖流系群 令和 6 年度（2024 年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和 17 年（2035 年）に、少なくとも 50 パーセントの確率で、第 3 の 1(1)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。	(1) まさば対馬暖流系群 令和元年（2019 年）の資源評価に基づき、親魚量が令和 12 年（2030 年）に、少なくとも 50 パーセントの確率で、第 3 の 1(1)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。 (2) ごまさば東シナ海系群 令和元年（2019 年）の資源評価に基づき、親魚量が令和 12 年（2030 年）に、少なくとも 50 パーセントの確率で、第 3 の 1(1)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

	一セントの確率で、第3の1(2)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。	ントの確率で、第3の1(2)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。
第4の2 漁獲圧力	(1) (略) (2) ごまさば <u>対馬暖流系群</u> 1(2)の規定を踏まえたごまさば <u>対馬暖流系群</u> の漁獲圧力は、以下のとおりとする。 ①～③ (略)	(1) (略) (2) ごまさば <u>東シナ海系群</u> 1(2)の規定を踏まえたごまさば <u>東シナ海系群</u> の漁獲圧力は、以下のとおりとする。 ①～③ (略)
第4の3 漁獲可能性の算定方法	(1) 管理年度当初の漁獲可能性の設定について まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば <u>対馬暖流系群</u> 及びごまさば <u>対馬暖流系群</u> の管理に関しては、漁獲可能性は、次の①及び②に掲げる両魚種の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。 ① (略) ② ごまさば <u>対馬暖流系群</u> 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(2)の漁獲圧力及び0.95(資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値)を乗じた値 (2) 管理年度途中の漁獲可能性の調整について 令和6管理年度における暫定的な措置として、まさば <u>対馬暖流系群</u> 又はごまさば <u>対馬暖流系群</u> について、本則第1の2(4)②イの規定に基づき、以下の方法により漁獲可能性を調整することができる。 ①～④ (略)	(1) 管理年度当初の漁獲可能性の設定について まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば <u>対馬暖流系群</u> 及びごまさば <u>東シナ海系群</u> の管理に関しては、漁獲可能性は、次の①及び②に掲げる両魚種の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。 ① (略) ② ごまさば <u>東シナ海系群</u> 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(2)の漁獲圧力及び0.95(資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値)を乗じた値 (2) 管理年度途中の漁獲可能性の調整について 令和6管理年度における暫定的な措置として、まさば <u>対馬暖流系群</u> 又はごまさば <u>東シナ海系群</u> について、本則第1の2(4)②イの規定に基づき、以下の方法により漁獲可能性を調整することができる。 ①～④ (略)
第5 大臣管理区分及び大臣管理区分 ごまさば大臣管理区分	大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。 1 まさば及びごまさば <u>対馬暖流系群</u> 大中型まき網漁業	大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。 1 まさば <u>対馬暖流系群</u> 及びごまさば <u>東シナ海系群</u> 大中型まき

ごとの漁獲量の 管理の手法等	(1)・(2) (略) 2 まさば及びごまさば <u>対馬暖流系群</u> その他大臣許可漁業 (1)・(2) (略)	網漁業 (1)・(2) (略) 2 まさば <u>対馬暖流系群</u> 及びごまさば <u>東シナ海系群</u> その他大臣許可漁業 (1)・(2) (略)
第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項	1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 採捕に係るまさば及びごまさば <u>対馬暖流系群</u> を陸揚げした日 (5) その他参考となるべき事項(漁獲割当割合設定者がまさば及びごまさば <u>対馬暖流系群</u> について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの) 2 (略)	1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 採捕に係るまさば <u>対馬暖流系群</u> 及びごまさば <u>東シナ海系群</u> を陸揚げした日 (5) その他参考となるべき事項(漁獲割当割合設定者がまさば <u>対馬暖流系群</u> 及びごまさば <u>東シナ海系群</u> について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの) 2 (略)
第8 漁獲可能性による管理以外の手法による資源管理に関する事項	1 第5の2のまさば及びごまさば <u>対馬暖流系群</u> その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限(沖合底びき網漁業(許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。)にあっては許認可隻数333隻、以西底びき網漁業(許可省令第2条第2号に掲げる漁業をいう。)にあっては許認可隻数8隻等)を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。 2 (略)	1 第5の2のまさば <u>対馬暖流系群</u> 及びごまさば <u>東シナ海系群</u> その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限(沖合底びき網漁業(許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。)にあっては許認可隻数333隻、以西底びき網漁業(許可省令第2条第2号に掲げる漁業をいう。)にあっては許認可隻数8隻等)を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。 2 (略)

別紙 4-4 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

変更箇所	変更後	変更前
第 1 対象となる特定 水産資源	まさば及びごまさば <u>対馬暖流系群</u> （ごまさば <u>対馬暖流系群</u> に限る。）	まさば <u>対馬暖流系群</u> 及びごまさば <u>東シナ海系群</u> （ごまさば <u>東シナ海系群</u> に限る。）

別紙 2-42 まだら本州太平洋北部系群（ステップアップ管理対象資源）

変更箇所	変更後	変更前
第 2 管理年度	7 月 1 日から翌年 6 月末日まで（ステップ <u>2</u> ）	7 月 1 日から翌年 6 月末日まで（ステップ <u>1</u> ）
第 6 漁獲可能量の都 道府県及び大臣 管理区分への配 分の基準等	<u>1 法第 15 条第 1 項第 2 号の都道府県別漁獲可能量及び同項第 3 号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、2 及び 3 に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。</u> <u>2 試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和 2 年（2020 年）から令和 4 年（2022 年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。</u> <u>3 国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ 2 において国の留保からの配分を行うことはしないものの、ステップ 3 以降の取組に向けて配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。</u>	<u>本則第 1 の 2(5)②のステップ 2 の取組を開始する際に定める。</u>

変更箇所	変更後	変更前
第 2 管理年度	7 月 1 日から翌年 6 月末日まで（ステップ 2）	7 月 1 日から翌年 6 月末日まで（ステップ 1）
第 6 漁獲可能性の都 道府県及び大臣 管理区分への配 分の基準等	1 法第 15 条第 1 項第 2 号の都道府県別漁獲可能性及び同項第 3 号の大臣管理漁獲可能性並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、2 及び 3 に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。 2 試行目安数量は、漁獲可能性から国の留保を除いた数量に、平成 30 年（2018 年）から令和 4 年（2022 年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。 3 国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ 2 において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ 3 以降の取組に向けて配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。	本則第 1 の 2(5)②のステップ 2 の取組を開始する際に定める。

変更箇所	変更後	変更前
第 2 管理年度	7 月 1 日から翌年 6 月末日まで（ステップ 2）	7 月 1 日から翌年 6 月末日まで（ステップ 1）
第 6 漁獲可能性の都 道府県及び大臣 管理区分への配 分の基準等	1 法第 15 条第 1 項第 2 号の都道府県別漁獲可能性及び同項第 3 号の大臣管理漁獲可能性並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、2 及び 3 に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。 2 試行目安数量は、漁獲可能性から国の留保を除いた数量に、令和 2 年（2020 年）から令和 4 年（2022 年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。 3 国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ 2 において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ 3 以降の取組に向けて配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。	本則第 1 の 2(5)②のステップ 2 の取組を開始する際に定める。

変更箇所	変更後	変更前
第 2 管理年度	7 月 1 日から翌年 6 月末日まで（ステップ 2）	7 月 1 日から翌年 6 月末日まで（ステップ 1）
第 6 漁獲可能量の都 道府県及び大臣 管理区分への配 分の基準等	1 法第 15 条第 1 項第 2 号の都道府県別漁獲可能量及び同項第 3 号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「<u>試行水準</u>」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、2 及び 3 に基づく数量を算出し、「<u>試行目安数量</u>」として提示する。 2 試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和 2 年（2020 年）から令和 4 年（2022 年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。 3 国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ 2 において国の留保からの配分を行うことはしないものの、ステップ 3 以降の取組に向けて配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。	本則第 1 の 2(5)②のステップ 2 の取組を開始する際に定める。



マサバ（太平洋系群）①

マサバは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち太平洋側に分布する群である。本系群の漁獲量や資源量は漁期年（7月～翌年6月）の数値を示す。

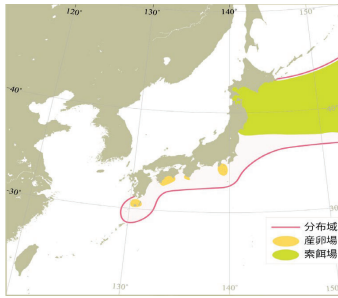


図1 分布域

太平洋沿岸に広く分布する。産卵場は、日本の南岸の黒潮周辺域に形成される。

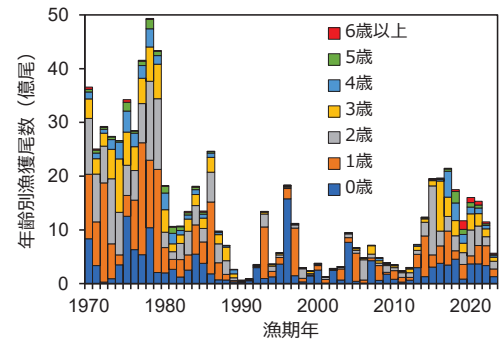
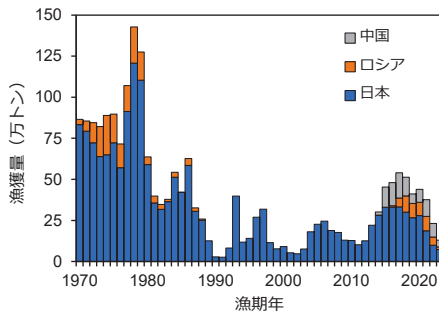


図2 漁獲量の推移



日本の漁獲量は、1970年代は高い水準で推移したが、1980年代に減少し、1990年代および2000年代は低い水準で推移した。2013年漁期以降に増加傾向、2021年漁期以降に減少傾向を示し、2023年漁期は7.3万トンであった。2014年漁期以降、外国船による漁獲があり、2023年漁期のロシアによる漁獲量は1.6万トン、中国による漁獲量は4.1万トンであった。

図3 年齢別漁獲尾数の推移

0、1歳魚が主体であったが、2015～2020年漁期は2歳以上の割合が増加していた。2021年漁期以降は再び0、1歳魚の割合が増加している。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

マサバ（太平洋系群）②

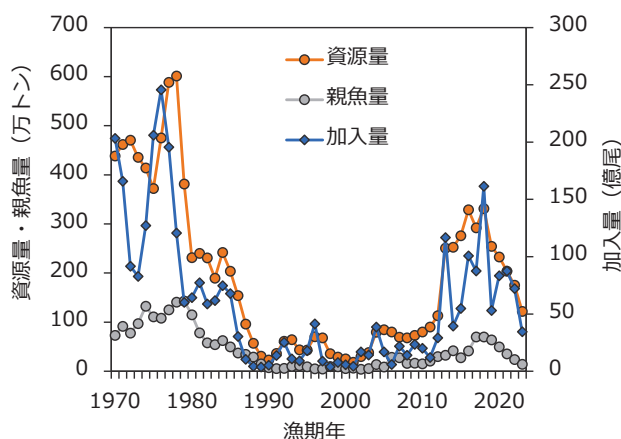


図4 資源量・親魚量・加入量の推移

資源量は、1970年代は高い水準で推移していたが、1980年代以降に急減し、2000年代は低い水準で推移した。2013年漁期に急増したが2019年漁期以降は減少し、2023年漁期は122万トンであった。親魚量は、資源量と同様の傾向を示して2017年漁期に増加したが、直近5年間（2019～2023年漁期）で見ると減少傾向で、2023年漁期は14万トンであった。加入量（0歳魚の資源尾数）は、2013、2018年漁期に高い値となったが、2019年漁期以降は減少傾向を示している。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

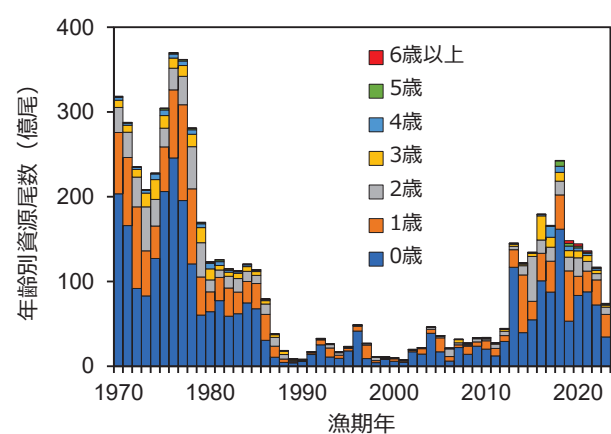


図5 年齢別資源尾数の推移

資源の年齢組成を尾数でみると、0歳（青）、1歳（橙）を中心に構成されており、2歳以上の割合は低い。

マサバ（太平洋系群）③

本系群では、生物学的管理基準値をもとにMSY管理基準値に相当する代替値を提案する1Bルールを適用する。1Bルールにおいては、MSYの代替値は、仮定した加入量（図6）のもとで、 F_{msy} の代替値として提案する漁獲圧の強さ（ $F_{50\%SPR}$ 、図7）で漁獲を続けた場合に期待される漁獲量であり、そのときの親魚量が SB_{msy} の代替値となる。

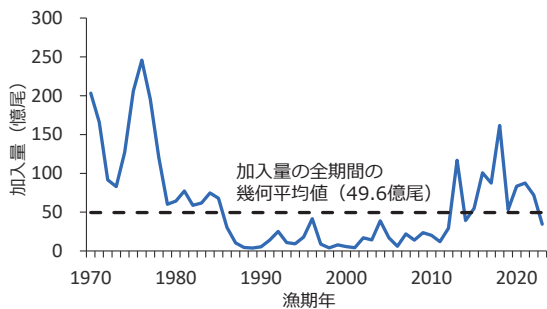


図6 加入量の推移と将来予測に適用する加入量

本系群ではMSY等の管理基準値を頑健に推定することが困難と判断した。そのため将来の加入量は、全期間の加入量の幾何平均値として推定された49.6億尾から、1次の自己相関構造をもつ対数正規分布に従って変動し、親魚量と独立に求められると仮定して、MSY等の管理基準値を提案した。

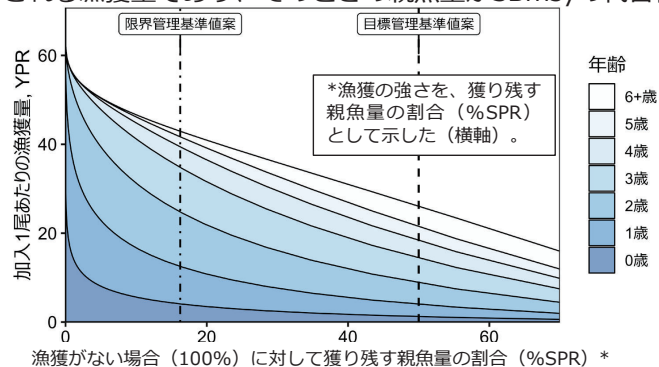


図7 漁獲圧（%SPR）と加入1尾あたりの漁獲量（YPR）の関係

最大持続生産量（MSY）を実現する漁獲圧の代替値（ F_{msy} ）として $F_{50\%SPR}$ を提案する。この漁獲圧で将来予測した時に推定される平均親魚量（ $SB_{msy}=62.6$ 万トン）を目標管理基準値案、漁獲がないときの親魚量の10%を限界管理基準値案とし、禁漁水準案は暫定的に0トンとする。

目標管理基準値案	限界管理基準値案	禁漁水準案	2023年漁期の親魚量	MSYの代替値	2023年漁期の漁獲量
62.6万トン	14.2万トン	0トン	14.4万トン	19.4万トン	13.0万トン

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

マサバ（太平洋系群）④

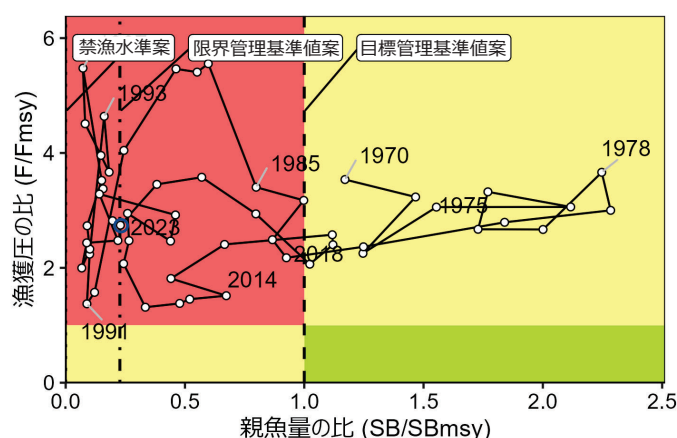


図8 神戸プロット（神戸チャート）

漁獲圧（ F ）は、すべての期間において最大持続生産量（MSY）を実現する漁獲圧（ F_{msy} ）を上回っている。親魚量（ SB ）は、1970～1981年漁期および2017～2019年漁期を除いて、MSYを実現する親魚量（ SB_{msy} ）を下回っている。

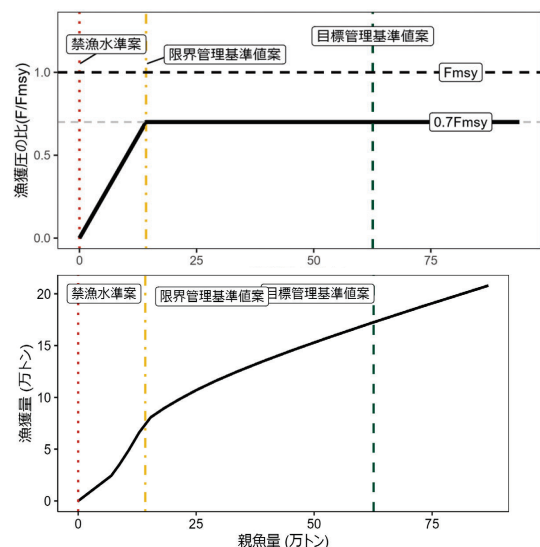


図9 漁獲管理規則案（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

F_{msy} に乘じる調整係数である β を0.7とした場合の漁獲管理規則案を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

マサバ（太平洋系群）⑤

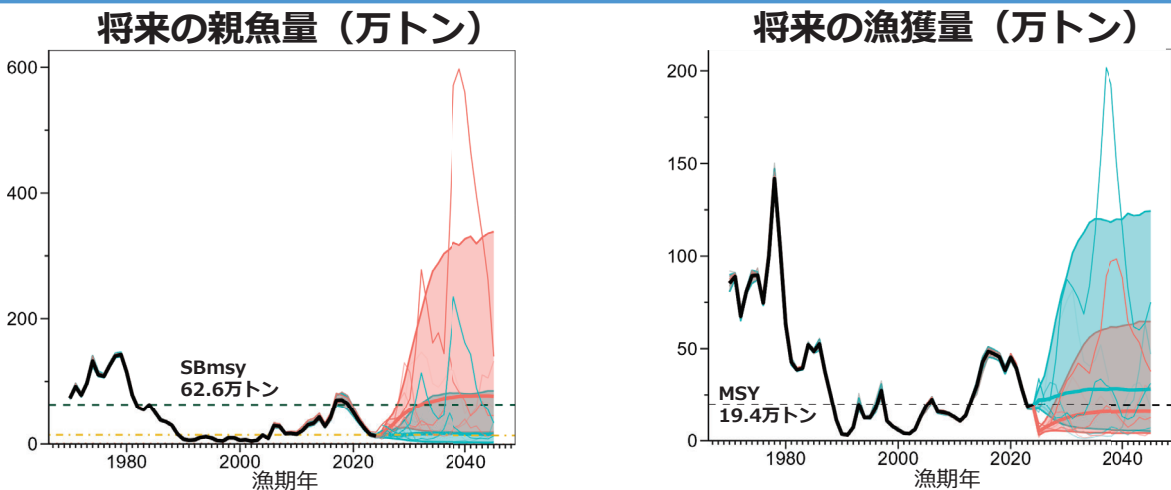


図10 漁獲管理規則案の下での親魚量と漁獲量の将来予測（現状の漁獲圧は参考）

将来の加入量は、全期間の加入量の幾何平均値として推定された49.6億尾から、1次の自己相関構造をもつ対数正規分布に従って変動し、親魚量と独立に求められると仮定し、 β を0.7とした場合の漁獲管理規則案に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。親魚量の中央値は目標管理基準値案を上回り、漁獲量の中央値は一旦、減少した後、緩やかに増加する。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

漁獲管理規則案に基づく将来予測 ($\beta=0.7$ の場合)
現状の漁獲圧に基づく将来予測
実線は予測結果の中央値を、網掛けは予測結果（1万回のシミュレーションを試行）の90%が含まれる範囲を示す。
----- MSY
----- 目標管理基準値案
----- 限界管理基準値案
----- 禁漁水準案

マサバ（太平洋系群）⑥

F50%SPR

表1. 将来の平均親魚量（万トン）

2035年漁期に親魚量が目標管理基準値案（62.6万トン）を上回る確率													2035年漁期に親魚量が限界管理基準値案（14.2万トン）を上回る確率	
β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035		
1.0	12.1	15.0	23.9	29.6	39.2	51.5	64.2	77.0	87.9	97.9	106.9	113.1	91%	47%
0.9			24.3	30.5	40.7	53.8	67.3	81.0	92.7	103.3	113.1	119.8	92%	49%
0.8			24.7	31.4	42.4	56.2	70.6	85.2	97.7	109.2	119.8	127.0	93%	52%
0.7			25.1	32.4	44.1	58.8	74.1	89.7	103.2	115.5	127.0	134.9	94%	54%
現状の漁獲圧			15.8	14.5	16.2	19.7	23.5	27.3	30.1	32.7	34.8	36.0	55%	13%

表2. 将来の平均漁獲量（万トン）

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.0	18.4	7.0	9.8	12.9	16.4	19.7	23.1	26.2	28.6	30.9	32.7	34.0
0.9		6.3	8.9	11.9	15.1	18.3	21.5	24.5	26.8	29.0	30.7	32.0
0.8		5.7	8.1	10.8	13.8	16.8	19.8	22.6	24.8	26.9	28.5	29.8
0.7		5.0	7.2	9.7	12.4	15.2	17.9	20.6	22.6	24.6	26.2	27.3
現状の漁獲圧		22.6	24.4	28.6	33.8	38.8	43.6	47.6	50.2	52.6	54.2	55.1

漁獲管理規則案に基づく将来予測において、 β を0.7～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧（2021～2023年漁期の平均： $\beta=3.33$ 相当）の場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移を示す。2024年漁期の漁獲量は、予測される資源量と2023年漁期の漁獲圧により仮定し、2025年漁期から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。将来予測にあたっては、近年の生物学的特性として2017～2023年漁期の平均的な年齢別体重と年齢別成熟率を適用した。

$\beta=0.7$ とした場合、2025年漁期の平均漁獲量は5.0万トン、2035年漁期に親魚量が限界管理基準値案を上回る確率は94%、目標管理基準値案を上回る確率は54%と予測される。また、 β が0.8以下の場合、2035年漁期の親魚量は限界管理基準値案および目標管理基準値案をともに50%以上の確率で上回ると予測される。

※表の値は今後の資源評価により更新される。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

マサバ（太平洋系群）⑦

本系群では、長期的に生物学的特性が変化しており、近年は過去に観測されなかったレベルまでの顕著な成長および成熟の遅れが見られている。再生産関係に基づき管理基準値を求める1Aルールのもとでは、最大持続生産量を実現する漁獲圧（Fmsy）が将来の生物学的特性の仮定により大きく変化し、頑健な管理基準値の推定が困難であると判断した。そこで、予測される加入の仮定のもとでFmsyの代替値となる漁獲圧で漁獲を続けた場合に期待される最大漁獲量をMSYの代替値、そのときの親魚量をSBmsyの代替値とする1Bルールを適用した。将来予測にあたっては、近年の生物学的特性として2017～2023年漁期の平均的な年齢別体重と年齢別成熟割合を適用した。

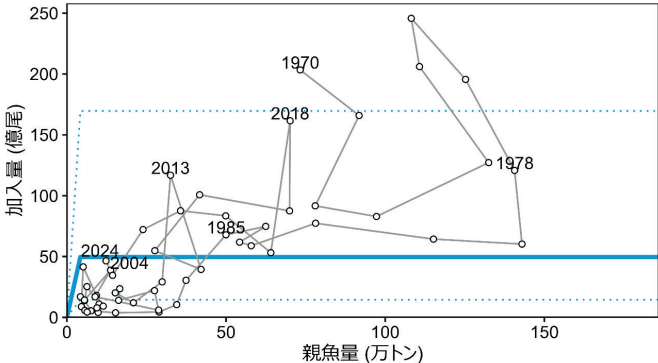
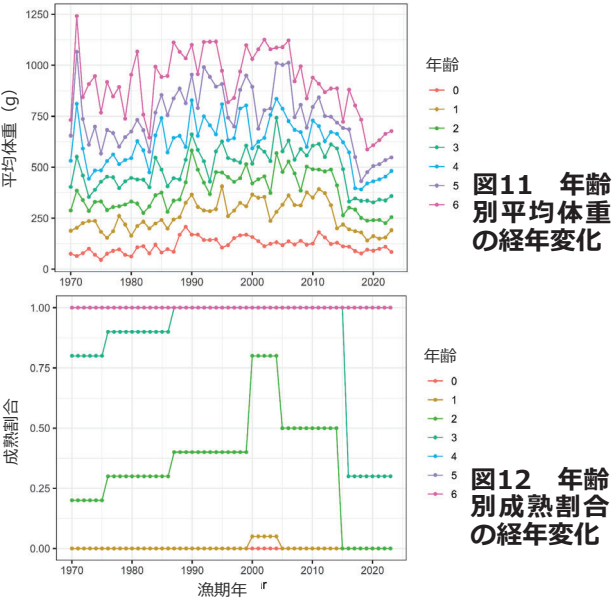


図13 親魚量と加入量の関係と1Bルールに適用した加入量の仮定

本系群における1Bルールでは、加入量は親魚量によらず平均的には過去全期間の幾何平均値（青太線、49.6億尾）とするが、過去最低親魚量以下では、親魚量が0のときに加入量も0となるように直線的に減少する仮定を用いた。青点線は加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

(追加資料)

マサバ（太平洋系群）⑧

F40% SPR

表1. 将来の平均親魚量（万トン）

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035		
1.00	12.1	15.0	22.4	26.3	33.7	43.4	53.5	63.7	72.1	79.8	86.7	91.2	87%	48%
0.95			22.6	26.9	34.6	44.7	55.2	65.8	74.6	82.6	89.8	94.6	88%	49%
0.90			22.9	27.4	35.5	46.1	57.0	68.0	77.2	85.6	93.2	98.2	88%	51%
0.85			23.1	28.0	36.5	47.5	58.9	70.3	79.9	88.7	96.7	102.0	89%	52%
0.80			23.4	28.6	37.5	48.9	60.8	72.8	82.8	92.0	100.3	105.9	90%	54%
0.75			23.7	29.2	38.5	50.4	62.8	75.3	85.8	95.5	104.2	110.1	91%	56%
0.70			24.0	29.8	39.5	52.0	64.9	77.9	89.0	99.1	108.3	114.6	92%	57%
現状の漁獲圧				15.8	14.5	16.2	19.7	23.5	27.3	30.1	32.7	34.8	36.0	55%

表2. 将来の平均漁獲量（万トン）

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.00	18.4	9.6	12.8	16.6	20.6	24.5	28.4	32.0	34.6	37.1	39.0	40.3
0.95		9.1	12.3	16.0	19.9	23.8	27.6	31.1	33.7	36.1	38.0	39.4
0.90		8.7	11.8	15.4	19.2	23.0	26.7	30.1	32.7	35.1	37.0	38.4
0.85		8.2	11.3	14.7	18.5	22.1	25.8	29.1	31.7	34.1	35.9	37.3
0.80		7.8	10.7	14.1	17.7	21.3	24.8	28.1	30.6	32.9	34.8	36.1
0.75		7.3	10.2	13.4	16.9	20.4	23.8	27.0	29.4	31.7	33.5	34.9
0.70		6.9	9.6	12.7	16.1	19.4	22.7	25.8	28.2	30.5	32.2	33.6
現状の漁獲圧		22.6	24.4	28.6	33.8	38.8	43.6	47.6	50.2	52.6	54.2	55.1

第4回SH会合（2/5）を経た依頼に基づき、F40%SPR（漁獲がない場合と比べて親魚を40%残す漁獲圧）をFmsyの代替値とした場合の試算を示す。この場合、MSYの代替値は22.3万トン、SBmsyの代替値は48.2万トンとなる。Fmsyの代替値に乗ずる係数 β を0.7～1.0とした場合と現状の漁獲圧（2021～2023年漁期の平均： $\beta=2.38$ 相当）の場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移を示した。将来予測にあたっては、近年の生物学的特性として2017～2023年漁期の平均的な年齢別体重と年齢別成熟率を適用した。 $\beta=0.9$ とした場合、2025年漁期の平均漁獲量は8.7万トン、2035年漁期に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は51%と予測される。なお、将来の加入の仮定や将来予測の不確実性を考慮したリスク評価に基づけば $\beta=0.75$ が推奨され、このときの2025年漁期の平均漁獲量は7.3万トンとなる。

※表の値は今後の資源評価により更新される。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。



ゴマサバ（太平洋系群）①

2025年1月17日公開

ゴマサバは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち太平洋側に分布する群である。本系群の漁獲量や資源量は漁期年（7月～翌年6月）の数値を示す。

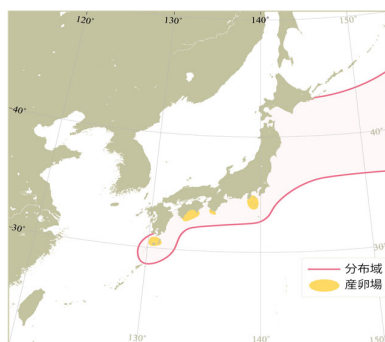


図1 分布域

分布の中心は日本の太平洋側。産卵場は、日本の南岸の黒潮周辺域に形成される。

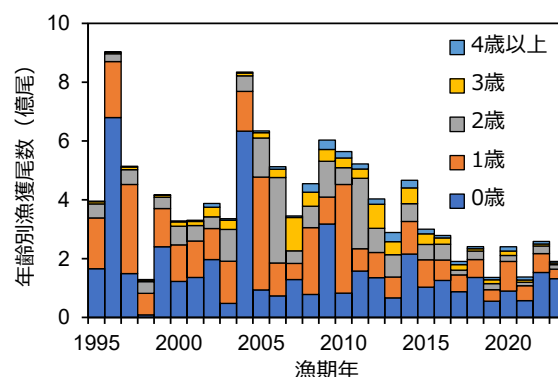
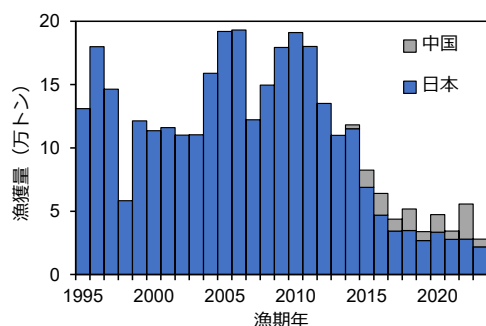


図2 漁獲量の推移

図3 年齢別漁獲尾数の推移



日本の漁獲量は、2005～2011年漁期は高い水準で推移していたが、2012年漁期以降、減少傾向を示し、2023年漁期は2.2万トンであった。2014年漁期以降、外国船による漁獲があり、2023年漁期の中国による漁獲量は0.6万トンであった。

年変化が大きいものの1、2歳魚が主体である。また、加入が良好な年級群（1996、2004、2009年漁期）が出現すると、その年級群が0、1歳魚として大量に漁獲される特徴が見られる。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

2025年1月17日公開

ゴマサバ（太平洋系群）②

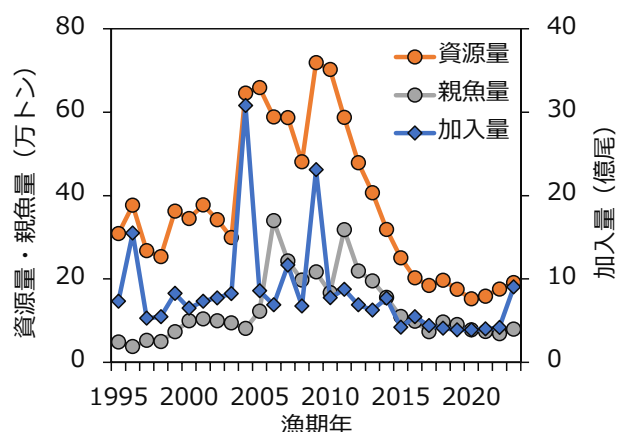


図4 資源量・親魚量・加入量の推移

資源量は、2004～2011年漁期は高い水準で推移していたが、2012年漁期以降に急減し、2023年漁期は19.1万トンとなった。親魚量は、資源量と同様の傾向を示し、直近5年間（2019～2023年漁期）でみると減少傾向で、2023年漁期は7.9万トンであった。加入量（0歳魚の資源尾数）は、1996、2004、2009年漁期に高い値を示した他は比較的安定して推移しており、2015年漁期以降は低い値となっていたが、2023年漁期は比較的高い値となった。

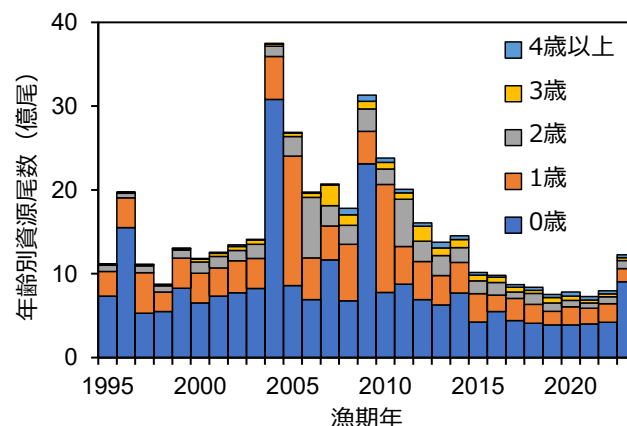


図5 年齢別資源尾数の推移

資源の年齢組成を尾数でみると、0歳魚（青）、1歳魚（橙）を中心に構成されており、2歳以上が占める割合は低い。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

ゴマサバ（太平洋系群）③

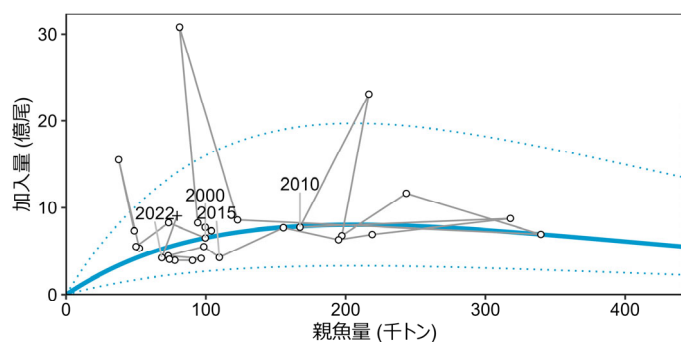


図6 再生産関係

1995～2022年漁期の親魚量と加入量（白丸）に対し、リッカー型の再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。図中の×印は、2023年漁期の親魚量と加入量である。

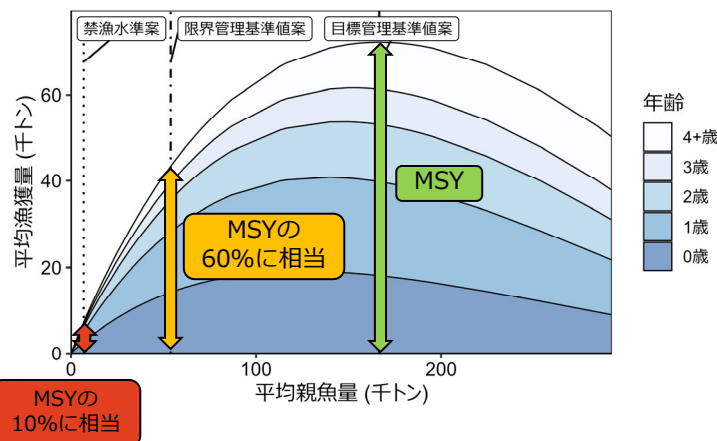


図7 管理基準値案と禁漁水準案

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は、リッカー型の再生産関係に基づき16.7万トンと算定される。目標管理基準値としてはSBmsy、限界管理基準値としてはMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準としてはMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量を提案する。

目標管理基準値案	限界管理基準値案	禁漁水準案	2023年漁期の親魚量	MSY	2023年漁期の漁獲量
16.7万トン	5.4万トン	0.7万トン	7.9万トン	7.2万トン	3.1万トン

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

ゴマサバ（太平洋系群）④

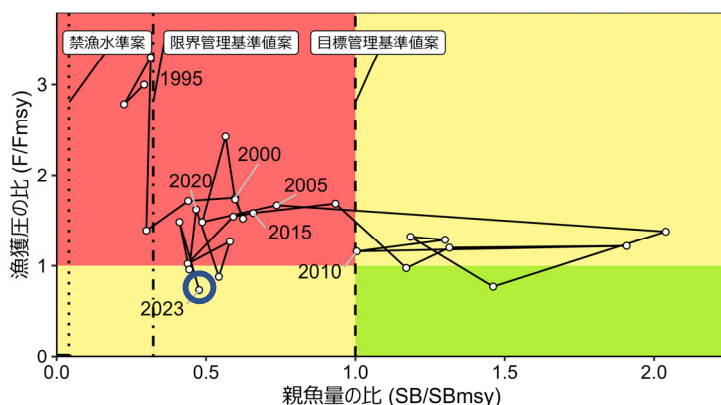


図8 神戸プロット（神戸チャート）

親魚量（SB）は、2006～2013年漁期において最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）を上回っていたが、2005年漁期以前および2014年漁期以降は下回っている。漁獲圧（F）は、2007、2013、2019、2021、2023年漁期においてSBmsyを維持する漁獲圧（Fmsy）を下回っていたが、その他の年は上回っている。

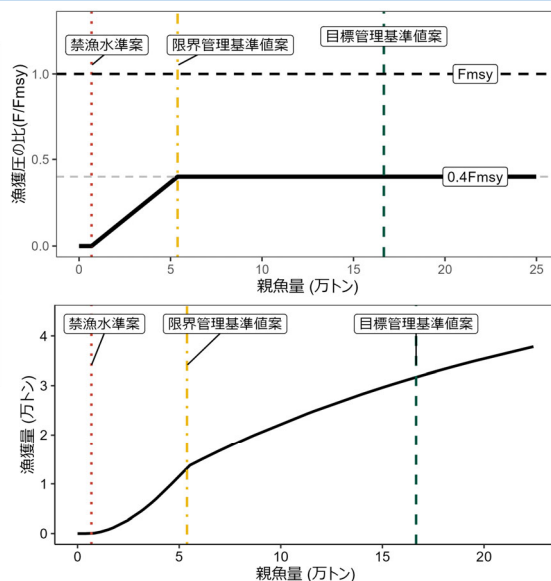


図9 漁獲管理規則案（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

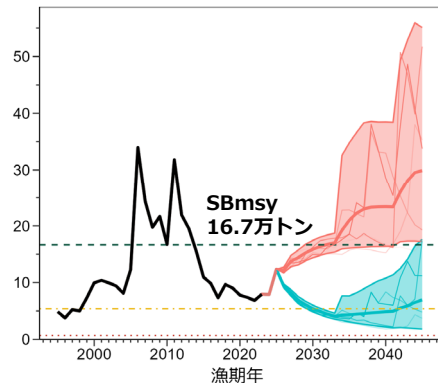
Fmsyに乘じる調整係数である β を0.4とした場合の漁獲管理規則案を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

ゴマサバ（太平洋系群）⑤

近年の低水準の加入が2024年漁期以降も継続する場合

将来の親魚量（万トン）



将来の漁獲量（万トン）

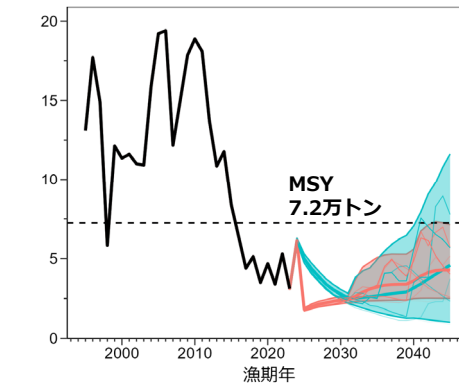


図10 漁獲管理規則案の下での親魚量と漁獲量の将来予測（現状の漁獲圧は参考）

加入量に近年の再生産関係の残差（再生産関係式から期待される加入量からのずれ）を考慮し、 β を0.4とした漁獲管理規則案に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。長期的には、親魚量の平均値、漁獲量の平均値ともに緩やかに増加し、親魚量の平均値は2035年漁期までに目標管理基準値案（SBmsy）に到達する。

— 漁獲管理規則案に基づく将来予測（ $\beta=0.4$ の場合）

— 現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果（1万回のシミュレーションを試行）の90%が含まれる範囲を示す。

----- MSY

----- 目標管理基準値案

----- 限界管理基準値案

..... 禁漁水準案

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

ゴマサバ（太平洋系群）⑥

近年の低水準の加入が2024年漁期以降も継続する場合

表1. 将来の平均親魚量（万トン）

2035年漁期に親魚量が目標管理基準値案（16.7万トン）を上回る確率													2035年漁期に親魚量が限界管理基準値案（5.4万トン）を上回る確率	
β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035		
1.0	7.9	12.4	10.1	9.5	8.5	8.0	7.5	7.1	6.8	6.5	7.1	7.5	95%	1%
0.9			10.4	10.1	9.3	8.9	8.5	8.2	8.0	7.7	8.6	9.1	100%	3%
0.8			10.8	10.7	10.2	9.9	9.7	9.5	9.3	9.2	10.3	11.1	100%	10%
0.7			11.1	11.4	11.1	11.1	11.0	10.9	10.9	10.9	12.2	13.2	100%	13%
0.6			11.4	12.2	12.1	12.3	12.4	12.6	12.6	12.7	14.4	15.6	100%	24%
0.5			11.8	12.9	13.2	13.7	14.1	14.4	14.6	14.8	16.7	18.2	100%	46%
0.4			12.2	13.7	14.4	15.3	15.9	16.4	16.7	17.0	19.2	21.0	100%	88%
現状の漁獲圧			9.4	8.2	6.9	6.1	5.4	4.9	4.4	4.1	4.3	4.3	14%	0%

表2. 将来の平均漁獲量（万トン）

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.0	6.1	4.1	3.9	3.6	3.4	3.2	3.0	2.9	3.0	3.2	3.4	3.5
0.9		3.8	3.6	3.5	3.3	3.2	3.1	3.0	3.2	3.4	3.6	3.8
0.8		3.4	3.4	3.3	3.2	3.1	3.1	3.0	3.2	3.5	3.7	3.9
0.7		3.0	3.1	3.1	3.1	3.0	3.0	3.0	3.2	3.5	3.8	4.0
0.6		2.6	2.8	2.8	2.8	2.9	2.9	2.9	3.1	3.5	3.7	3.9
0.5		2.2	2.4	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7	3.0	3.2	3.5	3.6
0.4		1.8	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.4	2.6	2.9	3.1	3.2
現状の漁獲圧		5.0	4.4	3.9	3.4	3.0	2.7	2.5	2.5	2.6	2.6	2.7

漁獲管理規則案に基づく将来予測において、 β を0.4～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧（2018～2022年漁期の平均： $\beta=1.25$ 相当）の場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移を示す。2024年漁期の漁獲量は、予測される資源量と現状の漁獲圧により仮定し、2025年漁期から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。

$\beta=0.4$ とした場合、2025年漁期の平均漁獲量は1.8万トン、2035年漁期に親魚量が限界管理基準値案を上回る確率は100%、目標管理基準値案を上回る確率は88%と予測される。また、 β が0.4以下の場合、2035年漁期の親魚量は限界管理基準値案および目標管理基準値案とともに50%以上の確率で上回ると予測される。

上記は近年の低水準の加入量が2024年漁期以降も継続することを想定した場合の漁獲管理規則案に基づく将来予測結果であり、2024年漁期以降に加入が再生産関係式から予測される水準に戻ることを想定した場合の将来予測結果は次ページに示す。

※表の値は今後の資源評価により更新される。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

ゴマサバ（太平洋系群）⑦

2024年漁期以降、適用した再生産関係に従う加入が起こると仮定した場合

表3. 将来の平均親魚量（万トン）

2035年漁期に親魚量が目標管理基準値案（16.7万トン）を上回る確率

2035年漁期に親魚量が限界管理基準値案（5.4万トン）を上回る確率

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035		
1.0	7.9	12.4	12.3	13.9	14.5	15.2	15.5	15.9	16.1	16.1	16.2	16.2	100%	40%
0.9			12.7	14.8	15.8	16.8	17.4	17.9	18.2	18.3	18.4	18.5	100%	58%
0.8			13.1	15.8	17.3	18.6	19.4	20.1	20.4	20.6	20.8	20.8	100%	74%
0.7			13.5	16.8	18.8	20.6	21.7	22.5	22.8	23.0	23.2	23.1	100%	87%
0.6			14.0	17.9	20.5	22.7	24.1	25.0	25.4	25.5	25.6	25.6	100%	95%
0.5			14.4	19.1	22.4	25.1	26.7	27.7	28.1	28.1	28.2	28.1	100%	98%
0.4			14.9	20.3	24.4	27.7	29.6	30.6	30.8	30.8	30.7	30.6	100%	100%
現状の漁獲圧			11.4	11.9	11.7	11.7	11.6	11.6	11.6	11.5	11.4	11.3	97%	10%

表4. 将来の平均漁獲量（万トン）

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.0	6.9	5.7	6.2	6.5	6.7	6.9	7.0	7.0	7.1	7.1	7.1	7.1
0.9		5.2	5.8	6.2	6.5	6.7	6.8	6.9	7.0	7.0	7.0	7.0
0.8		4.7	5.3	5.8	6.2	6.4	6.6	6.7	6.8	6.8	6.8	6.8
0.7		4.2	4.9	5.4	5.8	6.1	6.2	6.3	6.4	6.4	6.4	6.4
0.6		3.6	4.3	4.9	5.3	5.6	5.8	5.8	5.9	5.9	5.9	5.9
0.5		3.1	3.8	4.3	4.7	5.0	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2
0.4		2.5	3.1	3.7	4.0	4.3	4.4	4.4	4.5	4.4	4.4	4.4
現状の漁獲圧		6.8	6.9	7.0	6.9	6.9	6.9	6.8	6.8	6.7	6.7	6.7

漁獲管理規則案に基づく将来予測において、 β を0.4～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧（2018～2022年漁期の平均： $\beta=1.25$ 相当）の場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移を示す。2024年漁期の漁獲量は、予測される資源量と現状の漁獲圧により仮定し、2025年漁期から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。 $\beta=0.4$ とした場合、2025年漁期の平均漁獲量は2.5万トン、2035年漁期に親魚量が限界管理基準値案および目標管理基準値案を上回る確率はともに100%と予測される。

上記は、2015年漁期以降2022年漁期まで低水準の加入量が継続していることを考慮せず、2024年漁期以降の加入は適用した再生産関係に従うことを仮定した将来予測であるため、今後も低水準の加入が継続した場合、2024年漁期以降の漁獲量、親魚量の予測値ならびに2035年漁期における目標達成確率は過大となっている可能性がある。

※表の値は今後の資源評価により更新される。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

NPFCにおける マサバ資源評価結果

1

NPFCでのマサバ資源評価の概要



- 資源評価の実施機関

マサバ資源評価技術作業部会 (TWG CMSA)

- 実施時期

データ準備会合は、2024年1月、資源評価会合は2024年7月

- 参加メンバー

漁業メンバーの日本、中国、ロシアに加えて、EU、米国、カナダ、外部専門家も参加

- 資源評価の方法

- SAMを使用
- 日本が解析を実施し、その結果を作業部会で検討

- 資源評価期間

1970～**2022年漁期** (1970年7月～2023年6月)

- 使用するデータ

※ベースケースでは、我が国の資源評価に比べて、漁獲データで1年前、資源量指標で2年前のものを使用

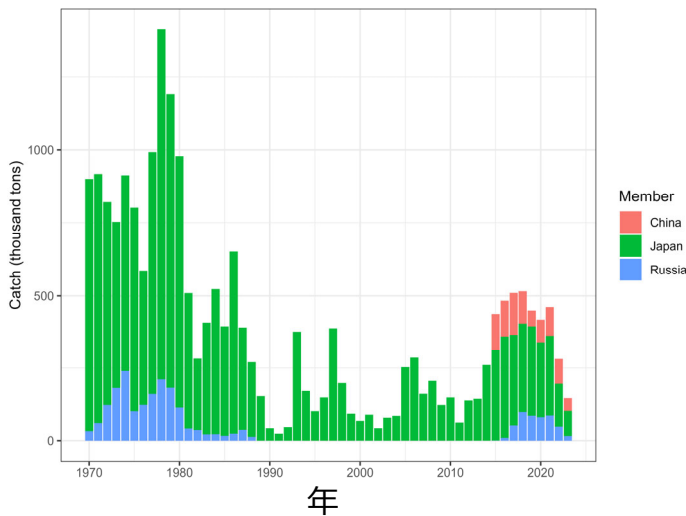
- 漁獲・生物データ (年齢別漁獲尾数、年齢別平均体重、年齢別成熟率)
- 資源量指標
 - ✓ 日本：加入量指標 (2つ)、1歳魚資源量指標、親魚量指標 (2つ)
 - ✓ 中国：まき網CPUE

2

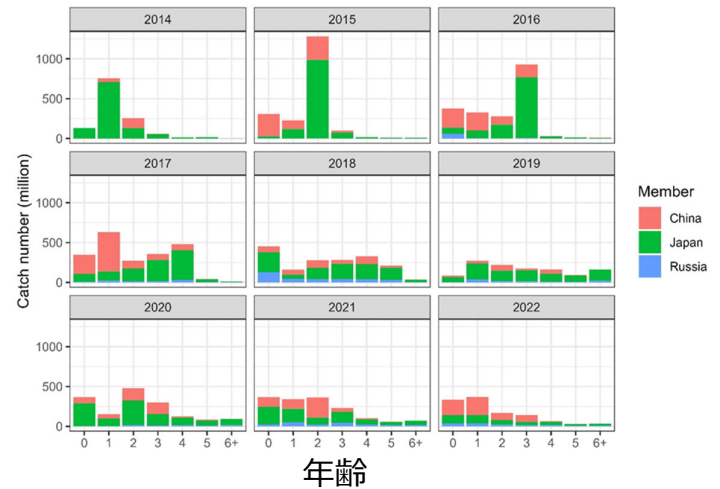
漁獲量、年齢別漁獲尾数

緑：日本、赤：中国、青：ロシア

年別メンバー別漁獲量（千トン）



国別年齢別漁獲尾数（百万尾）

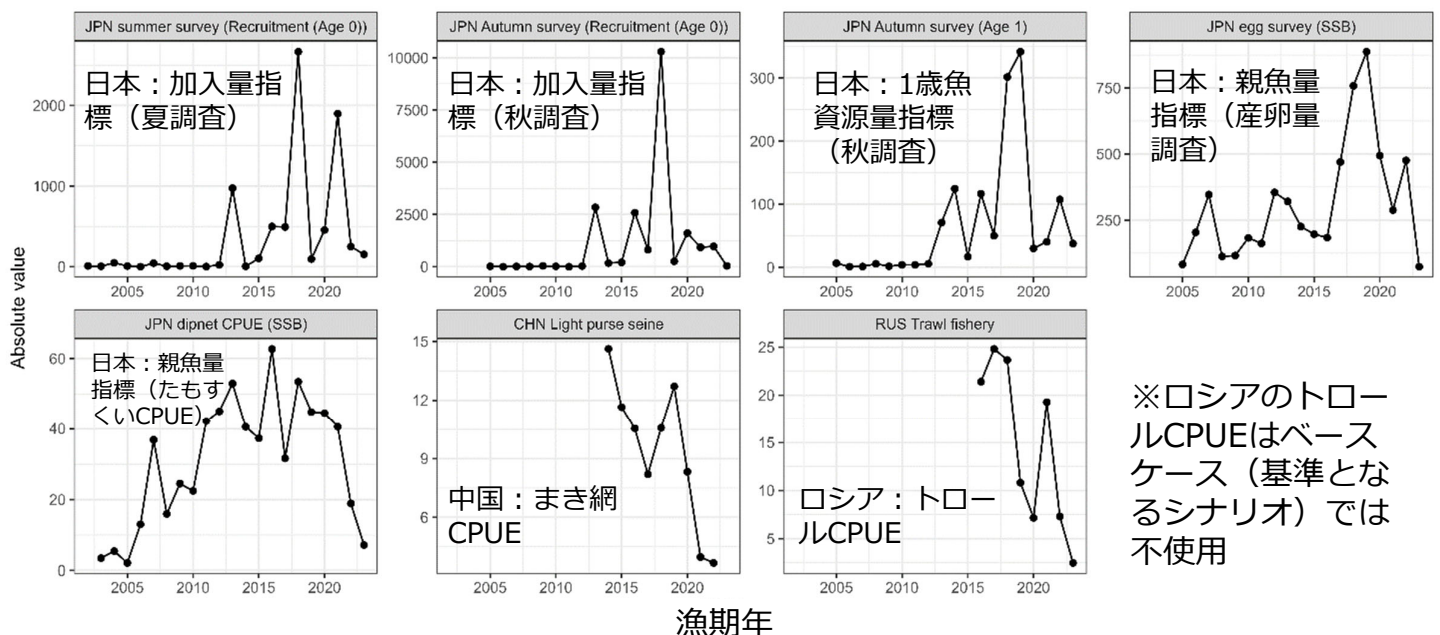


- 2015年に中国がマサバ漁業に参入（操業域は公海）

- 日本は若齢魚の割合が大きい、0～6歳以上を広く漁獲
- 中国は3歳以下が漁獲の大部分を占める

3

資源量指標



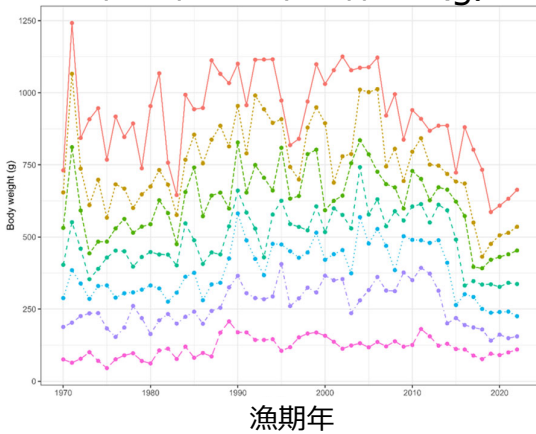
- 日本の資源量指標が最も多く、資源評価に貢献
- どの資源量指標も近年では減少傾向

4

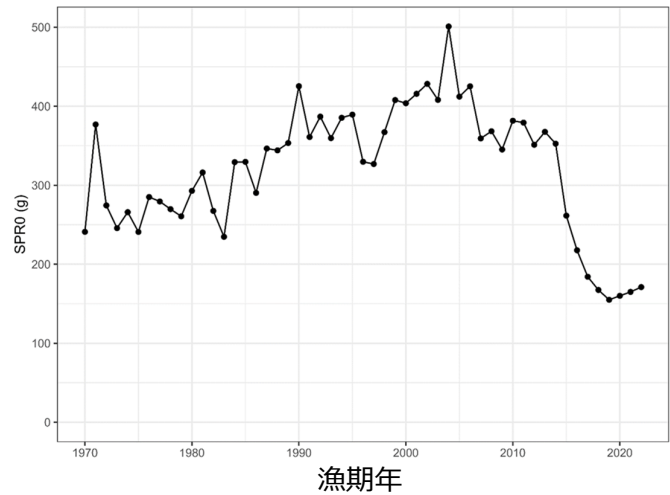
生物パラメータ



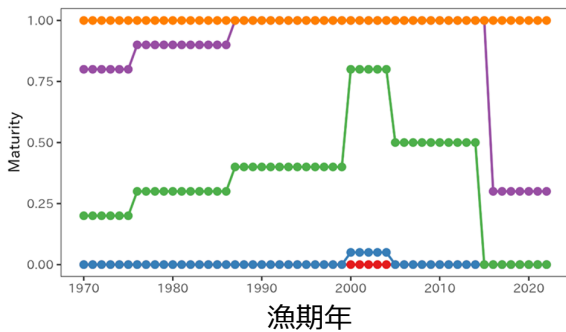
年別年齢別平均体重 (g)



年別SPR0



年別年齢別成熟率



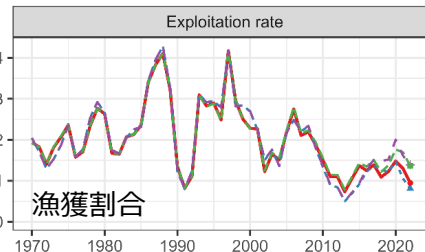
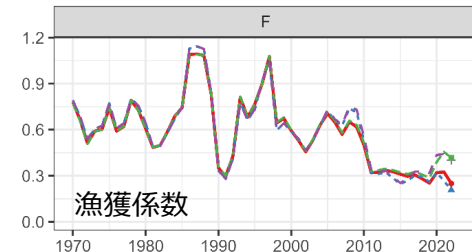
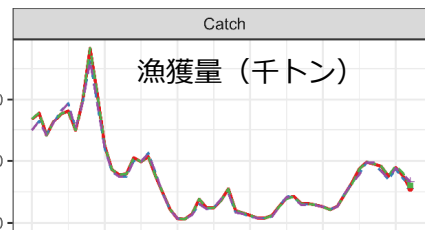
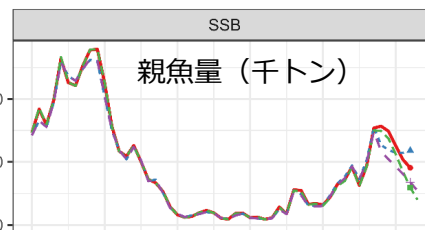
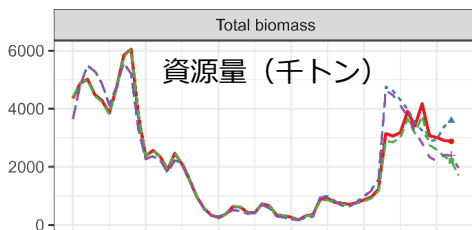
- 近年では、年齢別の平均体重や成熟率が低下
- 漁獲がない状況下で加入1個体が親魚量になる量 (SPR0) は極めて低い値

5

SAMによる推定結果



● ベースケース ▲ 参考1 ■ 参考2 + 参考3



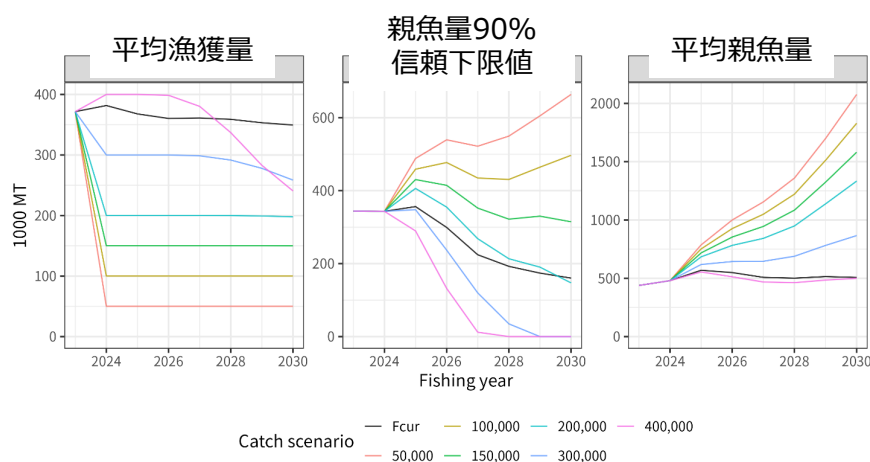
シナリオ	1歳以上の過程誤差	2023年の資源量指標
ベースケース	あり	なし
参考1	なし	なし
参考2	あり	あり
参考3	なし	あり

- 資源量と親魚量は2018年にピークとなり、その後減少
- 加入は、直近10年間では高い水準
- 漁獲割合 (漁獲量/資源量) は、10~30%の間で変動し、40%を超える年もあった

6

将来予測結果

漁獲量一定シナリオの下での将来の親魚量の推移



それぞれの漁獲量の下で、将来に2022年の親魚量を上回る確率

Catch level	FY2025	FY2026	FY2027	FY2028
Fcur	76	64	48	44
50	97	99	98	98
100	96	96	94	94
150	93	92	88	88
200	89	87	80	78
300	79	70	58	56
400	66	49	38	36

(千トン)

- 直近年の成長と成熟の下、2028年までの将来予測を実施
- 現状の漁獲圧に加えて、将来の漁獲量を5万トン、10万トン、15万トン、20万トン、30万トン、40万トンで一定としたシナリオを採用
- 現状の漁獲圧では、将来においても親魚量の減少が継続する可能性がある

7

資源評価の結果まとめ

- 2017年にマサバ資源評価技術作業部会が設立以降初めて資源評価を完了
 - ベースケースでは、我が国の資源評価に比べて、漁獲データで1年前、資源量指標で2年前のものを使用
- 年齢別漁獲尾数では、日本（EEZ内）と中国（公海域）の間で年齢構成が異なった
- 親魚量は、2018年のピークを境に減少
- 将来予測では、現状の漁獲圧の下では将来においても親魚量の減少が継続する可能性が示された

科学勧告

- 現状の漁獲圧を引き下げることが必要

8

北太平洋漁業委員会(NPFC) 第9回年次会合の結果について

令和 7 年 5 月
水産庁資源管理部国際課

1

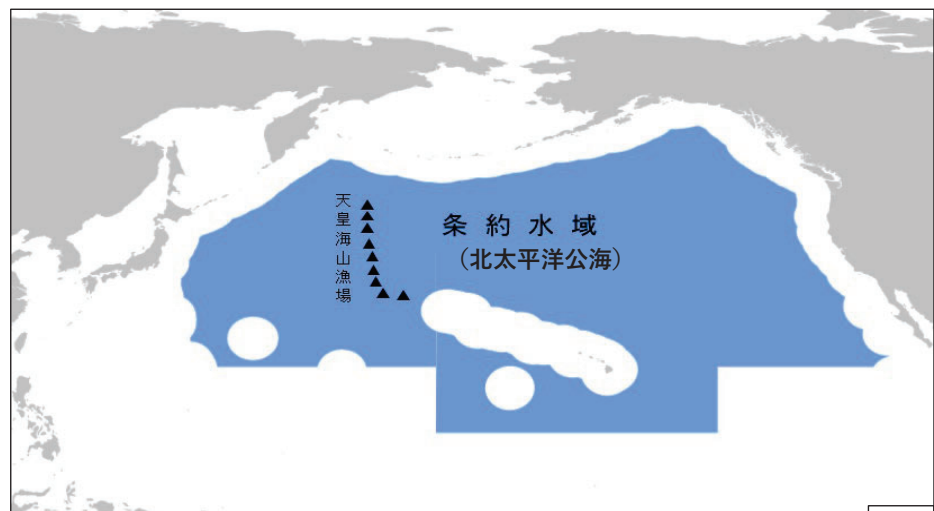
北太平洋漁業委員会(NPFC)

北太平洋公海における台湾、中国等の漁船の進出・漁獲拡大を背景に、国際的な資源管理の枠組づくりを進めるべく、平成27年に設立(条約水域:北太平洋公海)。

- 現在9か国・地域がメンバー。沿岸国(日本、ロシア)、遠洋漁業国・地域(中国、韓国、台湾、バヌアツ、EU)、関心国(米国、カナダ)に大別。
- カツオ・マグロ類、サケ・マス類を除く、北太平洋公海に分布する水産資源の国際的な資源管理を実施。

(参加国等)

日本	沿岸国
ロシア	
中国	遠洋漁業国・地域
韓国	
台湾	
バヌアツ	
EU	非漁業国
米国	
カナダ	



2

マサバ保存管理措置(1)

公海におけるマサバの漁獲上限を10万トンから約3割削減し、
7.1万トンに設定する措置に合意

※下線部は第9回年次会合で合意された措置

- ① 暫定的措置として、2025年漁期(6月1日から翌年5月31日)は公海において、
(ア)⑥(次ページ)を除いた公海におけるマサバ漁獲可能量(TAC)は年間66,740トン、
(イ)うちトロールのTACは7,940トン、まき網のTACは58,800トン、
(ウ)トロールについては、中国の許可隻数は3隻以内、EUの許可隻数は1隻以内。
- ② 沿岸国(日ロ)に対して、自国管轄水域内で上記①と一貫性のある措置をとることを要求。
なお、沿岸国は、以下を条件に国内の漁獲上限の一部を公海の漁獲上限へ移譲が可能。
(ア)自国管轄水域でマサバの漁獲上限が設定されていること
(イ)その漁獲上限を委員会に通報していること
(ウ)自国管轄水域と公海の漁獲量の合計が自国管轄水域の漁獲上限を超えない
- ③ 公海にて、1万トン(GT)以上の漁船にマサバ操業許可の付与を禁止。
- ④ 記録及び報告に関する国内要件に従い、混獲を含む全ての漁獲及び投棄の記録を義務化。

3

マサバ保存管理措置(2)

公海におけるマサバの漁獲上限を10万トンから約3割削減し、
7.1万トンに設定する措置に合意

※下線部は第9回年次会合で合意された措置

- ⑤ 総漁獲量が①(前ページ)のTACの95%に達した場合、マサバ操業を停止。それを担保するため、TACの60%に達するまでは毎月、60%に達した後は毎週、漁獲量を事務局に報告。
- ⑥ ①(前ページ)の漁獲上限とは別に、EUは2025年漁期に4,260トンのマサバ漁獲が可能。
また、EUが2024年漁期にマサバ操業を全く行わない場合、2025年漁期は追加で1,740トンのマサバ漁獲が可能。

4

(参考1)各国のサバ類の漁獲量

	中国				日本				ロシア							合計		
	合計	まき網	表層トロール		合計	まき網	底層トロール	その他	合計	底層トロール	まき網	中層トロール		その他		全体	200海里	公海
		公海	200海里	公海		200海里	公海			200海里	200海里	200海里	公海	200海里	公海			
2024	72,367	69,227	0	3,140	78,487	28,979	0.48	49,508	7,233	0	60	5,547	1,431	194	0.25	158,087	84,288	73,799
2023	48,850	47,244	0	1,606	113,935	48,738	0	65,197	15,540	0	90	13,606	0	1,844	1	178,325	129,474	48,851
2022	110,856	108,241	0	2,615	171,939	88,578	0	83,361	49,894	32	255	48,840	4	763	0	332,689	221,829	110,860
2021	108,266	95,621	0	12,645	302,434	214,347	1	88,086	87,388	361	525	83,806	1,188	1,502	7	498,088	388,626	109,462
2020	92,456	85,122	0	7,334	286,398	218,659	0	67,739	81,384	120	31	80,047	57	1,128	2	460,238	367,724	92,515
2019	64,446	53,210	0	11,236	334,058	256,442	0	77,616	86,592	1	127	85,396	507	560	0.5	485,096	420,143	64,954
2018	130,447	121,472	0	8,975	338,747	293,210	0	45,537	98,812	7	49	98,740	0	5	11	568,006	437,548	130,458
2017	155,574	145,529	0	10,045	346,057	308,544	48	37,465	53,792		369	53,115	247	37	25	555,423	399,529	155,893
2016	142,994	119,641	0	23,353	403,558	354,690	9	48,859	9,242	26	2	9,110	91	14		555,794	412,700	143,094
2015	139,961	127,193	5,114	7,654	393,212	331,963	15	61,234	466			266	197	4		533,639	398,581	135,058
2014					379,598	313,489	739	65,370	45			1	20	23		379,643	378,883	759
2013					270,047	206,018	599	63,430								270,047	269,448	599
2012					281,922	218,785	3	63,134								281,922	281,919	3
2011					229,225	165,426	41	63,758								229,225	229,184	41
2010					337,639	239,567	40	98,032								337,639	337,599	40
2009					286,405	222,965	2	63,438								286,405	286,403	2
2008					357,964	269,667	0	88,297								357,964	357,964	0
2007					295,509	219,918		75,591								295,509	295,509	0
2006					493,103	381,616		111,487								493,103	493,103	0
2005					439,262	334,159		105,103								439,262	439,262	0
2004					217,998	130,464		87,534								217,998	217,998	0
2003					205,055	119,540		85,515								205,055	205,055	0
2002					137,854	92,811		45,043								137,854	137,854	0
2001					218,557	165,322		53,235								218,557	218,557	0
2000					190,706	123,590		67,116								190,706	190,706	0
1999					178,379	101,638		76,741								178,379	178,379	0
1998					286,834	231,226		55,608								286,834	286,834	0
1997					542,937	419,785		123,152								542,937	542,937	0
1996					327,448	198,303		129,145								327,448	327,448	0
1995					201,662	121,646		80,016								201,662	201,662	0

*一部ゴマサバを含む
出典：NPFCへの各国等報告(単位：トン)

5

(参考2)各国のサバ類の操業隻数

	中国			日本			ロシア					
	まき網	表層トロール		まき網	底層トロール	その他	まき網	底層トロール	中層トロール		その他	
	公海	200海里	公海	200海里	公海	200海里	200海里	200海里	200海里	公海	200海里	公海
2024	103	0	3	52	1	N/A	4	0	26	10	12	1
2023	90	0	3	57	0	N/A	4	0	41	0	15	4
2022	105	0	2	58	1		3	5	32	1	10	0
2021	105	0	3	57	1		4	19	52	3	8	1
2020	51	0	2	60	1		2	14	70	3	10	2
2019	29	0	3	58	3		2	1	57	1	2	2
2018	62	0	3	57	4		2	1	51	0	3	1
2017	75	0	3	57	2		2		29	1	6	2
2016	82	0	7	53	4		2	1	25	3	15	
2015	78	3	2	52	5				9	5	8	
2014				55	6				1	2	9	
2013				55	6							
2012				54	5							
2011				50	5							
2010				44	5							
2009					6							
2008					5							
2007					7							
2006					7							
2005					8							
2004					7							
2003					3							
2002					4							
2001					4							
2000					4							
1999					4							
1998					5							
1997					3							
1996					5							
1995					9							

出典：NPFCへの各国等報告等(単位：隻)

6

漁獲シナリオ等の検討について

令和7年2月5日(水)

資源管理方針に関する検討会(第4回)
～マサバ太平洋系群及びゴマサバ太平洋系群～

水産庁

目 次

1. 第3回資源管理方針に関する検討会(SH会合)の指摘事項について
2. 漁獲シナリオ等の検討について(マサバ太平洋系群)
 - (1) 令和6年度資源評価結果の概要
 - (2) 令和6年度資源評価結果を踏まえた漁獲シナリオ(案)
3. 漁獲シナリオ等の検討について(ゴマサバ太平洋系群)
 - (1) 令和6年度資源評価結果の概要
 - (2) 令和6年度資源評価結果を踏まえた漁獲シナリオ(案)
4. 柔軟な運用の検討について

1. 第3回資源管理方針に関する検討会（SH会合）の指摘事項について

- ①（マサバの評価）新しい資源評価のモデルであるSAMについて、わかりやすい資料を作成し、わかりやすく説明する。
- ②（ゴマサバの評価）現在の低い加入が継続することを前提とした目標のあり方について検討し、かかる目標の案について、令和6年度評価で参考値として示す。

⇒「令和6年度資源評価結果について」の議題にて対応。

- ③ 資源評価には使用するデータにタイムラグがあることを踏まえて、管理のあり方を柔軟に検討する。
- ④ 令和6年度評価が説明できる時期になったら、業界に個別に説明会を開く。その説明会の上で、まき網ではIQ管理を行っていることも考慮し、具体的な柔軟な管理のあり方について検討する。

⇒ 柔軟な管理については、この「漁獲シナリオ等の検討について」の議題にて検討。個別の説明会については、まき網業界に対して1月23日に実施。

1

2. 漁獲シナリオ等の検討について（マサバ太平洋系群）

（1）令和6年度資源評価結果の概要

- 近年、マサバの生物特性（成長・成熟）が鈍化し、歴史的に見て非常に悪い状況にある（かつては資源量の増加に伴う種内・種間密度の増加が原因と考えられていたが、資源が減少しても鈍化傾向が継続）。
- 生物特性は変化しているが、その変化の将来予測は難しい。
- 資源調査の結果、加入量指標値が高いとされたにもかかわらず、その後の親魚量指標値が低下傾向となるなど、加入量指標値と親魚量指標値とで整合しない結果が得られている。

□ 研究機関は、令和6年度資源評価における変更を次のとおり説明。（赤字はその変更による主な効果）

- (1) より安定性が期待される（指標値の変動に過敏に反応しすぎない）SAMに評価モデルを変更
→ データの更新による資源量や親魚量の推定値の変動が縮小され、将来の平均漁獲量の安定化に貢献
- (2) 将来予測が難しい生物特性の変化に対し、より頑健な漁獲管理規則に変更（1A→1B：目標管理基準値として、Fmsyの代替値の下で実現する親魚量を提案）
→ 生物特性の変化が、管理基準値及び将来の平均漁獲量に及ぼす影響を減少
- (3) 将来予測で用いる生物特性の仮定について、直近情報（2017-23年の平均的な体重と成熟率）を使用
→ 成長・成熟の速度の仮定が以前の評価より遅くなり、管理基準値、将来の平均漁獲量ともに低水準に
- (4) 自然死亡率の仮定を、最新の科学的知見を踏まえ変更 → 過去の加入量と資源量の推定値が上方修正
※NPFCにおいても、(1)、(4)を採用。(3)についてもこの方向で議論

□ また、研究機関は、資源水準が限界管理基準値案付近と低く、親魚量が増加しにくい生物特性にある状況を鑑みて、Fmsyの代替値はF50%SPR(※)を、漁獲シナリオの調整係数(β)は0.7を提案。

(※) 漁獲がない場合に期待される加入尾数あたりの親魚量を100%とした場合に、その半分(50%)を残すとした場合の漁獲の強さ

□ そのほか、加入量指標値（調査船調査CPUE）・親魚量指標値（たもすくいCPUE、産卵量調査）を更新した結果、資源量や親魚量の推定値が減少。

2

2. 漁獲シナリオ等の検討について（マサバ太平洋系群）

（1）令和6年度資源評価結果の概要

＜マサバ太平洋系群（青字は昨年度評価結果）＞ MSYの代替値＝19.4万トン（MSY＝37.2万トン）

資源管理の目標等	数量
目標管理基準値（Target Reference Point: TRP） ＝MSYの代替値を達成するために維持・回復させるべき目標となる親魚量	62.6万トン (154.5万トン)
限界管理基準値（Limit Reference Point: LRP） ＝下回ってはいけない資源水準の値。漁獲がない時の親魚量の10%の親魚量	14.2万トン (56.2万トン)
禁漁水準値 ＝1Bルールの資源評価をした場合、暫定的な値として0トンを設定	0トン (6.7万トン)

3

2. 漁獲シナリオ等の検討について（マサバ太平洋系群）

（2）令和6年度資源評価結果を踏まえた漁獲シナリオ（案）

- 令和6年度資源評価結果において提案される将来予測の、10年後に目標管理基準値（案）を上回る確率及び2025管理年度の漁獲量等は下表のとおり。
- 提案は $\beta = 0.7$ 、2025管理年度のABC＝5.0万トンである（赤枠）が、10年後に目標管理基準値（案）を上回る確率が50%以上の β のうち、最も高いのは $\beta = 0.8$ であり、その場合の2025管理年度のABCは5.7万トン（青枠）。

表1. 将来の平均親魚量（万トン）

β	2035年漁期に親魚量が目標管理基準値案（62.6万トン）を上回る確率												2035年漁期に親魚量が限界管理基準値案（14.2万トン）を上回る確率	
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035		
1.0			23.9	29.6	39.2	51.5	64.2	77.0	87.9	97.9	106.9	113.1	91%	47%
0.9			24.3	30.5	40.7	53.8	67.3	81.0	92.7	103.3	113.1	119.8	92%	49%
0.8	12.1	15.0	24.7	31.4	42.4	56.2	70.6	85.2	97.7	109.2	119.8	127.0	93%	52%
0.7			25.1	32.4	44.1	58.8	74.1	89.7	103.2	115.5	127.0	134.9	94%	54%
現状の漁獲圧			15.8	14.5	16.2	19.7	23.5	27.3	30.1	32.7	34.8	36.0	55%	13%

表2. 将来の平均漁獲量（万トン）

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.0		7.0	9.8	12.9	16.4	19.7	23.1	26.2	28.6	30.9	32.7	34.0
0.9		6.3	8.9	11.9	15.1	18.3	21.5	24.5	26.8	29.0	30.7	32.0
0.8	18.4	5.7	8.1	10.8	13.8	16.8	19.8	22.6	24.8	26.9	28.5	29.8
0.7		5.0	7.2	9.7	12.4	15.2	17.9	20.6	22.6	24.6	26.2	27.3
現状の漁獲圧		22.6	24.4	28.6	33.8	38.8	43.6	47.6	50.2	52.6	54.2	55.1

4

2. 漁獲シナリオ等の検討について（ゴマサバ太平洋系群）

(1) 令和6年度資源評価結果の概要

- 研究機関は、令和6年度資源評価における変更を次のとおり説明。
 - (1) 外国の漁獲量・漁獲物年齢組成のデータを更新
→ 近年の加入量と漁獲圧がやや高めに修正。資源量自体は大きくは変わらず
 - (2) 上記も踏まえ、再生産関係を推定し直し
→ 前回同様にリッカ一型を採用。一方で、多少、加入量の最大値が低くなり、その値を与える親魚量は大きくなった
→ その結果、MSYは小さくなり、管理基準値はやや大きくなった
 - (3) 加入量指標値を改善（棒受網漁業による資源密度指数推定→同漁業のCPUEを活用）
→ 資源量等の過大／過小評価傾向が改善
- その上で、近年の低加入を考慮したシナリオ（バックワードリサンプリングの適用）を提案（※資源管理の目標は、観測全期間の平均的な加入が継続することを想定して設定）。
→ 資源の回復が緩やかとなり、調整係数（ β ）は小さく、将来の平均漁獲量も小さくなる

＜ゴマサバ太平洋系群（青字は昨年度評価結果）＞ MSY＝7.2万トン（10.5万トン）

資源管理の目標等	数量
目標管理基準値（Target Reference Point: TRP） ＝MSYを達成するために維持・回復させるべき目標となる親魚量	16.7万トン (15.8万トン)
限界管理基準値（Limit Reference Point: LRP） ＝下回ってはいけない資源水準の値。MSYの60%の漁獲量が得られる親魚量	5.4万トン (5.0万トン)
禁漁水準値 ＝MSYの10%の漁獲量が得られる親魚量	0.7万トン (0.6万トン)

5

2. 漁獲シナリオ等の検討について（ゴマサバ太平洋系群）

(2) 令和6年度資源評価結果を踏まえた漁獲シナリオ（案）

- 令和6年度資源評価結果において提案される将来予測の、10年後に目標管理基準値（案）を上回る確率及び2025管理年度の漁獲量等は下表のとおり。
- 10年後に目標管理基準値（案）を上回る確率が50%以上の β のうち、最も高いのは $\beta = 0.4$ であり、その場合の2025管理年度のABCは1.8万トン（赤枠）。

＜近年の低水準の加入が2024年漁期以降も継続する場合の将来予測＞

表1. 将来の平均親魚量（万トン）

													2035年漁期に親魚量が目標管理基準値案（16.7万トン）を上回る確率		2035年漁期に親魚量が限界管理基準値案（5.4万トン）を上回る確率	
β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035				
1.0	7.9	12.4	10.1	9.5	8.5	8.0	7.5	7.1	6.8	6.5	7.1	7.5	95%	1%		
0.9			10.4	10.1	9.3	8.9	8.5	8.2	8.0	7.7	8.6	9.1	100%	3%		
0.8			10.8	10.7	10.2	9.9	9.7	9.5	9.3	9.2	10.3	11.1	100%	10%		
0.7			11.1	11.4	11.1	11.1	11.0	10.9	10.9	10.9	12.2	13.2	100%	13%		
0.6			11.4	12.2	12.1	12.3	12.4	12.6	12.6	12.7	14.4	15.6	100%	24%		
0.5			11.8	12.9	13.2	13.7	14.1	14.4	14.6	14.8	16.7	18.2	100%	46%		
0.4			12.2	13.7	14.4	15.3	15.9	16.4	16.7	17.0	19.2	21.0	100%	88%		
現状の漁獲圧			9.4	8.2	6.9	6.1	5.4	4.9	4.4	4.1	4.3	4.3	14%	0%		

表2. 将来の平均漁獲量（万トン）

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.0	6.1	4.1	3.9	3.6	3.4	3.2	3.0	2.9	3.0	3.2	3.4	3.5
0.9		3.8	3.6	3.5	3.3	3.2	3.1	3.0	3.2	3.4	3.6	3.8
0.8		3.4	3.4	3.3	3.2	3.1	3.1	3.0	3.2	3.5	3.7	3.9
0.7		3.0	3.1	3.1	3.1	3.0	3.0	3.0	3.2	3.5	3.8	4.0
0.6		2.6	2.8	2.8	2.8	2.9	2.9	2.9	3.1	3.5	3.7	3.9
0.5		2.2	2.4	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7	3.0	3.2	3.5	3.6
0.4		1.8	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.4	2.6	2.9	3.1	3.2
現状の漁獲圧		5.0	4.4	3.9	3.4	3.0	2.7	2.5	2.5	2.6	2.6	2.7

6

2. 漁獲シナリオ等の検討について（ゴマサバ太平洋系群）
（2）令和6年度資源評価結果を踏まえた漁獲シナリオ（案）

- 令和6年度資源評価結果において、再生産関係に従った加入が起こると仮定した場合の将来予測における、10年後に目標管理基準値（案）を上回る確率及び2025管理年度の漁獲量等は下表のとおり。（実際の加入が低水準だった場合、2024年漁期以降の漁獲量、親魚量の予測値及び2035年漁期における目標達成確率は過大となっている可能性がある。）
- 10年後に目標管理基準値（案）を上回る確率が50%以上のβのうち、最も高いのはβ＝0.9であり、その場合の2025管理年度のABCは5.2万トン（青枠）。

＜再生産関係に従った加入が起こると仮定した場合の将来予測＞

表3. 将来の平均親魚量（万トン）					2035年漁期に親魚量が目標管理基準値案（16.7万トン）を上回る確率										
β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2035年漁期に親魚量が限界管理基準値案（5.4万トン）を上回る確率		
1.0			12.3	13.9	14.5	15.2	15.5	15.9	16.1	16.1	16.2	16.2	100%	40%	
0.9			12.7	14.8	15.8	16.8	17.4	17.9	18.2	18.3	18.4	18.5	100%	58%	
0.8	7.9	12.4	13.1	15.8	17.3	18.6	19.4	20.1	20.4	20.6	20.8	20.8	100%	74%	
0.7			13.5	16.8	18.8	20.6	21.7	22.5	22.8	23.0	23.2	23.1	100%	87%	
0.6			14.0	17.9	20.5	22.7	24.1	25.0	25.4	25.5	25.6	25.6	100%	95%	
0.5			14.4	19.1	22.4	25.1	26.7	27.7	28.1	28.1	28.2	28.1	100%	98%	
0.4			14.9	20.3	24.4	27.7	29.6	30.6	30.8	30.8	30.7	30.6	100%	100%	
現状の漁獲圧			11.4	11.9	11.7	11.7	11.6	11.6	11.6	11.5	11.4	11.3	97%	10%	

表4. 将来の平均漁獲量（万トン）												
β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.0		5.7	6.2	6.5	6.7	6.9	7.0	7.0	7.1	7.1	7.1	7.1
0.9		5.2	5.8	6.2	6.5	6.7	6.8	6.9	7.0	7.0	7.0	7.0
0.8	6.9	4.7	5.3	5.8	6.2	6.4	6.6	6.7	6.8	6.8	6.8	6.8
0.7		4.2	4.9	5.4	5.8	6.1	6.2	6.3	6.4	6.4	6.4	6.4
0.6		3.6	4.3	4.9	5.3	5.6	5.8	5.8	5.9	5.9	5.9	5.9
0.5		3.1	3.8	4.3	4.7	5.0	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2
0.4		2.5	3.1	3.7	4.0	4.3	4.4	4.4	4.5	4.4	4.4	4.4
現状の漁獲圧		6.8	6.9	7.0	6.9	6.9	6.9	6.8	6.8	6.7	6.7	6.7

7

3. 柔軟な運用の検討について

- 提案された漁獲シナリオ（案）（P4及びP6の赤枠の漁獲シナリオ（案））を採用した場合、令和7（2025）管理年度ABCは6.8万トン（マサバ5.0万トン＋ゴマサバ1.8万トン）。
 - P4及びP7の青枠の漁獲シナリオ（案）を採用した場合、令和7（2025）管理年度ABCは10.9万トン（マサバ5.7万トン＋ゴマサバ5.2万トン）。
- ⇒ 上記のほかにもどのような漁獲シナリオ・運用が考えられるのかを検討するため、本日のSH会合において、意見をお聴きしたい。

＜参考1＞直近5年間のTAC及び漁獲実績

管理年度	R2	R3	R4	R5	R6
TAC (マサバ) (ゴマサバ)	50.1 (47.4) (2.7)	59.6 (58.2) (1.4)	50.9 (49.9) (1.0)	51.0 (50.0) (1.0)	35.3 (32.7) (2.6)
漁獲実績 (TAC報告)	30.6	28.1	15.8	10.8	4.9 ※速報値 (県11月、大臣12月 まで)

＜参考2＞1月23日のまき網業界説明会にて出た主な意見

- ・卓越年級群が発生した場合には、獲れるような仕組みとしてほしい。
(水産庁側より、①さば類は一定以上の年齢まで生きる資源であること、②現時点においては成長・成熟が悪い状況であること、を考慮する必要があると発言)
- ・資源評価結果に理解ができない場合には、暫定的な管理を提案するなど、スケジュールありきで進まないでほしい。

8

漁獲シナリオ等の検討について

令和7年3月19日(水)

資源管理方針に関する検討会(第5回)
～マサバ太平洋系群及びゴマサバ太平洋系群～

水産庁

目 次

1. 検討に際しての前提(案)
2. 漁獲シナリオの検討について(マサバ太平洋系群)
 - (1)これまでの議論を踏まえた資源管理の目標等(案)
 - (2)これまでの議論を踏まえた漁獲シナリオ(案)
 - (3)漁獲シナリオの検討
3. 漁獲シナリオの検討について(ゴマサバ太平洋系群)
 - (1)令和6年度資源評価結果を踏まえた資源管理の目標等(案)
 - (2)令和6年度資源評価結果を踏まえた漁獲シナリオ(案)
 - (3)漁獲シナリオの検討
4. 漁獲シナリオの選択肢について

1. 検討に際しての前提（案）

- 近年の海洋環境の変化等の影響を受け、
マサバについては生物特性（成長・成熟）が歴史的に見て非常に悪い状況にあり、
ゴマサバについては加入量の低い傾向が続いている
など、サバ類太平洋系群について、資源評価の将来予測の不確実性が高まっている状況にある。
- このことを受けて、マサバの資源評価について、評価モデルの変更（VPA→SAM）、漁獲管理規則の変更（1A→1B）を変更する等、大幅な変更を行った。

通常、各資源についての資源管理基本方針の見直しは、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに行うこととしているが、本資源については、かかる状況を踏まえ、3年以内に見直しを行うこととする。

1

2. 漁獲シナリオの検討について（マサバ太平洋系群） （1）これまでの議論を踏まえた資源管理の目標等（案）

- 令和6年度資源評価結果（F50%SPR採用）及び第4回資源管理方針に関する検討会の指摘事項を踏まえて試算された結果（F40%SPR採用）を整理すると、資源管理の目標等の案は下表のとおり。

資源管理の目標等	F50%SPR (前回の提案)	F40%SPR (今回の試算)	現行
MSYの代替値	19.4万トン	22.3万トン	37.2万トン
目標管理基準値 (Target Reference Point: TRP) ＝MSYの代替値を達成するために維持・回復させるべき目標となる親魚量	62.6万トン	48.2万トン	154.5万トン
限界管理基準値 (Limit Reference Point: LRP) ＝下回ってはいけない資源水準の値。漁獲がない時の親魚量の10%の親魚量	14.2万トン	14.2万トン	56.2万トン
禁漁水準値 ＝1Bルール of 資源評価をした場合、暫定的な値として0トンを設定	0トン	0トン	6.7万トン
令和7管理年度のABC(案)	①5.0万トン ②5.7万トン	③7.3万トン ④8.7万トン	(R6管理年度) 32.7万トン

2

2. 漁獲シナリオの検討について（マサバ太平洋系群） （2）これまでの議論を踏まえた漁獲シナリオ（案）

F50%SPR

- 令和6年度資源評価結果（F50%SPR採用）において提案される将来予測の、10年後に目標管理基準値（案）を上回る確率及び2025（令和7）管理年度の漁獲量等は下表のとおり。
- 提案は $\beta = 0.7$ 、2025（令和7）管理年度のABC＝5.0万トンである（赤枠）が、10年後に目標管理基準値（案）を上回る確率が50%以上の β のうち、最も高いのは $\beta = 0.8$ であり、その場合の2025（令和7）管理年度のABCは5.7万トン（青枠）。

表1. 将来の平均親魚量（万トン）

2035年漁期に親魚量が目標管理基準値案（62.6万トン）を上回る確率													2035年漁期に親魚量が限界管理基準値案（14.2万トン）を上回る確率	
β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035		
1.0			23.9	29.6	39.2	51.5	64.2	77.0	87.9	97.9	106.9	113.1	91%	47%
0.9			24.3	30.5	40.7	53.8	67.3	81.0	92.7	103.3	113.1	119.8	92%	49%
0.8	12.1	15.0	24.7	31.4	42.4	56.2	70.6	85.2	97.7	109.2	119.8	127.0	93%	52%
0.7			25.1	32.4	44.1	58.8	74.1	89.7	103.2	115.5	127.0	134.9	94%	54%
現状の漁獲圧			15.8	14.5	16.2	19.7	23.5	27.3	30.1	32.7	34.8	36.0	55%	13%

表2. 将来の平均漁獲量（万トン）

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.0		7.0	9.8	12.9	16.4	19.7	23.1	26.2	28.6	30.9	32.7	34.0
0.9		6.3	8.9	11.9	15.1	18.3	21.5	24.5	26.8	29.0	30.7	32.0
0.8	18.4	5.7	8.1	10.8	13.8	16.8	19.8	22.6	24.8	26.9	28.5	29.8
0.7		5.0	7.2	9.7	12.4	15.2	17.9	20.6	22.6	24.6	26.2	27.3
現状の漁獲圧		22.6	24.4	28.6	33.8	38.8	43.6	47.6	50.2	52.6	54.2	55.1

3

2. 漁獲シナリオの検討について（マサバ太平洋系群） （2）これまでの議論を踏まえた漁獲シナリオ（案）

F40%SPR

- 第4回資源管理方針に関する検討会（第4回SH会合）の指摘事項を踏まえて試算された結果（F40%SPR採用）における将来予測の、10年後に目標管理基準値（案）を上回る確率及び2025（令和7）管理年度の漁獲量等は下表のとおり。
- 10年後に目標管理基準値（案）を上回る確率が50%以上の β のうち、最も高いのは $\beta = 0.90$ であり、その場合の2025（令和7）管理年度のABCは8.7万トン（緑枠）。リスク評価結果に基づけば、同条件で最も高いのは $\beta = 0.75$ であり、その場合の2025（令和7）管理年度のABCは7.3万トン（紫枠）。

表1. 将来の平均親魚量（万トン）

2035年漁期に親魚量が目標管理基準値（48.2万トン）を上回る確率													2035年漁期に親魚量が限界管理基準値（14.2万トン）を上回る確率	
β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035		
1.00			22.4	26.3	33.7	43.4	53.5	63.7	72.1	79.8	86.7	91.2	87%	48%
0.95			22.6	26.9	34.6	44.7	55.2	65.8	74.6	82.6	89.8	94.6	88%	49%
0.90			22.9	27.4	35.5	46.1	57.0	68.0	77.2	85.6	93.2	98.2	88%	51%
0.85	12.1	15.0	23.1	28.0	36.5	47.5	58.9	70.3	79.9	88.7	96.7	102.0	89%	52%
0.80			23.4	28.6	37.5	48.9	60.8	72.8	82.8	92.0	100.3	105.9	90%	54%
0.75			23.7	29.2	38.5	50.4	62.8	75.3	85.8	95.5	104.2	110.1	91%	56%
0.70			24.0	29.8	39.5	52.0	64.9	77.9	89.0	99.1	108.3	114.6	92%	57%
現状の漁獲圧			15.8	14.5	16.2	19.7	23.5	27.3	30.1	32.7	34.8	36.0	55%	19%

表2. 将来の平均漁獲量（万トン）

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.00		9.6	12.8	16.6	20.6	24.5	28.4	32.0	34.6	37.1	39.0	40.3
0.95		9.1	12.3	16.0	19.9	23.8	27.6	31.1	33.7	36.1	38.0	39.4
0.90		8.7	11.8	15.4	19.2	23.0	26.7	30.1	32.7	35.1	37.0	38.4
0.85	18.4	8.2	11.3	14.7	18.5	22.1	25.8	29.1	31.7	34.1	35.9	37.3
0.80		7.8	10.7	14.1	17.7	21.3	24.8	28.1	30.6	32.9	34.8	36.1
0.75		7.3	10.2	13.4	16.9	20.4	23.8	27.0	29.4	31.7	33.5	34.9
0.70		6.9	9.6	12.7	16.1	19.4	22.7	25.8	28.2	30.5	32.2	33.6
現状の漁獲圧		22.6	24.4	28.6	33.8	38.8	43.6	47.6	50.2	52.6	54.2	55.1

4

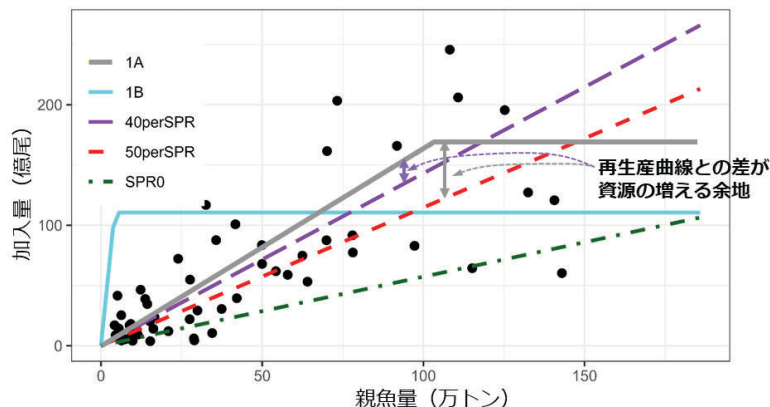
2. 漁獲シナリオの検討について（マサバ太平洋系群）

（3）漁獲シナリオの検討

- 4つのシナリオのうちどれを採用するかを検討するに当たっての留意事項は、次のとおり。
 - ① 令和6年度資源評価では、1Aルールではなく、1Bルールが採用されている。
 - ② 近年の生物特性を使用して1Aルールに基づき検討したときの F_{msy} は、 $F_{47\%SPR}$ 相当である。
 - ③ 1Aルールで推定した再生産曲線通りの加入が起きたとすれば、 $F_{40\%SPR}$ では、 $F_{50\%SPR}$ よりも資源の増加が遅くなる。（第4回SH会合資料（下図26））
 - ④ 簡易MSEの結果、 $F_{40\%SPR}$ による管理は、 $F_{50\%SPR}$ による管理と比べ、限界管理基準値（案）を下回る確率が高い等のリスクが存在する。また、同じ%でも低い β を採ることが推奨される。（資料3のP3－5）

図26 $F_{50\%SPR}$ および $F_{40\%SPR}$ の漁獲圧のときのreplacement line（親魚量の現状維持のために必要となる加入量を表した直線）と、再生産曲線*との関係

* replacement lineは通常の平均値（算術平均）として計算されるため、比較対象とする再生産関係も平均値で示す方が適切であり、この図での再生産曲線は平均値に基づくものを示した。このため、幾何平均値を示したp24の図22（1A）やp31の図24（1B）よりも加入が多い線が描かれている。



- ・ $50\%SPR$ および $40\%SPR$ 相当の漁獲があった場合に、資源量を現状維持するために必要となる平均加入量を直線で表し、1A・1Bの両ルールで推定された再生産曲線との関係を示した。
 - ・ $F_{40\%SPR}$ では、replacement lineの傾きが1Aルールで求めた再生産曲線の傾きに近く、 $F_{50\%SPR}$ で漁獲した場合と比べると、資源の増加速度が遅いと考えられる。
 - ・ $F_{50\%SPR}$ であれば、1Aルールで推定した再生産曲線通りの加入が起きたとすれば、より早く資源が増加することが見込まれる。
- F_{msy} の代替値として $F_{50\%SPR}$ が適当と考える根拠

5

3. 漁獲シナリオ等の案について（ゴマサバ太平洋系群）

（1）令和6年度資源評価結果を踏まえた資源管理の目標等（案）

- 令和6年度資源評価結果を整理すると、資源管理の目標等の案は下表のとおり。

資源管理の目標等	案	現行
MSY	7.2万トン	10.5万トン
目標管理基準値 (Target Reference Point: TRP) ＝MSYを達成するために維持・回復させるべき目標となる親魚量	16.7万トン	15.8万トン
限界管理基準値 (Limit Reference Point: LRP) ＝下回ってはいけない資源水準の値。MSYの60%の漁獲量が得られる親魚量	5.4万トン	5.0万トン
禁漁水準値 ＝MSYの10%の漁獲量が得られる親魚量	0.7万トン	0.6万トン
令和7管理年度のABC(案)	①1.8万トン ②5.2万トン	(R6管理年度) 2.6万トン

6

3. 漁獲シナリオ等の案について（ゴマサバ太平洋系群） （2）令和6年度資源評価結果を踏まえた漁獲シナリオ（案）

- 令和6年度資源評価結果において提案される将来予測の、10年後に目標管理基準値(案)を上回る確率及び2025(令和7)管理年度の漁獲量等は下表のとおり。
- 10年後に目標管理基準値(案)を上回る確率が50%以上の β のうち、最も高いのは $\beta = 0.4$ であり、その場合の2025(令和7)管理年度のABCは1.8万トン(赤枠)。(10年後の目標達成確率を考えると、 $\beta = 0.45$ を検討することも可能と考えられる。)

＜近年の低水準の加入が2024年漁期以降も継続する場合の将来予測＞

表1. 将来の平均親魚量（万トン）

β	2024		2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2035年漁期に親魚量が目標管理基準値案（16.7万トン）を上回る確率	
														2035年漁期に親魚量が限界管理基準値案（5.4万トン）を上回る確率	
1.0	7.9	12.4		10.1	9.5	8.5	8.0	7.5	7.1	6.8	6.5	7.1	7.5	95%	1%
0.9				10.4	10.1	9.3	8.9	8.5	8.2	8.0	7.7	8.6	9.1	100%	3%
0.8				10.8	10.7	10.2	9.9	9.7	9.5	9.3	9.2	10.3	11.1	100%	10%
0.7				11.1	11.4	11.1	11.1	11.0	10.9	10.9	10.9	12.2	13.2	100%	13%
0.6				11.4	12.2	12.1	12.3	12.4	12.6	12.6	12.7	14.4	15.6	100%	24%
0.5				11.8	12.9	13.2	13.7	14.1	14.4	14.6	14.8	16.7	18.2	100%	46%
0.4				12.2	13.7	14.4	15.3	15.9	16.4	16.7	17.0	19.2	21.0	100%	88%
現状の漁獲圧				9.4	8.2	6.9	6.1	5.4	4.9	4.4	4.1	4.3	4.3	14%	0%

表2. 将来の平均漁獲量（万トン）

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.0	6.1	4.1	3.9	3.6	3.4	3.2	3.0	2.9	3.0	3.2	3.4	3.5
0.9		3.8	3.6	3.5	3.3	3.2	3.1	3.0	3.2	3.4	3.6	3.8
0.8		3.4	3.4	3.3	3.2	3.1	3.1	3.0	3.2	3.5	3.7	3.9
0.7		3.0	3.1	3.1	3.1	3.0	3.0	3.0	3.2	3.5	3.8	4.0
0.6		2.6	2.8	2.8	2.8	2.9	2.9	2.9	3.1	3.5	3.7	3.9
0.5		2.2	2.4	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7	3.0	3.2	3.5	3.6
0.4		1.8	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.4	2.6	2.9	3.1	3.2
現状の漁獲圧		5.0	4.4	3.9	3.4	3.0	2.7	2.5	2.5	2.6	2.6	2.7

7

3. 漁獲シナリオ等の案について（ゴマサバ太平洋系群） （2）令和6年度資源評価結果を踏まえた漁獲シナリオ（案）

- 令和6年度資源評価結果において、再生産関係に従った加入が起こると仮定した場合の将来予測における、10年後に目標管理基準値(案)を上回る確率及び2025(令和7)管理年度の漁獲量等は下表のとおり。(実際の加入が低水準だった場合、2024年漁期以降の漁獲量、親魚量の予測値及び2035年漁期における目標達成確率は過大となっている可能性がある。)
- 10年後に目標管理基準値(案)を上回る確率が50%以上の β のうち、最も高いのは $\beta = 0.9$ であり、その場合の2025(令和7)管理年度のABCは5.2万トン(青枠)。

＜再生産関係に従った加入が起こると仮定した場合の将来予測＞

表3. 将来の平均親魚量（万トン）

β	2024		2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2035年漁期に親魚量が目標管理基準値案（16.7万トン）を上回る確率	
														2035年漁期に親魚量が限界管理基準値案（5.4万トン）を上回る確率	
1.0	7.9	12.4		12.3	13.9	14.5	15.2	15.5	15.9	16.1	16.1	16.2	16.2	100%	40%
0.9				12.7	14.8	15.8	16.8	17.4	17.9	18.2	18.3	18.4	18.5	100%	58%
0.8				13.1	15.8	17.3	18.6	19.4	20.1	20.4	20.6	20.8	20.8	100%	74%
0.7				13.5	16.8	18.8	20.6	21.7	22.5	22.8	23.0	23.2	23.1	100%	87%
0.6				14.0	17.9	20.5	22.7	24.1	25.0	25.4	25.5	25.6	25.6	100%	95%
0.5				14.4	19.1	22.4	25.1	26.7	27.7	28.1	28.1	28.2	28.1	100%	98%
0.4				14.9	20.3	24.4	27.7	29.6	30.6	30.8	30.8	30.7	30.6	100%	100%
現状の漁獲圧				11.4	11.9	11.7	11.7	11.6	11.6	11.6	11.5	11.4	11.3	97%	10%

表4. 将来の平均漁獲量（万トン）

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.0	6.9	5.7	6.2	6.5	6.7	6.9	7.0	7.0	7.1	7.1	7.1	7.1
0.9		5.2	5.8	6.2	6.5	6.7	6.8	6.9	7.0	7.0	7.0	7.0
0.8		4.7	5.3	5.8	6.2	6.4	6.6	6.7	6.8	6.8	6.8	6.8
0.7		4.2	4.9	5.4	5.8	6.1	6.2	6.3	6.4	6.4	6.4	6.4
0.6		3.6	4.3	4.9	5.3	5.6	5.8	5.8	5.9	5.9	5.9	5.9
0.5		3.1	3.8	4.3	4.7	5.0	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2
0.4		2.5	3.1	3.7	4.0	4.3	4.4	4.4	4.5	4.4	4.4	4.4
現状の漁獲圧		6.8	6.9	7.0	6.9	6.9	6.9	6.8	6.8	6.7	6.7	6.7

8

3. 漁獲シナリオ等の案について（ゴマサバ太平洋系群） （2）令和6年度資源評価結果を踏まえた漁獲シナリオ（案）

- ゴマサバ太平洋系群の加入は、近年、再生産関係よりも悪い加入が続いている。
- このような傾向が見られる場合、近い将来においても同様の傾向が継続すると仮定して将来予測を行うことがあり（バックワードリサンプリングの適用）、本資源についても、令和3年度評価から同手法を適用した将来予測を実施（ただし、同手法適用の可否に関する基準は存在しない。）。
（バックワードリサンプリングを適用した将来予測がP7、そうではなく再生産関係に従った加入が起ると仮定した将来予測がP8）

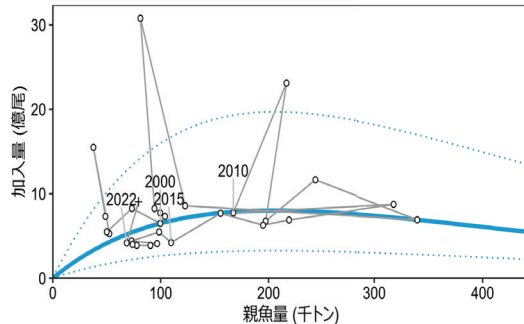


図1. 再生産関係（令和6年度評価）

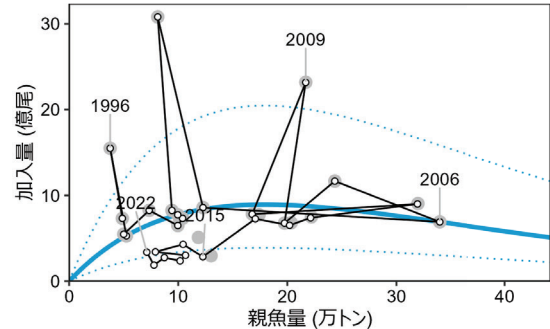


図2. 再生産関係（令和5年度評価）

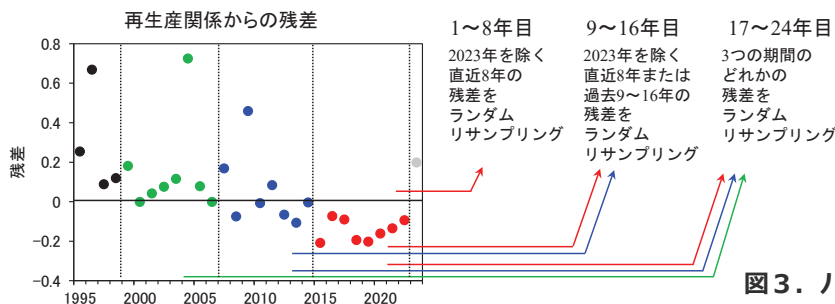
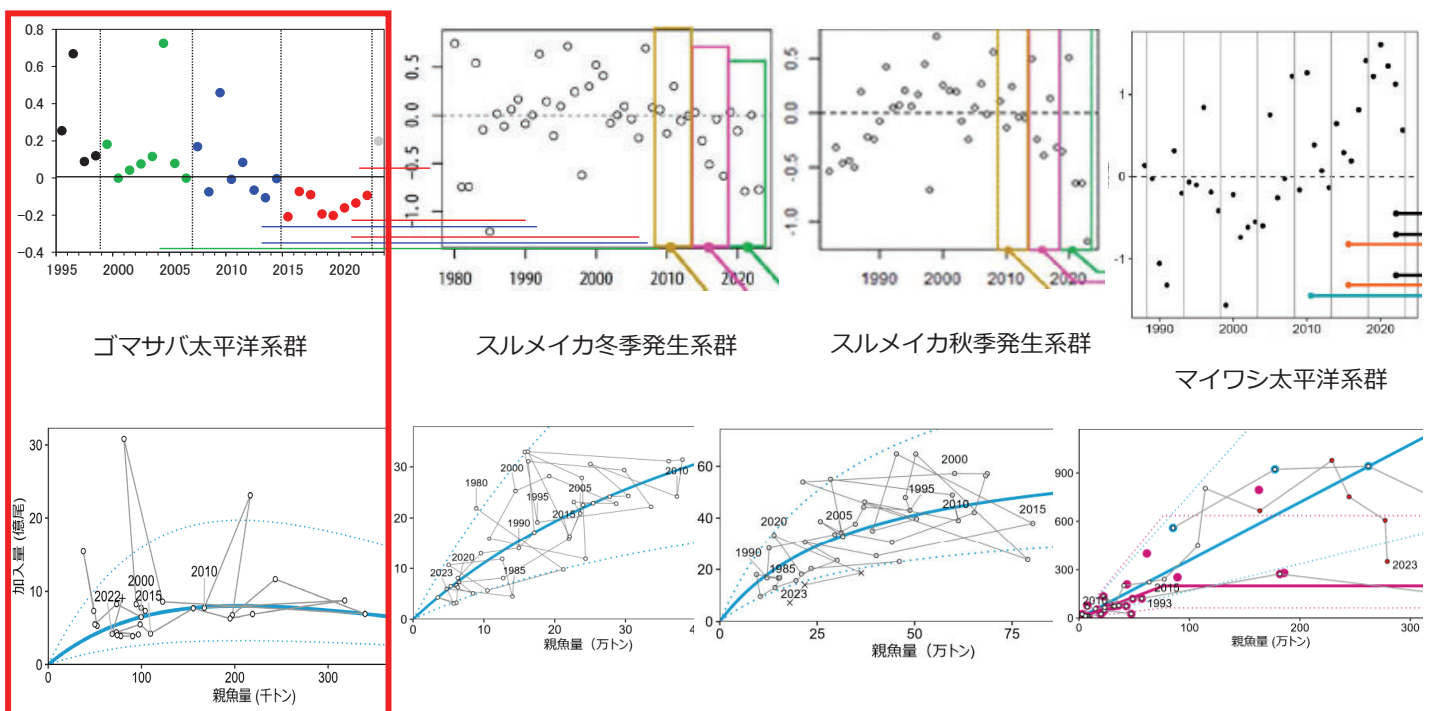


図3. バックワードリサンプリングの方法

9

3. 漁獲シナリオ等の案について（ゴマサバ太平洋系群） （2）令和6年度資源評価結果を踏まえた漁獲シナリオ（案）

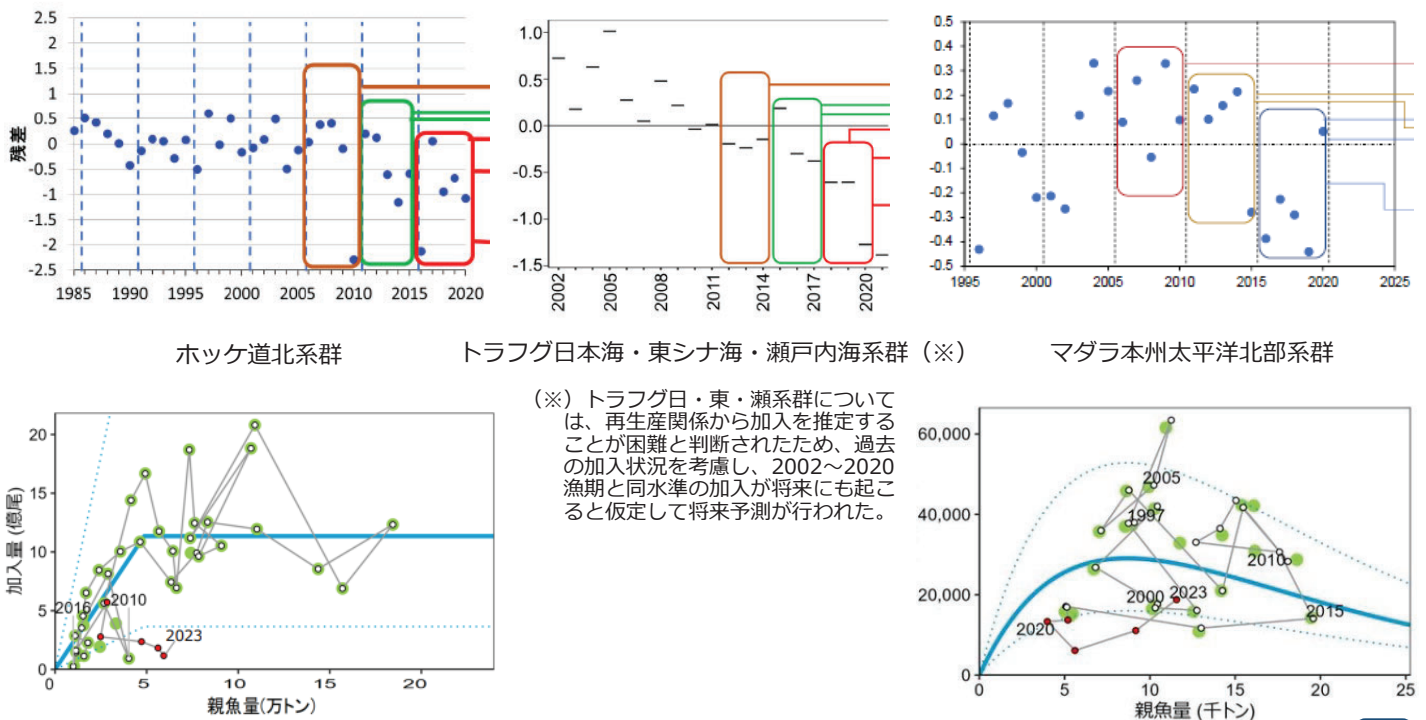
- 本系群以外のバックワードリサンプリングの適用例としては、次の5魚種6系群がある。



10

3. 漁獲シナリオ等の案について（ゴマサバ太平洋系群） （2）令和6年度資源評価結果を踏まえた漁獲シナリオ（案）

- 本系群以外のバックワードリサンプリングの適用例としては、次の5魚種6系群がある。（続き）



11

3. 漁獲シナリオの検討について（ゴマサバ太平洋系群） （3）漁獲シナリオの検討

- 令和6年漁期以降の加入の仮定について、
 - （1）近年の低水準が続くと考えるか、
 - （2）近年の低水準が続くとは考えず再生産関係に従ったものと考えるのか、
 を検討するに当たっての留意事項は次のとおり。
 - ①研究機関は（1）を提案している。
 - ②（2）について、研究機関は、今後も短期的には加入量の低下傾向が継続することが十分に予測されることから、令和6年漁期の予測漁獲量については過大である可能性が高く、また、中長期予測の結果にも大きな不確実性が含まれることから、取扱いには注意を要するとの見解を示している。
 - ③令和6年度評価において、外国の漁獲量・漁獲物年齢組成のデータを更新した結果、加入量が上方修正されている。また、直近令和5年の加入量について、再生産関係よりも高い値とされている。
 - ④ゴマサバ太平洋系群では、加入量の再生産関係からの下振れの度合い（最大-0.2程度の残差）が、他のバックワードリサンプリング適用資源のそれ（最大-0.4～-2.3程度の残差）と比較して小さい。
 - ⑤本系群については、低加入の期間とそれ以外の期間を分けることはできないとの見解が研究機関から示されている。
 - ⑥令和6管理年度（今漁期）のABCについては、令和2年度の評価（バックワードリサンプリングは未適用）を基に選択した β （0.9）と、バックワードリサンプリングを適用した令和5年度評価結果（令和6年度の資源量の予測値）により算出している。
 - ⑦（1）を採択した場合、管理年度途中のTACの調整ルールについて、より導入の必要性が高まる。

12

4. 漁獲シナリオの選択肢について

- 上記2及び3を踏まえた、漁獲シナリオ(マサバ4通り、ゴマサバ2通りの組合せで計8通り)の選択肢は下表のとおり。(赤枠内が令和7管理年度ABC合計値(単位:万トン))
- 漁獲シナリオのほか、以下2点に留意・検討する必要がある。
 - (1) 管理年度途中のTACの調整ルールを導入適否
 - ① 研究機関によるリスク評価が行われていない中で、入手可能な最善の科学的情報の下で講じるものである。
 - ② 資源評価において、資源が増加している傾向にあることを前提に、一定量を翌管理年度から繰入可能とする制度である。(繰入する際は、水産政策審議会への諮問が必要。)
 - (2) 留保の割合(※来月のTAC意見交換会に向けて、継続検討)
 - ① 国際交渉において必要となる数量を含める必要がある。
 - ② IQによる管理を行う管理区分(大中型まき網漁業の一部)について、留保からの配分の対象から除外する一方、当初配分において、留保の数量に、同区分の漁獲シェア及び50%を乗じた数量を上乗せて配分する。

				ゴマサバ	
				バックワードリサ ンプリングあり	バックワードリサ ンプリングなし
				(1.8)	(5.2)
マサバ	Fmsyの 代替値	調整係数	令和7管理 年度のABC		
	F50%SPR	$\beta=0.7$	(5.0)	6.8	10.2
		$\beta=0.8$	(5.7)	7.5	10.9
	F40%SPR	$\beta=0.75$	(7.3)	9.1	12.5
		$\beta=0.90$	(8.7)	10.5	13.9

マサバ及びゴマサバ太平洋系群 の資源管理について

令和7年4月22日(火)

令和7管理年度TAC(漁獲可能量)設定に関する意見交換会

水産庁

目 次

1. 第5回資源管理方針に関する検討会のとりまとめ
2. 留保の割合について
3. 留保からの配分ルールについて
4. 管理年度途中の漁獲可能量の調整について
5. 融通について

1. 第5回資源管理方針に関する検討会のとりまとめ

- 近年の海洋環境の変化を受けて、資源評価の将来予測の不確実性が高まっていること等を踏まえて、資源管理目標とシナリオは、3年以内に見直す。
- マサバについては、Fmsyの代替値としてF40%SPRを用いて算出した親魚量の水準を資源管理の目標とし、漁獲シナリオの調整係数(β)は0.9を用いる。
- ゴマサバについては、再生産関係に従った加入が起こるとする仮定を採用し、 β は0.9を用いる。
- 上記の組合せにより、令和7管理年度ABCは、サバ類合計で13.9万トンとなる。
- 管理年度途中の漁獲可能量の調整ルール(翌管理年度からの繰入)については、サバ類対馬暖流系群で導入されていたルールを導入する方向とする。
- 留保の割合については、令和7年4月のTAC意見交換会にて案を提示すべく、数量明示の大臣管理区分・道県と調整しつつ検討を進める。
- NPFCにおける管理(公海での漁獲)については、国内管理との一貫性が確保されるよう、水産庁として引き続き努力していく。

1

2. 留保の割合について

- マサバ及びゴマサバ太平洋系群については、近年、漁獲量が減少している。そのような中で、漁場形成の状況により、管理区分ごとの漁獲量の変動には差が生じている。
- 令和7管理年度においても、現行のルールによる配分(直近3か年の漁獲実績のシェアの平均値を用いた配分)とは、大きく異なる漁場形成となる可能性がある。
- このため、国の留保を活用して、
 - ① 配分数量が明示された大臣管理区分と道県に対して、漁期中に迅速に追加配分ができること、
 - ② 「現行水準」の都県の漁獲実績の合計が、配分数量が明示された区分と同様に、目安となる数量の合計を超える可能性があるため、当該部分を吸収できること、が必要とされる。

- 大臣管理区分と都道府県の漁業の実態その他の事情を勘案し、**留保の割合は35%(48,700トン)**とする。
- 令和7年度から9年度においては、漁獲割当てによる管理を行う管理区分(大中型まき網漁業の一部)について、
 - ① 留保からの配分の対象とする。
 - ② 当初の配分における、留保の数量を基に算出した数量の上乗せは行わない。こととし、できる限り留保による柔軟な対応ができるようにする。

2

3. 留保からの配分ルールについて

数量が明示された各大臣管理区分、道県への留保からの配分は、以下の3つのルールにより行うこととする。

1 予め資源管理方針に定めたルールに基づく配分(75%ルール)

- 留保からの配分は「75%ルール」により行う。
- ただし、管理年度の末日までに留保が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りではない。
- 漁獲割当てによる管理を行う管理区分については、漁獲可能期間の終了時における留保から配分された数量の未利用分は、国の留保へ繰り入れる。
- 留保からの配分に係る漁獲により、過去3年(令和3～5管理年度)の最大の漁獲実績を超えて漁獲された数量については、令和9管理年度以降における漁獲可能量の配分の基礎とされる漁獲実績から除外する。

2 期間別の留保からの配分数量の合計の上限

- 管理年度後半に留保が不足することを避ける観点から、「12月末日まで」に留保から配分する数量の合計の上限は、「当初の留保数量の半分」とする。

3 数量が明示された各大臣管理区分、道県へ一度に留保から配分する数量の上限(※留保からの配分を繰り返し行うことは可能)

- ◆ 留保から配分された数量の多くが未消化となることを防ぐ観点から、一度に留保から配分する数量は、「期間予測漁獲量とその時点の配分量との差」又は「当初配分量の半分」のうちいずれか小さい数量とする。

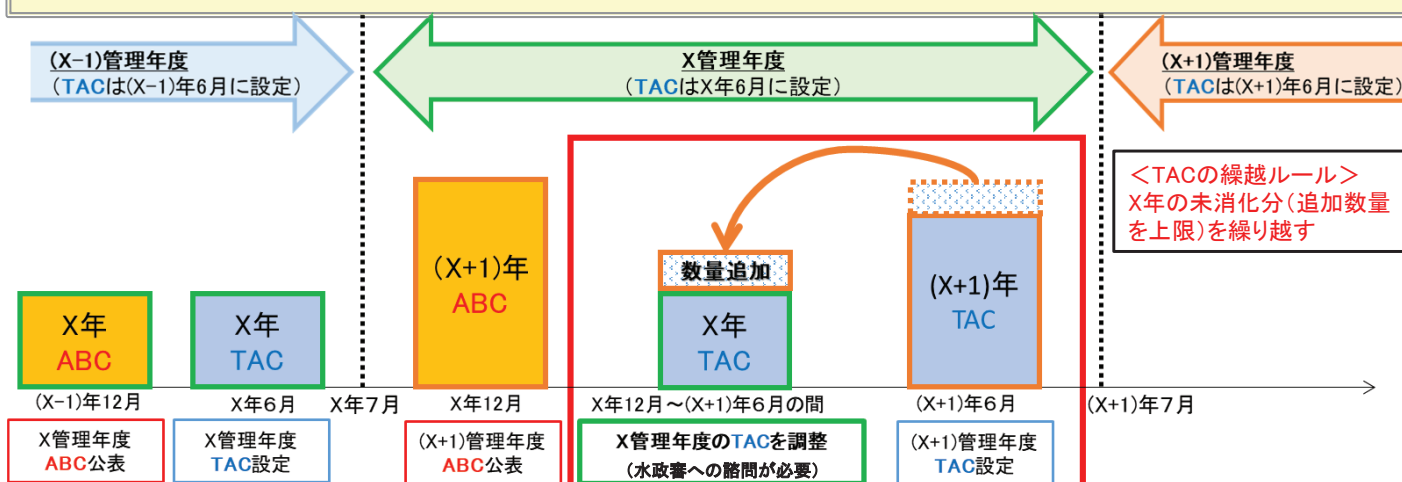
3

4. 管理年度途中の漁獲可能量の調整について

「管理年度途中の漁獲可能量の調整」制度の案について、令和7年3月31日に開始したパブリックコメント手続(4月29日締切)において、以下のとおり提示。

まさば太平洋系群又はごまさば太平洋系群について、当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも増加することが示された場合、本則第1の2(4)②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。

- ① 当該特定水産資源の親魚量が、令和17年(2035年)に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量(以下「追加数量」という。)を追加する。
- ② 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、①の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。
- ③ 漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。



数量追加の上限は、漁獲シナリオの漁獲圧力を超えないとの条件の下、水産機構が算出し、(X+1)管理年度ABCと共に公表

4

5. 融通について

- 融通は、限りある漁獲可能量の有効活用のために重要。
- 融通を受ける側は、操業の停止を回避でき、「融通を受けて良かった」と感じられるが、融通する側は、手続や関係者の調整などの負担があるのみで、「融通してよかった」と感じるが少ない。



- 令和7管理年度、マサバ及びゴマサバ太平洋系群限りのルールとして、融通を受けた結果、漁獲量の累計が当初配分量（国の留保から追加配分を受けた場合にあっては、その数量）を超える場合、当該超過分の数量については、令和9管理年度以降における漁獲可能量の配分の基礎とされる漁獲実績から除外する。



マサバ（対馬暖流系群）①

マサバは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち東シナ海～日本海に分布する群である。

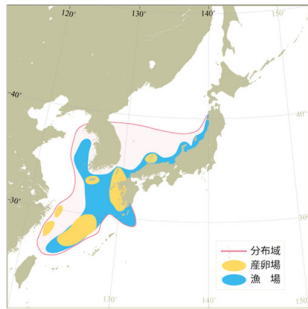


図1 分布域

東シナ海南部から日本海北部沿岸域、さらに黄海まで広く分布する。

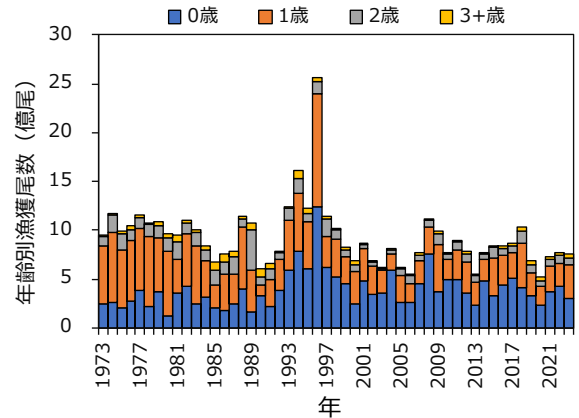
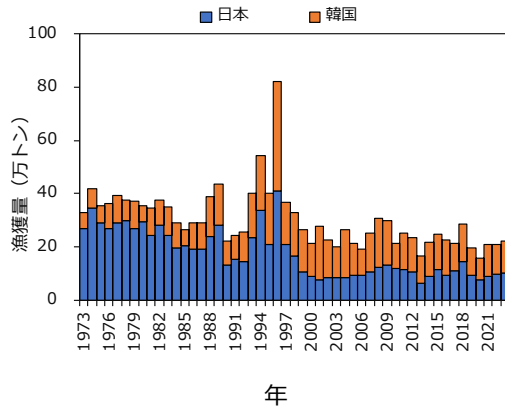


図2 漁獲量の推移



日本と韓国を合わせた漁獲量は、1970～1980年代は安定していたが、その後減少し、1996年に急増したあと、再び減少した。2000年代以降はほぼ横ばいであり、2023年は22.2万トンであった。そのうち日本は10.2万トン、韓国は12.0万トンであった。

図3 年齢別漁獲尾数の推移

漁獲物の年齢組成を尾数でみると、0歳（青）、1歳（オレンジ）を中心に構成されており、2歳以上が占める割合は少ない。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

マサバ（対馬暖流系群）②

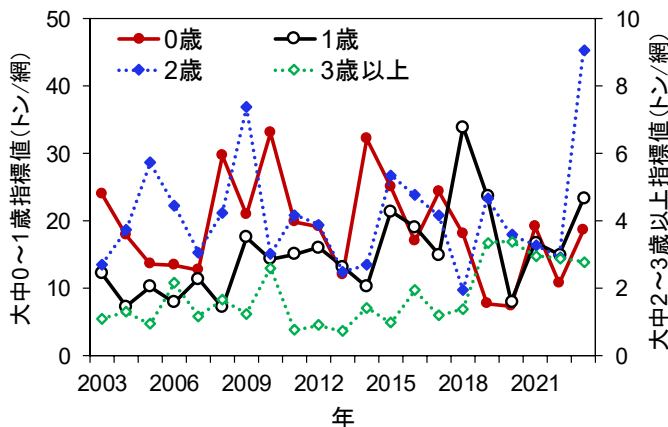
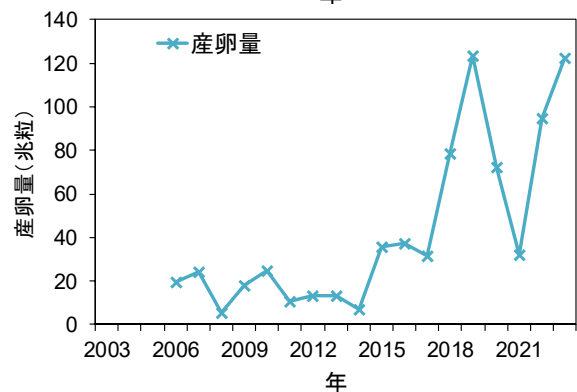
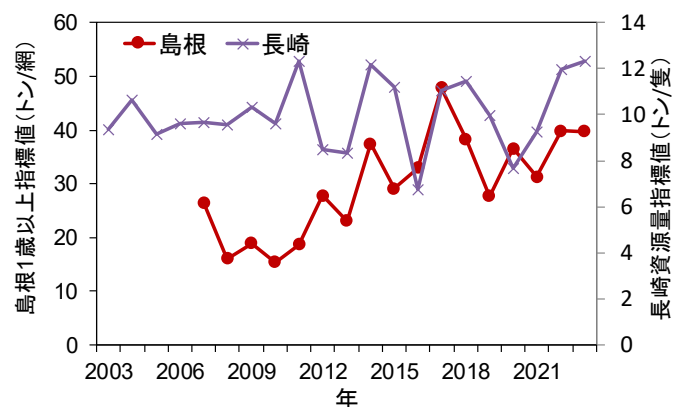


図4 資源量指標値

資源量指標値には、大中小型まき網CPUE（1網当たりの漁獲量）、島根県中型まき網CPUE（1網当たりの漁獲量）、長崎県中型まき網CPUE（1隻当たりの漁獲量）、産卵量を用いた。0歳魚指標値を除くいずれの指標値も、2023年は平年よりも高い水準を示した。



本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

マサバ（対馬暖流系群）③

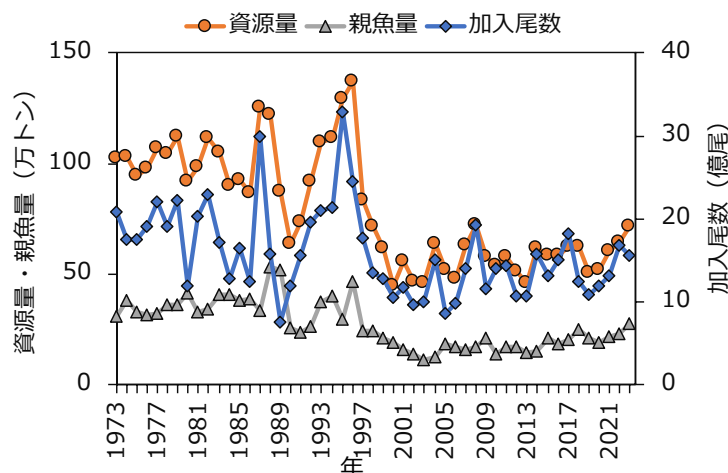


図5 資源量・親魚量・加入量

資源量は2019年の低加入などの影響で減少し、2019年に50.5万トンとなったが、2021年以降やや回復し、2023年は71.4万トンであった。加入量（0歳の資源尾数）は2019年は低かったが、2023年は15.6億尾と推定された。親魚量は直近5年間（2019～2023年）で見ると増加傾向で、2023年には27.9万トンであった。

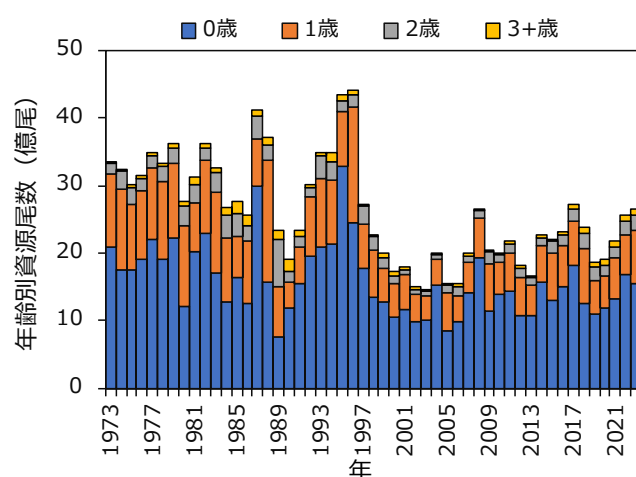


図6 年齢別資源尾数

0歳魚と1歳魚の占める割合が高い。近年では、0歳魚尾数は2017年は18.3億尾と多かったが、2019年は10.9億尾と少なかった。その後増加し、2022年は16.9億尾、2023年は15.6億尾と推定された。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

マサバ（対馬暖流系群）④

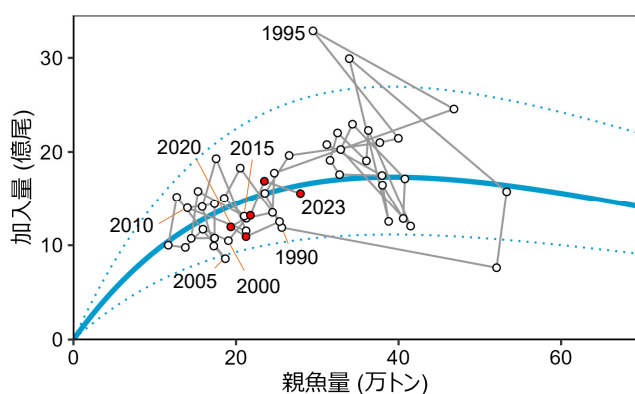


図7 再生産関係

1973～2022年の親魚量と加入量に対し、リッカー型の再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。白丸は観測値で、赤丸は直近5年間の観測値である。

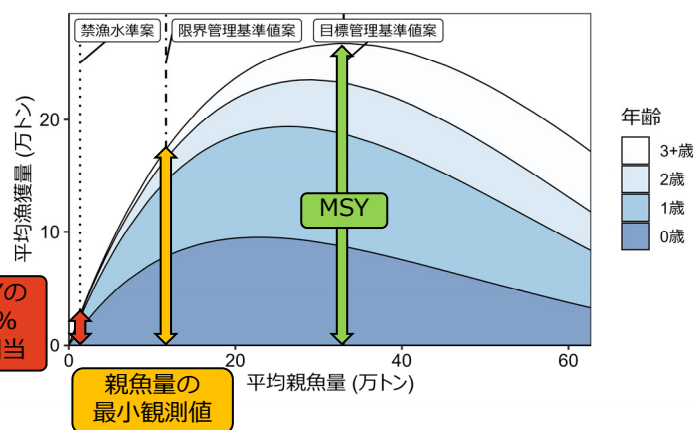


図8 管理基準値案と禁漁水準案

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は33.0万トンと算定される。目標管理基準値案としてはSBmsy、限界管理基準値案としては親魚量の最小観測値、禁漁水準案としてはMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量を提案する。

目標管理基準値案	限界管理基準値案	禁漁水準案	2023年の親魚量	MSY	2023年の漁獲量
33.0万トン	11.7万トン	1.3万トン	27.9万トン	26.7万トン	22.2万トン

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

マサバ（対馬暖流系群）⑤

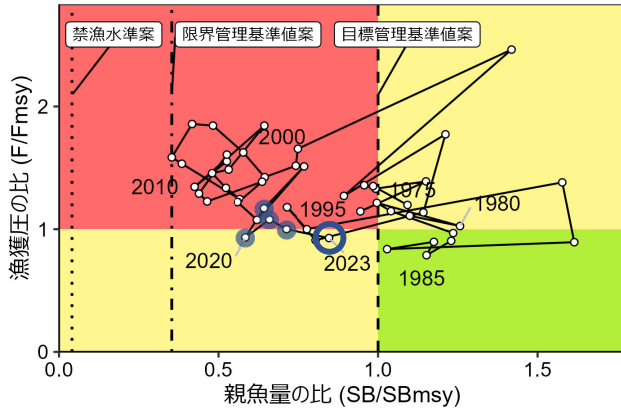


図9 神戸プロット（神戸チャート）

親魚量（SB）は、1980年代は最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）を上回っていたが、1997年以降はSBmsyを下回っている。漁獲圧（F）は、1980年代前半は概ねSBmsyを維持する漁獲圧（Fmsy）を下回っていたが、1993年以降は2020年と2023年を除いてFmsyを上回っている。2023年は親魚量はSBmsyを下回り、漁獲圧はFmsyを下回った。

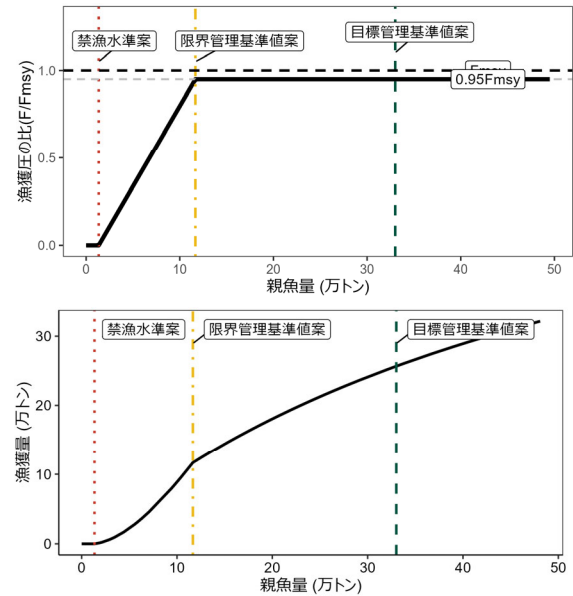


図10 漁獲管理規則案（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

Fmsyに乘じる調整係数である β を0.95とした場合の漁獲管理規則案を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

マサバ（対馬暖流系群）⑥

将来の親魚量（万トン）

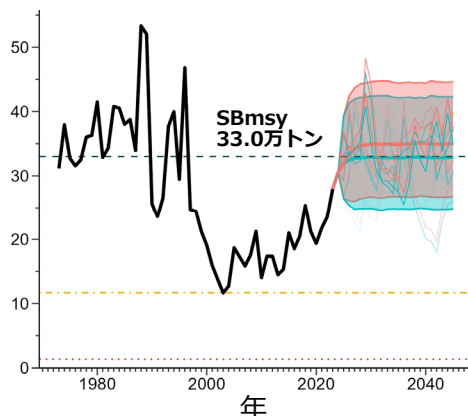
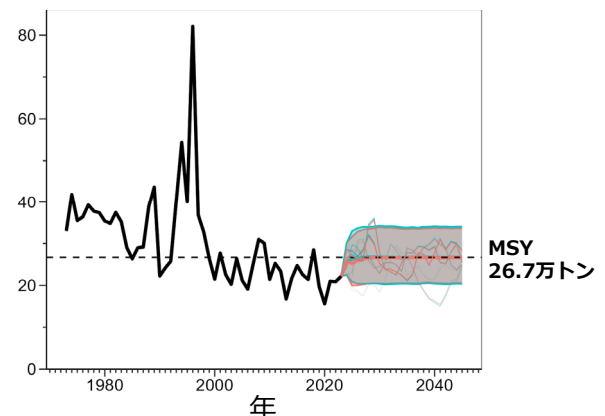


図11 漁獲管理規則案の下での親魚量と漁獲量の将来予測（現状の漁獲圧は参考）

β を0.95とした場合の漁獲管理規則案に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。親魚量の平均値は目標管理基準値案以上、漁獲量の平均値はMSY水準でそれぞれ推移する。

将来の漁獲量（万トン）



漁獲管理規則案に基づく将来予測 ($\beta=0.95$)

現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果（1万回のシミュレーションを試行）の90%が含まれる範囲を示す。

----- MSY

----- 目標管理基準値案

----- 限界管理基準値案

..... 禁漁水準案

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

マサバ（対馬暖流系群）⑦

表1. 将来の平均親魚量（万トン）

					2035年に親魚量が目標管理基準値案（33.0万トン）を上回る確率								46% 61% 75% 94% 45%
β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
1.00	30.6	31.9	32.6	32.8	32.9	33.0	33.1	33.0	33.0	33.0	32.9	32.9	
0.95			33.4	34.2	34.6	34.8	35.0	35.0	34.9	35.0	34.9	34.9	
0.90			34.3	35.7	36.4	36.7	37.0	37.0	37.0	37.0	36.9	36.9	
0.80			36.1	38.8	40.2	40.9	41.2	41.3	41.2	41.3	41.2	41.2	
現状の漁獲圧			32.5	32.7	32.8	32.9	32.9	32.9	32.8	32.9	32.8	32.8	

表2. 将来の平均漁獲量（万トン）

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.00	25.7	26.2	26.5	26.6	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.6	26.7
0.95		25.2	25.9	26.3	26.5	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6
0.90		24.2	25.3	25.9	26.2	26.4	26.4	26.4	26.4	26.4	26.4	26.4
0.80		22.0	23.9	24.9	25.4	25.6	25.7	25.7	25.7	25.7	25.7	25.7
現状の漁獲圧		26.3	26.5	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.6	26.7

漁獲管理規則案に基づく将来予測において、 β を0.8～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧（2021～2023年の平均： $\beta=1.00$ 相当）の場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移を示す。2024年の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲圧により仮定し、2025年から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。 $\beta=0.8$ とした場合、2025年の平均漁獲量は22.0万トン、2035年に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率は94%と予測される。また、 β が0.95以下の場合、2035年の親魚量は目標管理基準値案を50%以上の確率で上回ると予測される。 $\beta=0.95$ における2025年漁期の平均漁獲量は25.7万トンである。

※上記の表は暦年（1～12月）の値である。表の値は今後の資源評価により更新される。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。



ゴマサバ（対馬暖流系群）①

ゴマサバは日本周辺に生息しており、本系群はこのうち東シナ海～日本海に分布する群である。

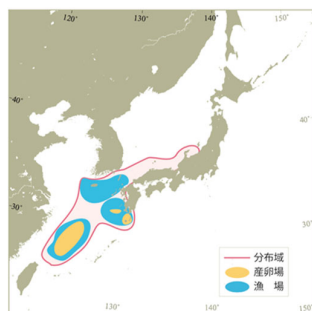


図1 分布域

東シナ海南部から日本海中部沿岸域に分布し、産卵場は東シナ海中南部と薩南海域である。

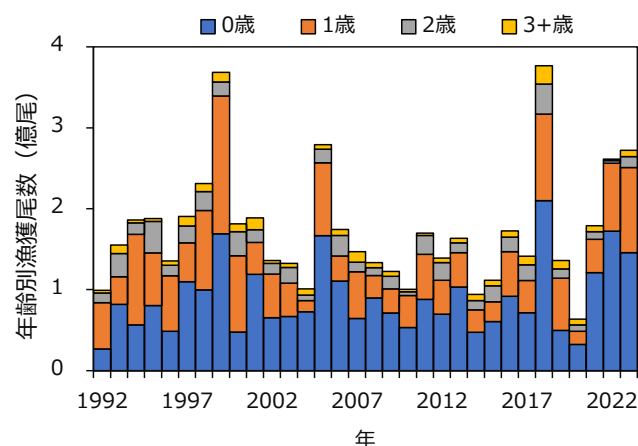


図3 年齢別漁獲尾数の推移

漁獲物の年齢組成を尾数でみると、0歳（青）、1歳（オレンジ）を中心に構成されており、2歳以上が占める割合は少ない。

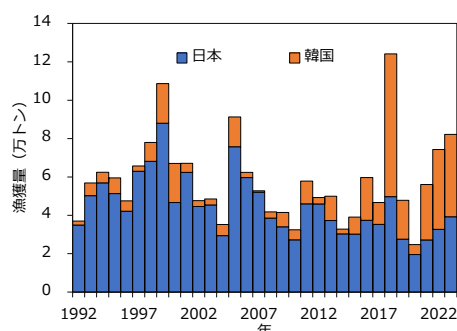


図2 漁獲量の推移

日本と韓国を合わせた漁獲量は、年変動がある。2018年（12.4万トン）には急増したが、2023年は8.2万トンであった。そのうち日本は3.9万トン、韓国は4.3万トンであった。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

ゴマサバ（対馬暖流系群）②

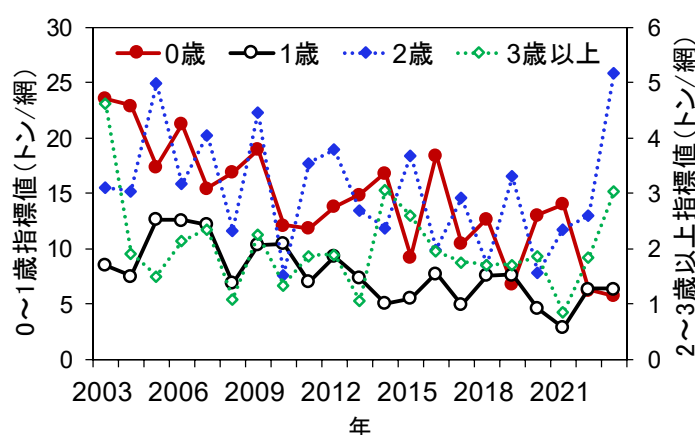


図4 年齢別資源量指標値の推移（大中まき）

2023年においては0歳魚が前年より減少した。2歳魚以上は前年より増加した。

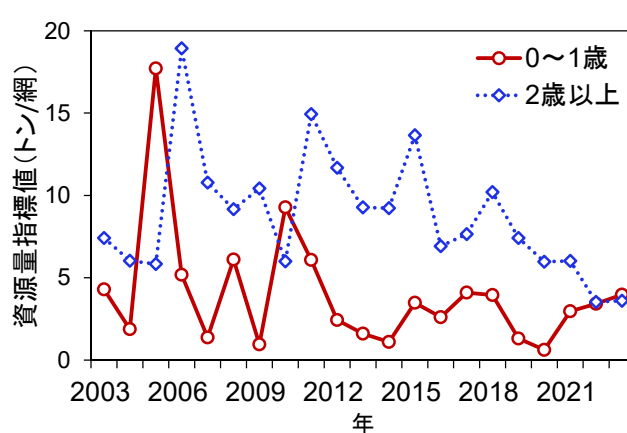


図5 年齢別資源量指標値の推移（枕崎中まき）

2023年においては0~1歳魚は平年並みであったが、2歳魚以上は前年並みの低い水準であった。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

ゴマサバ（対馬暖流系群）③

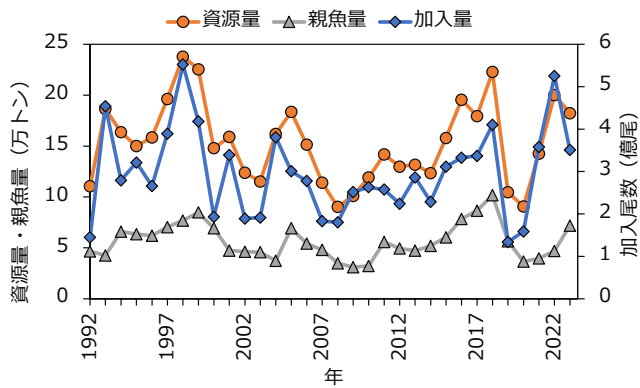


図6 資源量・親魚量・加入量

資源量は1992年以降、増減を繰り返しており、2019年に急減した後、2020年は9.1万トンとさらに減少した。しかし、2021年以降増加し、2023年は18.2万トンとなった。加入量（0歳魚の資源尾数）は2019～2020年は低かったが、2023年は3.5億尾と推定された。親魚量は直近5年間（2019～2023年）でみると横ばいで、2023年には7.2万トンであった。

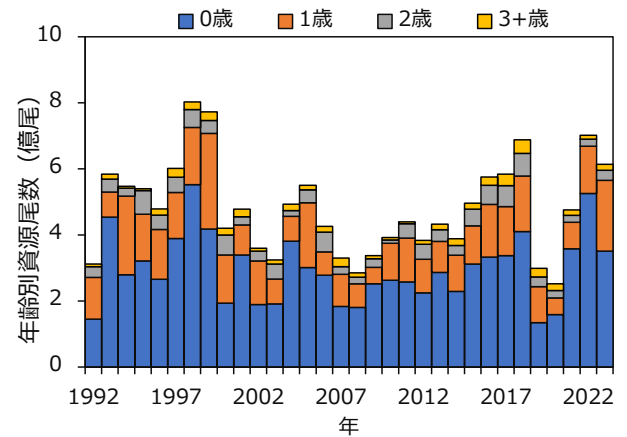


図7 年齢別資源尾数

0歳魚と1歳魚の占める割合が高い。0歳魚資源尾数は2019年と2020年は1.3億～1.6億尾と少なかったが、2022年は5.3億尾、2023年は3.5億尾であった。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

ゴマサバ（対馬暖流系群）④

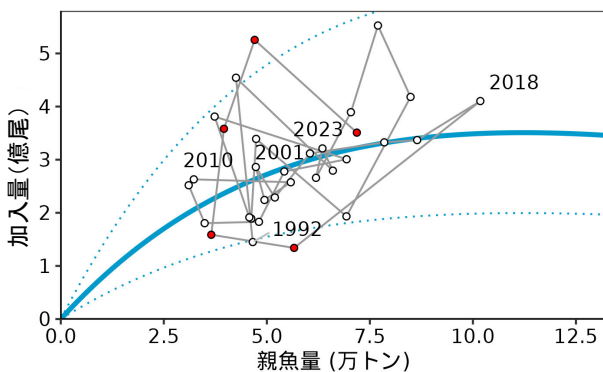


図8 再生産関係

1992～2022年の親魚量と加入量の情報に基づくリッカー型の再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。白丸は観測値で、赤丸は直近5年間の観測値である。

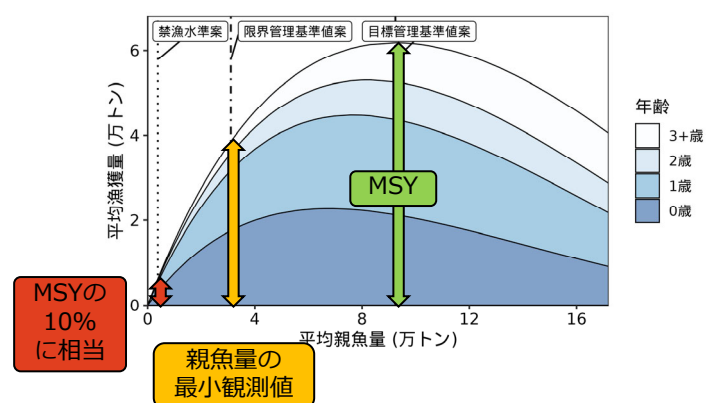


図9 管理基準値案と禁漁水準案

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は9.2万トンと算定される。目標管理基準値案としてはSBmsy、限界管理基準値案としては親魚量の最小観測値、禁漁水準案としてはMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量を提案する。

目標管理基準値案	限界管理基準値案	禁漁水準案	2023年の親魚量	MSY	2023年の漁獲量
9.2万トン	3.1万トン	0.4万トン	7.2万トン	6.2万トン	8.2万トン

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

ゴマサバ（対馬暖流系群）⑤

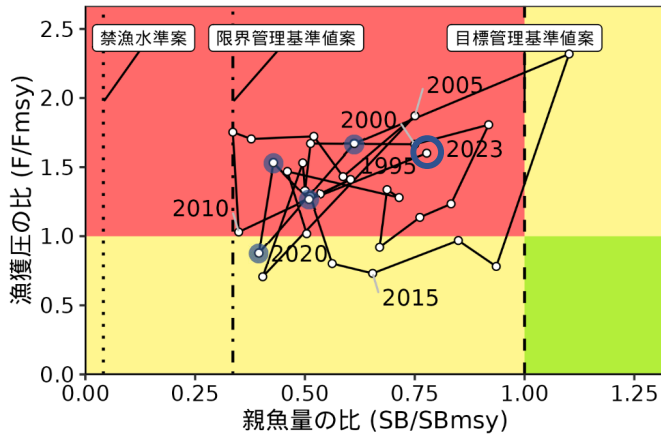


図10 神戸プロット（神戸チャート）

親魚量（SB）は、2018年を除き全ての年において最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）を下回っている。漁獲圧（F）は、1992年以降、多くの年でSBmsyを維持する漁獲圧（Fmsy）を上回っている。2023年は親魚量はSBmsyを下回り、漁獲圧はFmsyを上回った。

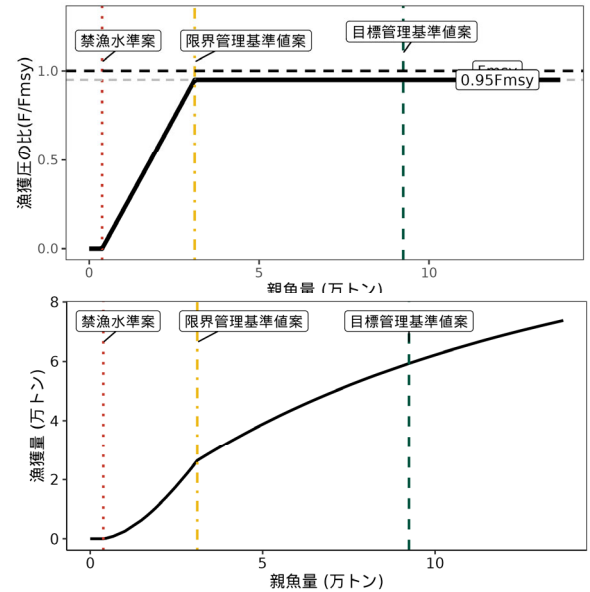


図11 漁獲管理規則案（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

Fmsyに乗じる調整係数である β を0.95とした場合の漁獲管理規則案を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

ゴマサバ（対馬暖流系群）⑥

将来の親魚量（万トン）

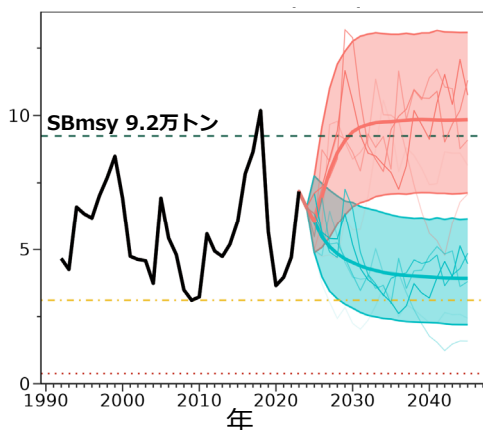
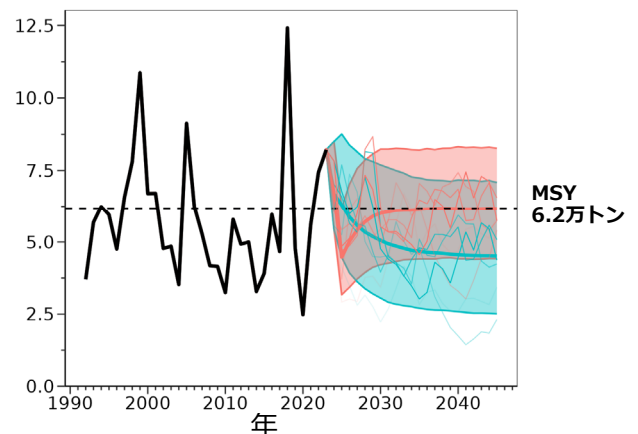


図12 漁獲管理規則案の下での親魚量と漁獲量の将来予測（現状の漁獲圧は参考）

β を0.95とした場合の漁獲管理規則案に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。親魚量の平均値は目標管理基準値案以上、漁獲量の平均値はMSY水準でそれぞれ推移する。

将来の漁獲量（万トン）



漁獲管理規則案に基づく将来予測（ $\beta=0.95$ ）

現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果（1万回のシミュレーションを試行）の90%が含まれる範囲を示す。

----- MSY

----- 目標管理基準値案

----- 限界管理基準値案

----- 禁漁水準案

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

ゴマサバ（対馬暖流系群）⑦

表1. 将来の平均親魚量（万トン）

		2035年に親魚量が目標管理基準値案（9.2万トン）を上回る確率											
β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
1.0	6.6	6.1	6.8	7.6	8.2	8.6	8.8	9.0	9.1	9.1	9.2	9.2	45%
0.95			7.0	7.9	8.6	9.1	9.4	9.6	9.7	9.7	9.8	9.8	59%
0.9			7.2	8.3	9.1	9.6	10.0	10.2	10.3	10.4	10.4	10.4	72%
0.8			7.5	9.0	10.1	10.8	11.3	11.5	11.6	11.7	11.7	11.7	91%
0.7			7.9	9.7	11.2	12.1	12.6	12.9	13.0	13.0	13.0	13.0	98%
現状の漁獲圧			5.5	5.1	4.8	4.6	4.5	4.4	4.3	4.2	4.1	4.1	0%

表2. 将来の平均漁獲量（万トン）

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.0	6.7	4.7	5.1	5.5	5.7	5.9	6.0	6.1	6.1	6.1	6.1	6.2
0.95		4.5	5.0	5.4	5.7	5.9	6.0	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
0.9		4.3	4.9	5.3	5.6	5.9	6.0	6.0	6.1	6.1	6.1	6.1
0.8		3.9	4.6	5.1	5.5	5.7	5.8	5.8	5.9	5.9	5.9	5.9
0.7		3.5	4.2	4.8	5.2	5.4	5.5	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6
現状の漁獲圧		6.3	5.9	5.6	5.3	5.2	5.1	4.9	4.9	4.8	4.7	4.7

漁獲管理規則案に基づく将来予測において、 β を0.7～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧（2021～2023年平均値： $\beta=1.49$ 相当）の場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移を示す。2024年の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲圧により仮定し、2025年から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。 $\beta=0.8$ にした場合、2025年の平均漁獲量は3.9万トン、2035年に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率は91%と予測される。また、 β が0.95以下の場合、2035年の親魚量は目標管理基準値案を50%以上の確率で上回ると予測される。 $\beta=0.95$ における2025年漁期の平均漁獲量は4.8万トンである。

※上記の表は暦年（1～12月）の値である。表の値は今後の資源評価により更新される。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

まさば及びごまさば対馬暖流系群の 資源管理方針の見直し 及び漁獲・管理の状況について

令和7年4月17日

令和7年管理年度TAC設定に関する意見交換会
水産庁

1. 資源管理方針の見直しの経緯

令和元年7月	第1回資源管理方針に関する検討会（以下、SH会合）
令和2年2月	第2回SH会合
〃 7月	MSYベースのTAC管理開始
令和6年7月 （※管理開始5年目）	第3回SH会合
令和7年1月	第4回SH会合

※ 資源管理基本方針の第9に「農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を、当該資源管理基本方針に記載されているそれぞれの水産資源についておおむね5年ごとに行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。」と規定。

2. 第4回SH会合のとりまとめ

- (1) 資源管理目標及び漁獲シナリオについては、水産庁が示した案を採用する。
- (2) 令和7管理年度以降のTAC配分の基準については、全体としては現行の内容を維持する（過去3年の漁獲実績シェアの平均値を3年ごとに更新）。ただし、数量明示配分の都道府県及び大臣管理区分の間の配分基準については、関係者で議論する。
- (3) 漁獲可能量の調整ルール（管理年度中の改訂）について、令和6管理年度に採用している暫定的な措置をベースに令和7管理年度以降のルールについて検討する。
- (4) TAC意見交換会において、資源管理の内容について振り返り、意見交換を行う議題を設ける。
- (5) 資源管理、あるいは資源の有効利用の両立に向けて、流通・加工・養殖業者等との意見交換の場について、引き続き積極的に実施する。

2

2(1) . 第4回SH会合のとりまとめ（資源管理目標）

項目	マサバ		ゴマサバ	
	令和7管理年度～	旧	令和7管理年度～	旧
目標管理基準値 ＝MSYを達成するために維持・回復させるべき目標となる親魚量	33.0万トン	31.0万トン	9.2万トン	10.9万トン
限界管理基準値 ＝過去最低親魚量 (※MSYの60パーセントを達成するために必要な親魚量から変更)	11.7万トン	14.3万トン	3.1万トン	5.1万トン
禁漁水準 ＝MSYの10%の漁獲量が得られる親魚量	1.3万トン	2.2万トン	0.4万トン	0.8万トン

3

2(1)．第4回SH会合のとりまとめ(漁獲シナリオ) マサバ対馬暖流系群

- 親魚量が10年後(2035年)に目標管理基準値を50パーセント以上の確率で上回る漁獲シナリオのうち、**将来の漁獲量が最大**となる $\beta = 0.95$ を選択。
- 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、漁獲圧力は、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を、 $\beta = 0.95$ に乗じた値とする。
- 親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、漁獲圧力は0とする。

表1. 将来の平均親魚量(万トン)

					2035年に親魚量が目標管理基準値案(33.0万トン)を上回る確率								
β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
1.00			32.6	32.8	32.9	33.0	33.1	33.0	33.0	33.0	32.9	32.9	46%
0.95			33.4	34.2	34.6	34.8	35.0	35.0	34.9	35.0	34.9	34.9	61%
0.90	30.6	31.9	34.3	35.7	36.4	36.7	37.0	37.0	37.0	37.0	36.9	36.9	75%
0.80			36.1	38.8	40.2	40.9	41.2	41.3	41.2	41.3	41.2	41.2	94%
現状の漁獲圧			32.5	32.7	32.8	32.9	32.9	32.9	32.8	32.9	32.8	32.8	45%

表2. 将来の平均漁獲量(万トン) ※暦年ベース

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.00		26.2	26.5	26.6	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.6	26.7
0.95		25.2	25.9	26.3	26.5	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6
0.90	25.7	24.2	25.3	25.9	26.2	26.4	26.4	26.4	26.4	26.4	26.4	26.4
0.80		22.0	23.9	24.9	25.4	25.6	25.7	25.7	25.7	25.7	25.7	25.7
現状の漁獲圧		26.3	26.5	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.6	26.7

4

2(1)．第4回SH会合のとりまとめ(漁獲シナリオ) ゴマサバ対馬暖流系群

- 親魚量が10年後(2035年)に目標管理基準値を50パーセント以上の確率で上回る漁獲シナリオのうち、**将来の漁獲量が最大**となる $\beta = 0.95$ を選択。
- 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、漁獲圧力は、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を、 $\beta = 0.95$ に乗じた値とする。
- 親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、漁獲圧力は0とする。

表1. 将来の平均親魚量(万トン)

					2035年に親魚量が目標管理基準値案(9.2万トン)を上回る確率								
β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
1.0			6.8	7.6	8.2	8.6	8.8	9.0	9.1	9.1	9.2	9.2	45%
0.95			7.0	7.9	8.6	9.1	9.4	9.6	9.7	9.7	9.8	9.8	59%
0.9	6.6	6.1	7.2	8.3	9.1	9.6	10.0	10.2	10.3	10.4	10.4	10.4	72%
0.8			7.5	9.0	10.1	10.8	11.3	11.5	11.6	11.7	11.7	11.7	91%
0.7			7.9	9.7	11.2	12.1	12.6	12.9	13.0	13.0	13.0	13.0	98%
現状の漁獲圧			5.5	5.1	4.8	4.6	4.5	4.4	4.3	4.2	4.1	4.1	0%

表2. 将来の平均漁獲量(万トン) ※暦年ベース

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.0		4.7	5.1	5.5	5.7	5.9	6.0	6.1	6.1	6.1	6.1	6.2
0.95		4.5	5.0	5.4	5.7	5.9	6.0	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
0.9	6.7	4.3	4.9	5.3	5.6	5.9	6.0	6.0	6.1	6.1	6.1	6.1
0.8		3.9	4.6	5.1	5.5	5.7	5.8	5.8	5.9	5.9	5.9	5.9
0.7		3.5	4.2	4.8	5.2	5.4	5.5	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6
現状の漁獲圧		6.3	5.9	5.6	5.3	5.2	5.1	4.9	4.9	4.8	4.7	4.7

5

2(3)．管理年度途中の漁獲可能量の調整

【令和4管理年度】

- ・資源評価の不確実性に起因するTAC逼迫
→漁獲可能量の調整ルールを導入

【令和5管理年度】

- ・漁獲可能量の調整ルールの変更(未利用分の繰り越し)

【令和6管理年度】

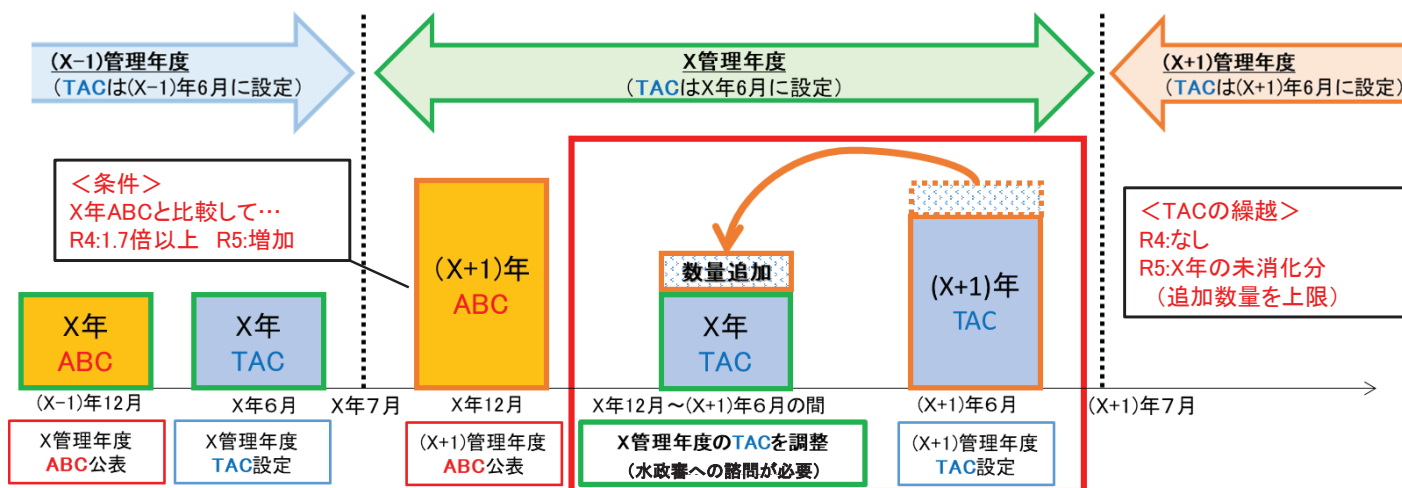
- ・数量明示等関係者からの提言により、新たな漁獲可能量の調整ルールの導入

6

2(3)．管理年度途中の漁獲可能量の調整(令和4年管理年度及び令和5管理年度)

翌管理年度のABCが当該管理年度のABCよりも一定程度増加する場合に、科学的に妥当な条件(※)の下、目標管理年度に目標を達成する確率が50%を下回らない範囲内で調整。

- ※ ア) 資源水準の値が目標管理基準値を下回る場合、漁獲シナリオの漁獲圧力を超えないこと
イ) 資源水準の値が限界管理基準値以上であること
ウ) TACの調整時期が、その資源の主要な漁期の前又は最中であること



7

2(3) . 管理年度途中の漁獲可能量の調整(令和6管理年度の暫定的な措置)

暫定的な措置として、以下の方法により令和6管理年度の漁獲可能量を調整することができる。

1. 令和6年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量と令和6管理年度の漁獲可能量の差分を上限に、令和6管理年度の漁獲可能量に一定の数量(以下「追加数量」という。)を追加する。

2. 令和7管理年度の漁獲可能量は、令和7年管理年度の生物学的許容漁獲量から、追加数量を減じた数量とする。

3. 令和6管理年度の漁獲実績が、令和7年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再々計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量を上回る場合には、同実績と同生物学的許容漁獲量との差分を追加数量から差し引いた数量を令和7管理年度の漁獲可能量に追加する。当該差分が追加数量以上となる場合は、令和7管理年度の漁獲可能量から当該上回った数量を差し引く。

4. 令和6管理年度の漁獲実績が、令和7年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再々計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量以下となる場合には、追加数量を令和7管理年度の漁獲可能量に追加する。

(※)上記暫定ルールについては、研究機関によるリスク評価が行われていない中で、入手可能な最善の科学的情報をもとに講じるもの。

令和6管理年度
(7月～翌6月)

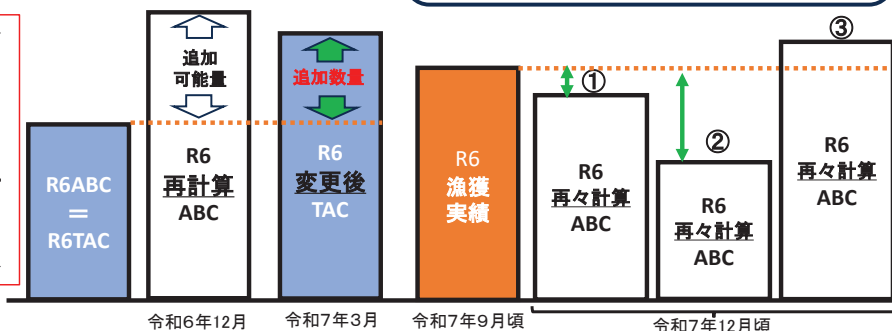
令和7管理年度

1. 関係

- 再計算ABCとTACの差分を上限に、追加可
- TAC > 再計算ABCの場合は、追加不可

3. 関係

- ①漁獲実績 > 再々計算ABC(差が追加数量未満)
 - ②漁獲実績 > 再々計算ABC(差が追加数量以上)
- ### 4. 関係
- ③漁獲実績 ≤ 再々計算ABC

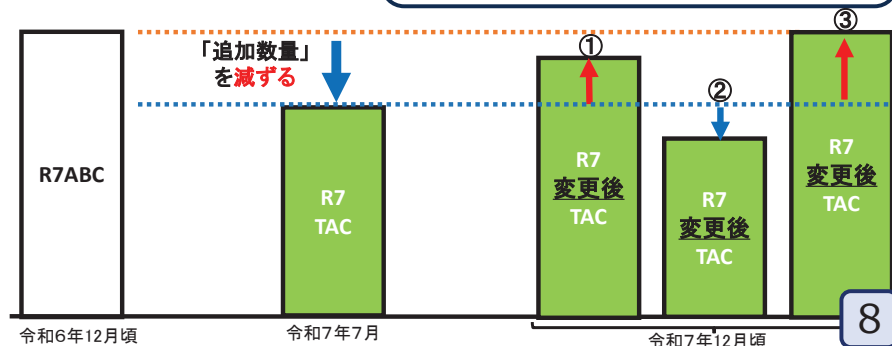


2. 関係

- R7管理年度ABCから追加数量を減じた数量でTACを設定

3. 関係

- ①追加数量から当該差分を差し引いた分をTACに追加
 - ②当該差分が追加数量を上回る分をTACから差し引き
- ### 4. 関係
- ③追加数量をTACに追加



2(5) . 第4回SH会合のとりまとめ(流通・加工・養殖業者等との意見交換会の実施)

1. 水産流通・加工等関係者との意見交換(鳥取県境港市)

(1) 日 付: 令和6年9月6日

(2) 出席者: 加工業者、市場関係者、流通業者、漁業者等

2. マグロ養殖業者等との意見交換(長崎県長崎市)

(1) 日 付: 令和6年12月14日

(2) 出席者: 養殖業者、漁業者等

3. 水産流通・加工等関係者との意見交換(長崎県松浦市)

(1) 日 付: 令和7年3月7日

(2) 出席者: 加工業者、市場関係者、流通業者等

3. その他SH会合で指摘のあった事項

- 同じ資源を利用する周辺国等との連携・協力
- 数量明示配分等関係者の中での漁獲量の速報値の共有
- 陸上の処理能力による水揚げの制約への対応

10

4. 過去の振り返り(資源評価)

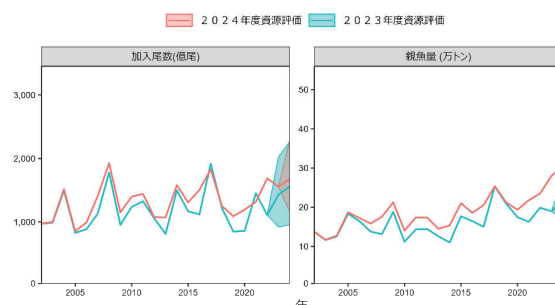
マサバ

- ・ R3年度資源評価にて、直近の加入量および資源量を過小推定。
- ・ 資源量指標値として、産卵量(R3年度)、長崎中まきCPUE(R5年度)を追加。従来の中まきCPUE、島根中まきCPUEと合わせて、より広域からの資源の情報を活用できるようになった。
- ・ R6年度の資源評価にて、**年齢別漁獲尾数の見直し、直近の漁獲データの活用、マサバ・ゴマサバ比率の再計算など、大幅な変更を実施。**
- ・ これらの変更により、資源量の大幅な過小・過大評価が生じる可能性は、以前と比べて低くなったと考えられる。

ゴマサバ

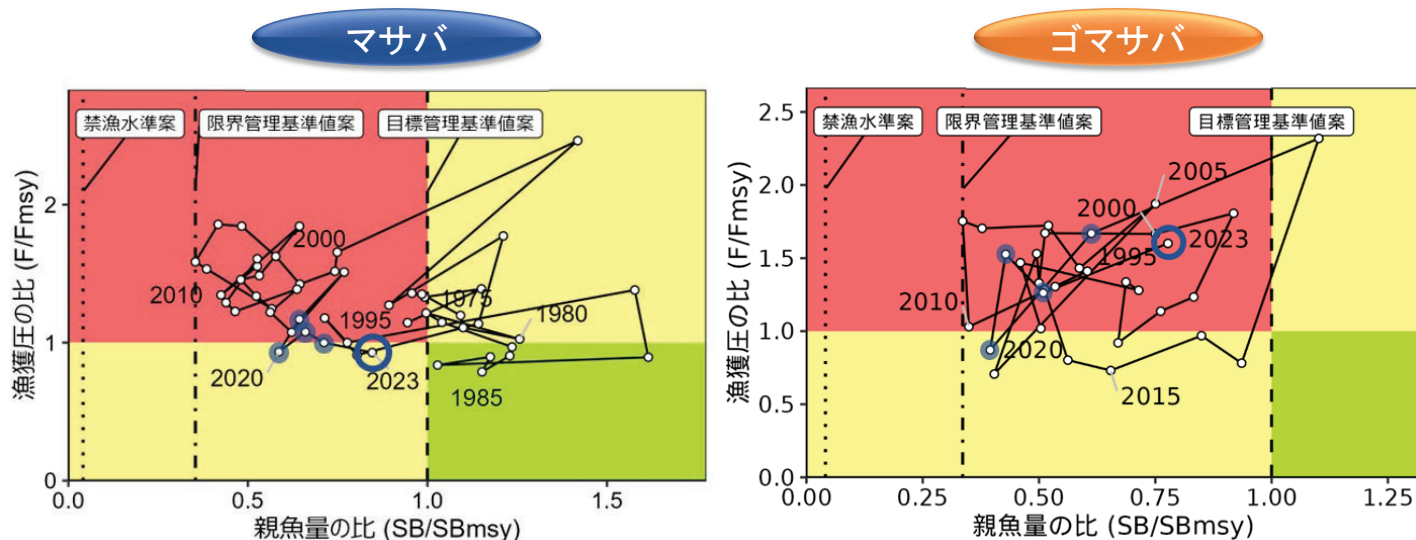
- ・ R6年度の資源評価にて、マサバ・ゴマサバ比率の再計算による漁獲量の見直しを実施。

R5年度とR6年度のマサバ資源評価結果の比較(加入尾数と親魚量)



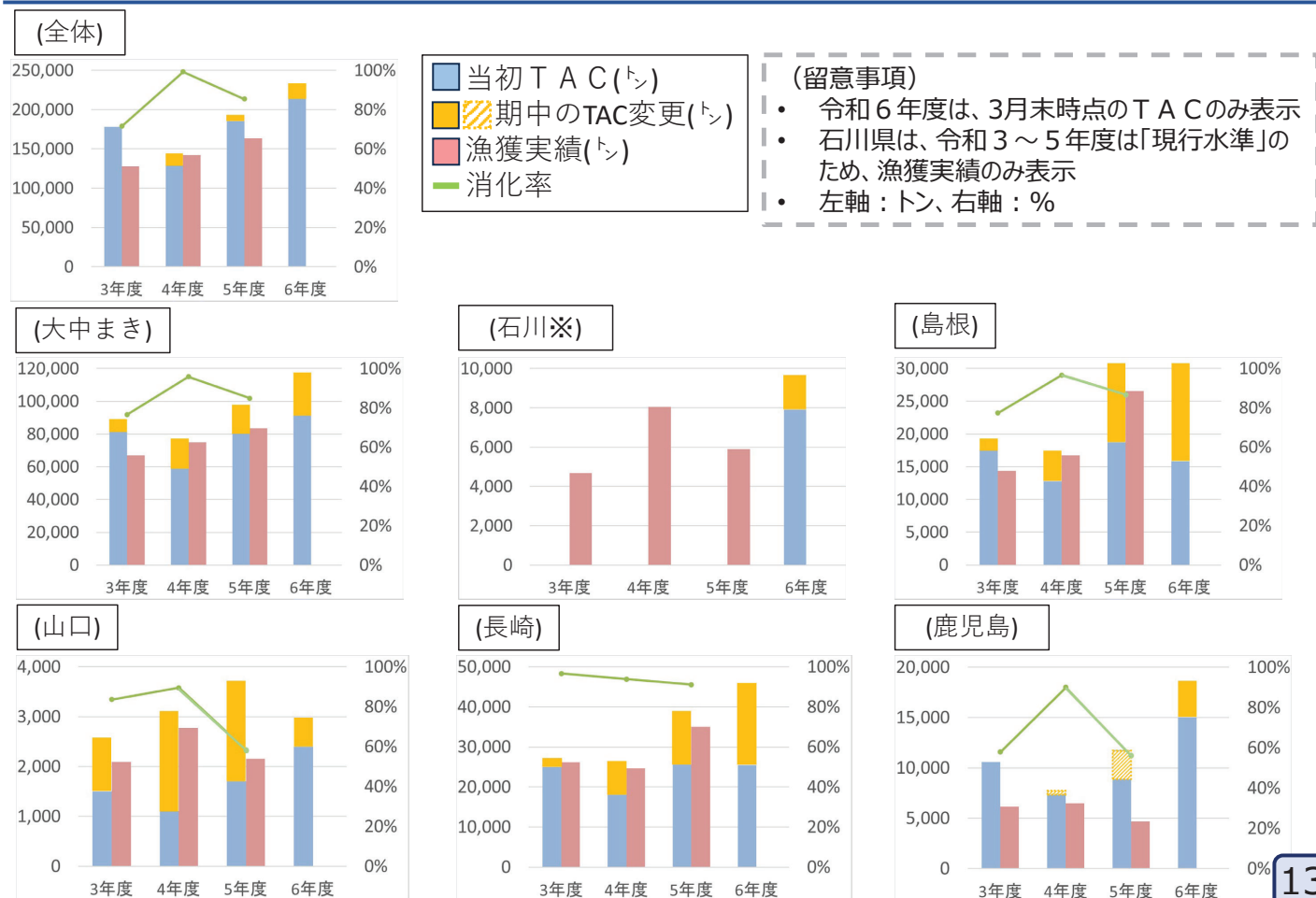
11

4. 過去の振り返り(資源の状況)



12

4. 過去の振り返り(漁獲の状況)



13

4. 過去の振り返り(融通・国の留保からの配分等) (令和3管理年度)

年月日	変更理由	変更内容			
		管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和3年12月27日	国の留保からの追加配分 (新75%ルール)	山口県	1,500	2,500	1,000
		国の留保	35,640	34,640	-1,000
令和4年3月18日	国の留保からの追加配分	長崎県	25,000	27,000	2,000
		大中型まき網漁業	81,400	87,400	6,000
		国の留保	34,640	26,640	-8,000
令和4年6月24日	国の留保からの追加配分 (新75%ルール)	島根県	17,600	18,600	1,000
		国の留保	26,640	25,640	-1,000

14

4. 過去の振り返り(融通・国の留保からの配分等) (令和4管理年度)

年月日	変更理由	変更内容			
		管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和4年9月5日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	山口県	1,100	2,100	1,000
		国の留保	25,800	24,800	-1,000
令和4年12月16日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	島根県	12,800	15,000	2,200
		山口県	2,100	2,600	500
		長崎県	18,100	20,900	2,800
		鹿児島県	7,700	9,000	1,300
		大中型まき網漁業	58,900	67,600	8,700
		国の留保	24,800	9,300	-15,500
令和5年2月27日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	長崎県	20,900	23,900	3,000
		国の留保	9,300	6,300	-3,000
令和5年3月10日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	大中型まき網漁業	67,600	68,200	600
		国の留保	6,300	5,700	-600
令和5年3月17日	漁獲可能量の変更	漁獲可能量	129,000	143,030	14,030
		国の留保	5,700	19,730	14,030
令和5年3月20日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	島根県	15,000	16,000	1,000
		長崎県	23,900	26,300	2,400
		大中型まき網漁業	68,200	78,230	10,030
		国の留保	19,730	6,300	-13,430
令和5年6月2日	融通	島根県	16,000	16,500	500
		山口県	2,600	2,900	300
		鹿児島県	9,000	8,200	-800
令和5年6月16日	融通	島根県	16,500	17,300	800
		山口県	2,900	3,100	200
		鹿児島県	8,200	7,200	-1,000

15

4. 過去の振り返り(融通・国の留保からの配分等) (令和5管理年度)

年月日	変更理由	変更内容			
		管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和5年11月15日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	島根県	18,700	20,700	2,000
		山口県	1,700	2,300	600
		長崎県	25,600	28,400	2,800
		鹿児島県	11,800	13,000	1,200
		大中型まき網漁業	80,370	89,370	9,000
		国の留保	39,900	24,300	-15,600
令和5年12月12日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	島根県	20,700	22,000	1,300
		山口県	2,300	2,500	200
		長崎県	28,400	30,200	1,800
		鹿児島県	13,000	13,800	800
		大中型まき網漁業	89,370	95,070	5,700
		国の留保	24,300	14,500	-9,800
令和6年2月7日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	島根県	22,000	23,900	1,900
		山口県	2,500	2,600	100
		長崎県	30,200	31,700	1,500
		鹿児島県	13,800	14,300	500
		大中型まき網漁業	95,070	101,070	6,000
		国の留保	14,500	4,500	-10,000
令和6年3月28日	漁獲可能量の変更	漁獲可能量	185,270	191,270	6,000
		国の留保	4,500	10,500	6,000
令和6年4月30日	融通及び国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	島根県	23,900	24,400	500
		山口県	2,600	3,100	500
		長崎県	31,700	36,700	5,000
		鹿児島県	14,300	13,300	-1,000
		大中型まき網漁業	101,070	99,070	-2,000
		国の留保	10,500	7,500	-3,000
令和6年5月29日	融通	島根県	24,400	27,600	3,200
		長崎県	36,700	38,500	1,800
		鹿児島県	13,300	8,300	-5,000
令和6年6月18日	融通	山口県	3,100	3,700	600
		大中型まき網漁業	99,070	98,470	-600
令和6年6月19日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	島根県	27,600	30,600	3,000
		国の留保	7,500	4,500	-3,000

16

4. 過去の振り返り(融通・国の留保からの配分等) (令和6管理年度)

年月日	変更理由	変更内容			
		管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和6年10月22日	漁獲可能量の変更	漁獲可能量	213,900	219,900	6,000
		国の留保	38,000	44,000	6,000
令和6年12月13日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	石川県	7,900	9,000	1,100
		島根県	15,800	17,900	2,100
		山口県	2,400	2,800	400
		長崎県	35,500	40,200	4,700
		鹿児島県	15,000	17,000	2,000
		大中型まき網漁業	91,800	103,800	12,000
		国の留保	44,000	21,700	-22,300
令和7年2月14日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	島根県	17,900	27,400	9,500
		山口県	2,800	3,000	200
		長崎県	40,200	42,100	1,900
		鹿児島県	17,000	17,900	900
		大中型まき網漁業	103,800	108,800	5,000
		国の留保	21,700	4,200	-17,500
令和7年3月18日	漁獲可能量の変更	漁獲可能量	219,900	236,700	16,800
		国の留保	4,200	21,000	16,800
令和7年3月26日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	石川県	9,000	9,700	700
		島根県	27,400	30,700	3,300
		長崎県	42,100	45,700	3,600
		大中型まき網漁業	108,800	118,000	9,200
		国の留保	21,000	4,200	-16,800

17

ごまさば対馬暖流系群の資源再建計画の検証について

- ごまさば対馬暖流系群については、令和3年度の資源評価において、親魚量が限界管理基準値を下回る状態にあると判断されたことから、令和5年(2023年)に資源再建計画を策定した。
- 現行の措置は、親魚量が令和14年(2032年)に50%以上の確率で目標管理基準値を上回る措置として、資源管理基本方針の別紙2に規定されている本資源の漁獲シナリオに基づいて管理を行うこととしている。
- また、計画策定後、少なくとも2年ごとに資源評価に基づき達成状況の検証を行うこととしている。

令和6年度資源評価結果

将来の平均親魚量(万トン)

2032年に親魚量が目標管理基準値案(9.2万トン)を上回る確率												
2032年に親魚量が限界管理基準値案(3.1万トン)を上回る確率												
β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032			
1.0			6.8	7.6	8.2	8.6	8.8	9.0	9.1	100%	100%	43%
0.95			7.0	7.9	8.6	9.1	9.4	9.6	9.7	100%	100%	56%
0.9	6.6	6.1	7.2	8.3	9.1	9.6	10.0	10.2	10.3	100%	100%	69%
0.8			7.5	9.0	10.1	10.8	11.3	11.5	11.6	100%	100%	89%
0.7			7.9	9.7	11.2	12.1	12.6	12.9	13.0	100%	100%	98%
現状の漁獲圧			5.5	5.1	4.8	4.6	4.5	4.4	4.3	84%	84%	0%

- 最新の資源評価の結果、以下の結果が示された。

- ✓ 現行の資源再建計画の措置を継続することで、令和14年(2032年)に50%以上の確率で目標管理基準値を上回る。
- ✓ 親魚量は、令和2年(2020年)以降増えてきているものの、直近年である令和5年(2023年)の親魚量は7.2万トンで、目標管理基準値(9.2万トン)は下回っている。
- 以上を踏まえ、現行の資源再建計画の措置を継続することが妥当と考えられる。

まだら本州太平洋北部系群 管理の課題に係る資源管理基本方針等での対応について

令和7年3月行政間打合せで合意の得られた対応方針		資源管理基本方針等への記載等の対応
当初配分 配分基準案	・ 福島県、茨城県については、東日本大震災前の年の漁獲量データを用いてTAC配分を算定する等、震災及び福島第一原子力発電所事故の影響に配慮した配分方法を引き続き検討する。	ステップ3に入るまでに左記の内容について引き続き検討を行う。
	・ ステップ2での各管理区分へのTAC配分の試行においては、 <u>留保枠を設けず管理を実施する。</u> ・ <u>留保枠設定に当たっては、数量配分を受けた都道府県・大臣管理区分の関係者合意に基づき追加配分できるように措置する。</u> ※ステップ2での管理結果を踏まえ、ステップ3以降の留保枠の設定について柔軟に見直しを行う。	左記のとおり、ステップ2での管理結果を踏まえ、ステップ3以降の留保枠の設定について柔軟に見直しを検討する。
混獲の管理	・ <u>避けられない混獲により漁獲量が積み上がり直ちに操業全体を止めざるを得なくなる状況</u> を避けるための措置として、 <u>資源管理の取組に影響の少ない範囲で、翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる措置等に係る規定について検討を行い、ステップ3の開始までに結論を得る。</u>	ステップ3以降、資源状況や漁獲シナリオ等を踏まえた上で、措置の是非について引き続き検討を行う。
	・ 漁業法第31条の漁獲量等の公表に伴う漁獲量等の早期報告として、公表の基準（TAC総量を占める漁獲量の割合）や公表後の報告期限の適切な対応方法について、ステップ1での盛漁期の漁獲量の積み上がり状況を踏まえて議論し、 <u>ステップ2に入るまでに措置する。</u>	資源管理基本方針の別紙2に記載の漁獲量等の報告に係る期限については、他の資源の管理の取組（TACの85%に達した場合等）を参考とし、大臣管理区分及び知事管理区分それぞれにおいて、以下のとおり漁獲量等の報告の期限を早めることの試行を行う。 ✓ 大臣管理区分から農林水産大臣への報告については、 <u>陸揚げした日から3日以内</u> ✓ 都道府県知事から農林水産大臣への報告については、 <u>陸揚げした日から5日以内</u> ※他方、本資源は盛漁期に漁獲量が積み上がることを踏まえ、上記の数量に達する前においても、各管理区分は <u>漁業実態に合わせて盛漁期における漁獲量の積み上がり</u> を適時把握し、TAC超過しないよう管理するものとする。
TAC報告体制		

まだら本州日本海北部系群 管理の課題に係る資源管理基本方針等での対応について①

令和6年8月関係者会合に合意の得られた対応方針		資源管理基本方針等への記載等の対応
柔軟な管理手法	青森県の漁獲量急増を踏まえた管理手法 下記案をステップ2に入るまでに措置し、資源管理基本方針の別紙2に明記する。 - 青森県の定置漁業（底建網含む）及び刺網漁業の12月及び翌年1月の1日当たりの合計漁獲量が60トンを超えた場合、当該管理年度の青森県のTACに600トンを追加する。 - TACを追加した場合、定置漁業においては、漁獲されたマダラのうち生存個体を可能な限り放流し、刺網漁業においては、漁獲努力量の抑制に努めることを義務付ける。 - 追加分のTAC数量を消化した場合、消化した数量は漁獲実績とみなさない。 - 系群構造が判明するまでの間（2027年度の実運用を目指す）の暫定措置とする（ステップ3開始後の漁獲シナリオ等の見直しの際に、<u>ルール</u>の見直しを検討）	左記に加え、下記の内容について 年度内に関係者合意を得てステップ2までに措置 する（措置した内容をどこで担保するかについては庁内で検討）。 ① TACを追加した管理年度の漁獲実績の値が、当該管理年度の当初のTAC若しくは再計算された生物学的許容漁獲量（ABC）のいずれか大きい方の値を上回る場合、又は青森県の漁獲実績の値が、当該管理年度の青森県の当初のTACを上回る場合、いずれか小さい方の値と当該管理年度の漁獲実績の値との差分を、 翌管理年度の青森県TACから差し引く 。【資料2-3参照】 ② 再計算された翌管理年度のABCが、翌管理年度の漁獲可能量を上回る場合には、再計算された翌管理年度のABCと翌管理年度のTACとの差分を、 翌管理年度の青森県TACに追加 する。 ※ 現状の資源評価においては、青森県の2021年12月から2022年1月の大量漁獲を自系群と扱って評価を行っていることから、資源評価と齟齬が無いよう措置する。
	融通促進策 下記案をステップ2に入るまでに措置し、資源管理基本方針の別紙2に明記する。 - TAC枠を融通した管理区分については、数量の5割を当初配分の算定比率に係る漁獲実績として認める。 - TAC枠の融通を受けた管理区分については、通常通り、TAC枠の消化分に当たる数量の全てを当初配分の算定比率に係る漁獲実績とする。	本日の合意内容をもってステップ2以降のTAC当初配分において左記の内容が反映されるよう措置 する。
配分基準案	当初配分 石川県については、地震発生前の年の漁獲量データを用いてTAC配分を算定する等、地震の影響に配慮した配分方法を引き続き検討する。 ※他系群と統一的な方法を検討する。	ステップ3に入るまでに左記の内容について引き続き検討 を行う。
	留保枠の設定 - ステップ2での各管理区分へのTAC配分の試行においては、留保枠を設けず管理を実施する。 - 留保枠設定に当たっては、数量配分を受けた都道府県・大臣管理区分の関係者合意に基づき追加配分できるように措置する。 ※ステップ2での管理結果を踏まえ、ステップ3以降の留保枠の設定について柔軟に見直しを行う。	左記のとおり、ステップ2での管理結果を踏まえ、 ステップ3以降の留保枠の設定について柔軟に見直しを検討 する。
	留保枠からの優先配分ルール 融通促進策において、自主的な資源管理への配慮を行うことについては、漁獲抑制を客観的に示すデータ等が継続して収集される体制になった時点で、検討を開始する。	左記のとおり、 ステップ2以降の取組を踏まえ、引き続き検討 する。

■令和7年3月12日令和7管理年度TAC(漁獲可能量)設定に関する意見交換会資料2-2として公表

まだら本州日本海北部系群 管理の課題に係る資源管理基本方針等での対応について②

令和6年8月関係者会合後の意見を踏まえた対応方針案		資源管理基本方針等への記載内容
混獲の管理	遅くともステップ3に入るまでに本系群で導入した場合のリスク評価を踏まえ、措置に向けた検討を行う。措置する場合には、資源管理基本方針の別紙2に明記する。	本系群では漁獲シナリオにおいて「 $\beta=0.95$ 」を選択し、漁獲シナリオの定め方のルールの範囲内で可能な限り大きなTACを確保しているところであり、翌年度からTACを前借りする措置は 資源へ大きく悪影響を及ぼすリスク があることから、 本措置を見送る 。 ※ステップ3以降、資源状況や漁獲シナリオ等を踏まえた上で、措置の是非について 引き続き検討 を行う。
	漁業法第31条の漁獲量等の公表に伴う漁獲量等の早期報告として、公表の基準（TAC総量を占める漁獲量の割合）や公表後の報告期限の適切な対応方法について、ステップ1での盛漁期の漁獲量の積み上がり状況を踏まえて議論し、ステップ2に入るまでに措置する。	資源管理基本方針の別紙2に記載の漁獲量等の報告に係る期限については、他の資源の管理の取組（TACの85%に達した場合等）を参考とし、 大臣管理区分及び知事管理区分それぞれにおいて、以下のとおり漁獲量等の報告の期限を早めることの試行 を行う。 ✓ 大臣管理区分から農林水産大臣への報告については、陸揚げした日から 3日以内 ✓ 都道府県知事から農林水産大臣への報告については、陸揚げした日から 5日以内 ※他方、本資源は盛漁期に漁獲量が積み上がることを踏まえ、上記の数量に達する前においても、 各管理区分は漁業実態に合わせて盛漁期における漁獲量の積み上がりを適時把握し、TAC超過しないよう管理するものとする 。
その他	ステップ2に入るまでに、資源管理基本方針の別紙2及び都道府県の資源管理方針において、船舶の隻数に上限を設けることで漁獲努力量を制限する旨を明記する。	TAC管理は、TACの範囲内でどのように漁獲するかを各管理区分の創意工夫に委ねるものであるため、 本措置を見送る 。

- ## 青森県のTAC調整 必要条件

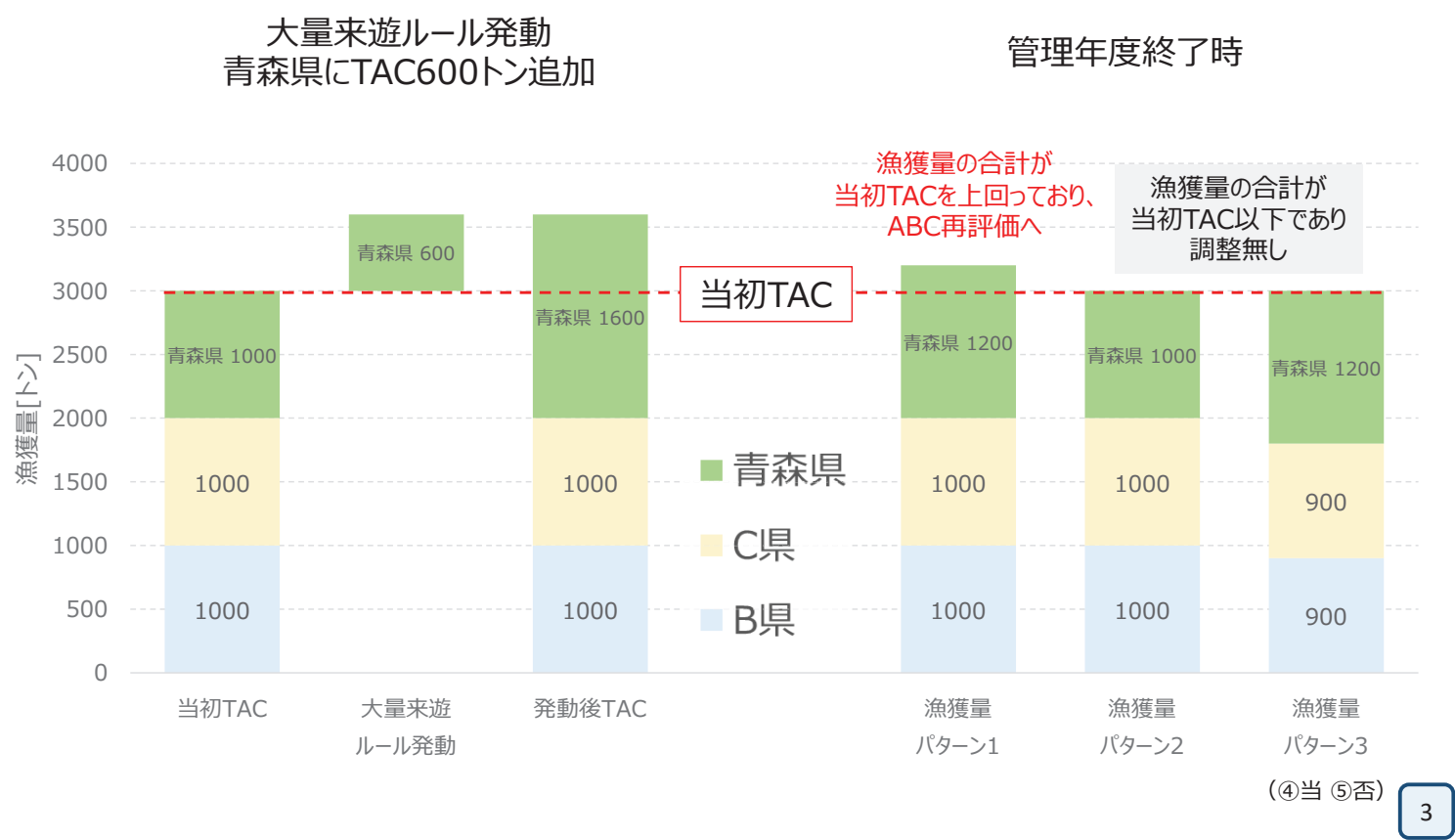
- ## 青森県のTAC調整 手法

1

2

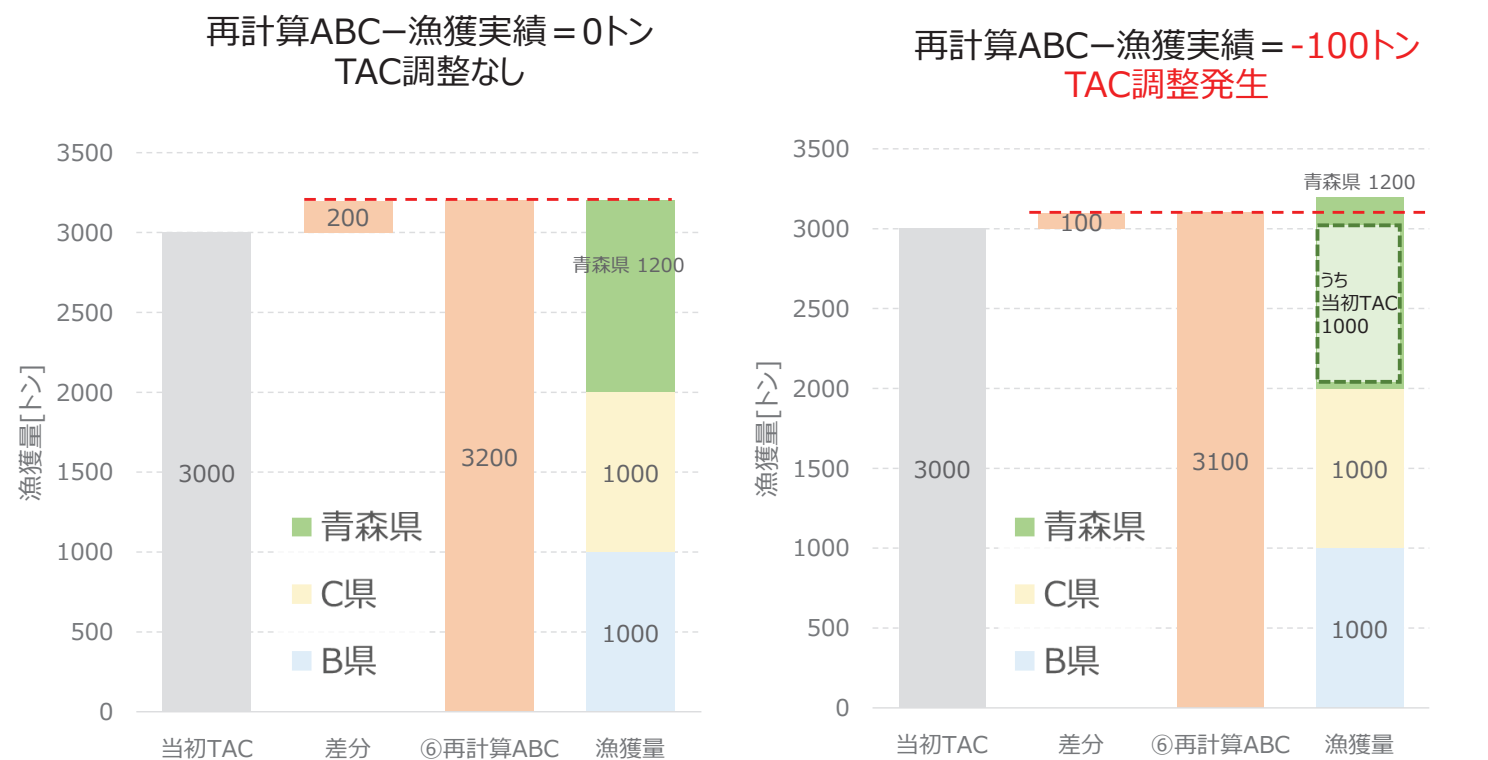
TAC調整判断 手順 1 (イメージ)

・漁獲量の合計が当初TACを下回っていれば、TAC調整は発生しない。



TAC調整判断 手順 2 (イメージ)

・ABCの再計算の結果次第で、翌管理年度のTAC調整の発生の有無及び調整が必要な場合の数量が決定。



参考：資源評価結果の年度による変動

資源評価結果は漁獲量以外の要因でも変動する。

令和4年度資源評価結果

表4-2. 資源解析結果

年	漁獲量 ^{*1} (トン)	資源量 (トン)	親魚量 (トン)	加入尾数 (3歳魚、万尾)	F/Fmsy	漁獲割合 (%)
2000	1,682	6,362	4,100	89	0.39	26
2001	1,287	6,288	4,241	126	0.27	20
2002	1,250	7,392	5,053	188	0	17
2003	1,314	9,626	6,832	263	0	14
2004	1,957	11,989	8,622	244	0.42	16
2005	3,024	13,012	8,839	179	0.55	23
2006	3,056	12,383	8,298	158	0.48	25
2007	3,668	11,655	6,913	172	0.34	31
2008	2,737	11,231	7,216	250	0.41	23
2009	3,204	12,234	7,695	253	0.68	26
2010	3,622	12,125	7,321	196	0.78	30
2011	3,730	11,391	6,487	199	0.83	33
2012	2,539	10,569	6,848	206	0.5	24
2013	3,066	11,037	6,981	204	0.7	26
2014	2,929	11,079	7,038	206	0.74	26
2015	3,153	10,662	6,486	171	0.74	30
2016	2,977	10,071	6,038	187	0.75	29
2017	2,492	10,435	6,587	256	0.63	23
2018	2,665	11,266	7,373	222	0.69	24
2019	2,631	10,791	7,363	115	0.48	24
2020	2,912	10,675	6,379	196	0.45	29
2021	2,693	10,363	6,440	-	0.65	26
2022						

^{*1} 漁業種類別漁獲量の合計値。
^{*2} 本系群の親魚量は漁期後の値。

令和5年度資源評価結果

表4-2. 資源解析結果

年	漁獲量 ^{*1} (トン)	資源量 (トン)	親魚量 ^{*2} (トン)	加入尾数 (3歳魚、万尾)	漁獲割合 (%)	F/Fmsy	%SPR
2000	1,682	6,362	4,100	89	26	0.39	34
2001	1,287	6,288	4,241	126	20	0.27	38
2002	1,250	7,392	5,053	188	17	0.19	39
2003	1,314	9,626	6,832	264	14	0.28	39
2004	1,957	11,989	8,622	244	16	0.42	36
2005	3,024	13,012	8,839	179	23	0.55	32
2006	3,056	12,383	8,298	158	25	0.48	34
2007	3,668	11,655	6,913	173	31	0.34	32
2008	2,737	11,231	7,217	250	23	0.41	33
2009	3,204	12,235	7,696	253	26	0.68	27
2010	3,622	12,129	7,324	196	30	0.78	25
2011	3,730	11,401	6,495	200	33	0.83	24
2012	2,539	10,590	6,848	206	24	0.50	31
2013	3,066	11,078	7,013	205	26	0.69	27
2014	2,929	11,174	7,108	211	26	0.74	27
2015	3,153	10,823	6,621	176	29	0.72	27
2016	2,977	10,384	6,282	200	28	0.73	27
2017	2,492	11,230	7,155	299	22	0.59	31
2018	2,665	12,135	8,275	211	22	0.64	30
2019	2,631	11,576	8,185	103	23	0.44	34
2020	2,912	11,540	7,135	215	27	0.43	33
2021	2,693	10,546	6,929	141	26	0.58	31
2022	3,245	10,516	6,035	204	31	0.71	26

^{*1} 漁業種類別漁獲量の合計値。
^{*2} 本系群の親魚量は漁期後の値。

管理の課題に係る資源管理基本方針等での対応について

項目		ステップ1以降での 確認・検討事項	ステップ2以降での確認・検討事項
①	資源評価	資源評価精度向上の取組	・引き続き精度向上に努める。
		・漁獲シナリオ ・管理の対象範囲 ・管理期間	・ステップ3に入るまでに左記の内容について引き続き検討を行う。
②	管理方法	・配分案の検討	・留保枠の設定 都道府県・大臣管理区分の配分枠が足りなくなった際、操業を止めざるを得なくなる状況を回避するため、適切な留保枠の設定を試行する。 ・留保枠からの追加配分 都道府県・大臣管理区分の配分枠が足りなくなった際、操業を止めざるを得なくなる状況を回避するため、適切な時期に留保枠から追加配分できる手法を構築する。
		・予期せぬ加入量 の変動等による漁 獲可能量の追加	ステップ2で試行し、留保枠の配分量や適切な配分方法を検討し、手法を確立させる。
③		漁獲可能量追加のための水政 審への諮問答申を念頭にTAC の総量の追加を試行し、問題点 を把握し、必要な改善を行う。	・TACの総量の追加配分 留保枠からの追加配分により、当該留保枠が足りなくなった際、操業全体を止めざるを得なくなる状況を回避するため、適切な時期の水政審への諮問答申を念頭にTACの総量の追加を試行する。
	TAC報告	・現場の負担感を軽減するデジタル化	ステップ2で試行し、適切な手法を確立させる。 ・TAC報告状況の確認・情報収集体制について、事務負担軽減に向け、都道府県や団体等の声を踏まえ、国のシステムの更なる改善に引き続き取り組む。

令和7年4月25日令和7管理年度TAC(漁獲可能量)設定に関する意見交換会資料1-3として公表

管理の課題に係る資源管理基本方針等での対応について

項目		ステップ1以降での 確認・検討事項	ステップ2以降での確認・検討事項
①	資源評価	資源評価精度向上の取組	・引き続き精度向上に努める。 ・ステップ3に入るまでに左記の内容について引き続き検討を行う。
	管理方法	・漁獲シナリオ ・管理の対象範囲 ・管理期間 資源管理基本方針に定めた漁獲シナリオ、管理の対象範囲、管理期間をステップ1、2の期間に試行/検証の上、課題を把握し、必要に応じて資源管理基本方針を見直す。 都道府県・大臣管理区分の配分枠が足りなくなった際、操業を止めざるを得なくなる状況回避するため、適切な留保枠の設定を試行する。 ・配分案の検討 都道府県・大臣管理区分の配分枠が足りなくなった際、操業を止めざるを得なくなる状況回避するため、適切な留保枠を設定する。 ・留保枠からの追加配分 都道府県・大臣管理区分の配分枠が足りなくなった際、操業を止めざるを得なくなる状況回避するため、適切な時期に留保枠から追加配分できる手法を構築する。 ステップ2で試行し、留保枠の配分量や適切な配分方法を検討し、手法を確立させる。	・TACの総量の追加配分 留保枠からの追加配分により、当該留保枠が足りなくなった際、操業全体を止めざるを得なくなる状況を回避するため、適切な時期の水政審への諮問/答申を念頭にTACの総量の追加を試行する。 ステップ2で試行し、適切な手法を確立させる。 ・TAC報告状況の確認・情報収集体制について、事務負担軽減に向け、都道府県や団体等の声を踏まえ、国のシステムの更なる改善に引き続き取り組む。
②	資源評価	・予期せぬ加入量の変動等による漁獲可能量の追加 漁獲可能量追加のための水政審への諮問/答申を念頭にTACの総量の追加を試行し、問題点を把握し、必要な改善を行う。	
③	TAC報告	・現場の負担感を軽減するデジタル化 漁獲情報のフンスオンリーに向けたデータ活用や収集体制を検討、体制構築を推進する。	

令和7年4月25日令和7管理年度TAC(漁獲可能量)設定に関する意見交換会資料2-3として公表